

国指定史跡長柄桜山古墳群

整備基本計画書

平成 23 年 3 月

逗子市教育委員会 葉山町教育委員会

国指定史跡長柄桜山古墳群
整備基本計画書

平成 23 年 3 月

逗子市教育委員会 葉山町教育委員会

第1号墳整備イメージ図



序

長柄桜山古墳群は、神奈川県の南東部にある三浦半島西岸の付け根付近、相模湾に面した桜山丘陵上のピークに約500m離れて立地する、神奈川県内最大級の2基の前方後円墳からなる国指定史跡です。三浦半島の脊梁として南北に走る主丘陵から西に枝分かれして延びる桜山丘陵は、約4キロにわたって逗子市と葉山町の境をなしていますが、両古墳はほぼその西端に位置し、第1号墳からは東京湾、房総半島を、第2号墳からは相模湾、伊豆、丹沢、富士山までを望むことができる絶好のロケーションにあります。今日ではなかなか想像できないことですが、かつては当地が、陸路・海路の要衝であったことを示唆するものといえましょう。また、この丘陵は現在、都市近郊における貴重な緑地、樹林地として良好な自然環境も残しており、市民町民の憩いの空間として親しまれています。

このように、貴重な歴史的遺産と恵まれた自然環境をともに活かしつつ、本史跡を整備していくため、ここに「国指定史跡長柄桜山古墳群整備基本計画」を策定しました。史跡の保存整備に深い理解を示され、ご協力・ご指導をいただいた市民町民並びに関係者の皆さんに心から感謝いたしますとともに、今後の整備活用が、本計画に基づいて将来にわたって着実に進められるよう、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成23年3月

逗子市教育委員会・葉山町教育委員会

例言

1. 本書は、神奈川県逗子市桜山、三浦郡葉山町長柄に所在する国指定史跡長柄桜山古墳群の整備基本計画書である。
2. 本計画の策定は、逗子市教育委員会と葉山町教育委員会が事業主体となって行った。
3. 本計画は、「逗子市・葉山町国指定史跡長柄桜山古墳群整備基本計画策定委員会」（平成 20～22 年度）における協議によりまとめられ、逗子市教育委員会、葉山町教育委員会が所定の手続きを経て策定した。なお、基本計画策定委員会の構成及び協議経過は、後掲附属資料のとおりである。
3. 本計画の策定に係る事務は、逗子市教育委員会教育部社会教育課、葉山町教育委員会生涯学習課が担当した。また、計画検討及び委員会運営補助等の関連業務を株式会社文化財保存計画協会に委託した。
4. 本計画の策定にあたり、史跡指定地の地質調査を株式会社東京ソイルリサーチに、史跡指定地及びその周辺の植生調査を株式会社地域環境計画に委託した。
5. 本計画の策定にあたり、次の諸機関にご指導ご協力いただいた。記して謝意を表する。

文化庁文化財部記念物課、神奈川県教育委員会教育局文化遺産課

引用・参考文献

- 逗子市教育委員会 1981 『逗子市文化財調査報告書第九集 逗子市域の地質』
- 植山英史・舛渕規彰 2000 「逗子市・葉山町長柄・桜山第 2 号墳の試掘調査」『神奈川県埋蔵文化財調査報告 42』
- 柏木善治・依田亮一 2001 『長柄・桜山 第 1・2 号墳 測量調査・範囲確認調査報告書』神奈川県教育委員会・財団法人かながわ考古学財団
- 逗子市教育委員会・葉山町教育委員会 2004a 『国指定史跡長柄桜山古墳群整備基本構想』
- 逗子市教育委員会・葉山町教育委員会 2004b 『シンポジウム前期古墳を考える～長柄・桜山の地から～／国史跡指定記念講演会 未来に活かす史跡整備を考える 記録集』
- 神奈川県生命の星・地球博物館 2006 『神奈川県レッドデータ生物調査報告書』
- 逗子市 2007 『蘆花記念公園基本計画報告書』
- 逗子市教育委員会・葉山町教育委員会 2009 『国指定史跡長柄桜山古墳群第 1 号墳 発掘調査概要報告書（平成 18 年度～平成 20 年度）』

目 次

序文

例言

I 基本計画

II 事業計画

附 屬 資 料

- 1) 国指定史跡長柄桜山古墳群整備基本計画策定委員会名簿
 - 2) 国指定史跡長柄桜山古墳群整備基本計画策定委員会協議経過
 - 3) 上位計画まとめ
 - 4) 法規制等内容
 - 5) 各種調査結果
 - 6) パブリックコメント

奥付

I . 基本計画

1. これまでの経緯と整備基本計画の策定

(1) これまでの経緯

長柄桜山古墳群は、平成 11 年 3 月、葉山桜山団地西側の丘陵頂部（現在の第 1 号墳）で、携帯電話の中継基地建設工事に伴う小規模な伐採及び整地が行われた際、葉山町在住の東家洋之助氏（整備基本計画策定委員会委員）が埴輪片を発見したことを契機として、その存在が公に知られるに至った。また、同年 4 月、県内の考古学研究者が、その西側約 500m の丘陵頂部（現在の第 2 号墳）も同様の古墳であることを指摘し、その後の試掘調査、測量調査、範囲確認調査等を経て、ともに全長 90m 前後の、現存する遺構としては神奈川県内最大級の規模を有する前方後円墳であることが明らかとなった。この間、逗子市、葉山町は、神奈川県とともに「(仮称) 長柄・桜山古墳群に関する三者協議会」を設置して国史跡指定を目指す検討と事務的手続きを進め、平成 14 年 12 月 19 日に「長柄桜山古墳群」として指定を受けた。

平成 15 年度には、本史跡を取り巻く自然環境、社会環境等の各種条件を整理して「国指定史跡長柄桜山古墳群整備基本構想」を作成し、今後の整備の基本的方向性を示した。これを受け、平成 16 年度には 3 名の考古学研究者による国指定史跡長柄桜山古墳群調査指導委員会を設置し、今後の整備に必要な地下遺構の情報収集を目的とした発掘調査について具体的な検討を開始し、平成 18 年 3 月に発掘調査全体計画を定めた。この間、平成 16、17 年度の 2 カ年で指定地の公有化が完了したため、平成 18 年度から発掘調査に着手、平成 21 年度には計画していた第 1 号墳の調査を終え、墳丘の構造や埴輪等に関する多くの貴重な成果を挙げた。

なお、発見直後から、郷土の貴重な古墳を守るため、市民町民による自主的な活動を端緒とするパトロール活動が開始され、様々な経緯を経てその活動が今日に至っているのは特筆すべき事項である。

(2) 整備基本計画の策定

前述したように、第 1 号墳の発掘調査も計画通りに進捗し、整備に係る具体的データの収集も進みつつあったことから、次段階として、基本構想で示した方向性や目標を踏まえ、市民、町民の意向を汲みつつ、遺構保存と公開活用の実現へ向けて、整備基本計画を策定することになった。整備基本計画は、基本的な整備内容や手法等について検討するとともに、全体にかかる概略の事業費を積算し、項目毎の優先度や実施の可能性に基づいた短期・中期・長期計画の区分を行うことで、行政として実現可能な整備の道筋を明確にし、その具体化を図ろうとするものである。

整備基本計画の策定にあたっては、考古学や自然科学の学識者のほか、市民・町民、行政職員で構成した国指定史跡長柄桜山古墳群整備基本計画策定委員会を設置し、平成 20 年度から検討を重ねてきた。

なお、現時点では遺構の保存状況が未詳である第 2 号墳についても本計画の対象とするが、個別具体的の内容については、今後実施する発掘調査の結果等を踏まえて検討することとする。

表1 整備基本計画策定までの経過

年度	年		第1号墳	第2号墳
平成 10 年度	平成11年 (1999)	3月初旬	地元の考古学愛好家が、携帯電話アンテナ建設工事で埴輪片を発見	
		3月中旬	現地踏査 大型の前方後円墳であることを確認	
		3月31日	県埋蔵文化財包蔵地台帳に登録 (逗子市No.120、葉山町No.38)	
		4月初旬		県内の考古学研究者が前方後円墳である可能性を指摘 現地踏査
		4月中旬	「長柄桜山古墳群にかかる三者協議会」(県・市・町教委)設置 市民町民によるパトロール開始	
		6月		第1次発掘調査(試掘調査:県教委) 葦石を伴う前方後円墳 あることを確認
		7月	測量調査(県教委)	
		8月2日		県埋蔵文化財包蔵地台帳に登録 (逗子市No.121、葉山町No.39)
		2月		測量調査(かながわ考古学財団)
		4~5月	第2次発掘調査(範囲確認調査:かながわ考古学財団)	
11 年度	平成13年 (2001)	3月	『長柄・桜山第1・2号墳測量調査・範囲確認調査報告書』(県教委、かながわ考古学財団)	
12 年度	平成14年 (2002)	7月8日	国史跡指定申請	
		12月15日	シンポジウム「前期古墳を考える～長柄・桜山の地から」開催	
		12月19日	国史跡に指定(文部科学省告示第202号)	
13 年度	平成15年 (2003)	4月	「国指定史跡長柄桜山古墳群整備活用検討会」設置	
		6月	地表踏査・地下レーダー探査	
		6月15日	国史跡指定記念講演会「未来に生かす史跡整備を考える」開催	
		10月	簡易貫入試験	
14 年度	平成16年 (2004)	3月	『国指定史跡長柄桜山古墳群整備基本構想』策定 『シンポジウム前期古墳を考える～長柄・桜山の地から・国史跡指定記念講演会 未来に生かす史跡整備を考える 記録集』	
		5月	「調査指導委員会」設置	
		10、12月	第1号墳(葉山町域)、第2号墳(葉山町域の一部)公有化	
15 年度	平成17年 (2005)	10、12月	第1号墳(逗子市域)、第2号墳(全域)公有化	
16 年度	平成18年 (2006)	3月	『発掘調査全体計画』策定	
		8~10月	第3次発掘調査(第1号墳、1~4Tr.)	
17 年度	平成19年 (2007)	12~2月	第4次発掘調査(第1号墳、5~8Tr.)	
		3月	墳丘保護ネット敷設工事	
		9月	「整備基本計画策定委員会」設置	
18 年度	平成20年 (2008)	9~12月	第5次発掘調査(第1号墳、9~13Tr.)	
		3月	『国指定史跡長柄桜山古墳群第1号墳発掘調査概要報告書(平成18年度～平成20年度)』	
19 年度	平成21年 (2009)	4~6月	地下レーダー探査、再解析	
		6~3月	植生調査	
		7~11月	地質調査(第1号墳ボーリング調査、簡易貫入試験)	
		8~12月	第6次発掘調査(第1号墳、14~18Tr.)	
		3月	墳丘保護ネット敷設工事	
20 年度	平成22年 (2010)	6~12月	出土品等整理作業	
		1~3月	測量調査	
21 年度	平成23年 (2011)	3月	『整備基本計画』策定	

2. 長柄桜山古墳群の概要

(1) 立地及び周辺環境

1) 位置と地形

長柄桜山古墳群は、神奈川県南東部、三浦半島の付け根にある逗子市と葉山町にまたがって存在し、東京から 50km 圏内、横浜から 20km 圏内に位置している。

最寄り駅の JR 横須賀線逗子駅からは南方へ約 2.5 km、京浜急行電鉄逗子線新逗子駅から南方へ約 1.8 km の距離にある。

長柄桜山古墳群は標高 50~120m の低位丘陵上に立地し、北側には田越川に沿って発達した沖積低地帯が形成されており、逗子市の中心市街地となっている。丘陵の南側には森戸川が東流しており、狭小な沖積低地帯を形成している。

長柄桜山古墳群が位置する桜山丘陵では、昭和 40 年代以降の宅地開発により地形が大きく改変されており、第 1 号墳東側まで造成が及んでいるが、古墳群の周辺一帯が各種法令に基づき開発行為に対する制限がかけられたことから、史跡とその周辺は現在までなお豊かな自然環境が保全されている。

史跡指定地は、第 1 号墳 6,869.32 m²、第 2 号墳 8,208.11 m²で、計 15,077.43 m²の面積があり、それぞれ独立した島状の指定がかかっている。指定地内にはさまざまな樹木が茂っており、眼下の視界は遮られている箇所が多いが、第 1 号墳の後円部墳頂から東には東京湾を、第 2 号墳前方部から西には相模湾から富士山を眺めることができ、一部逗子市域において指定地内を東西に走るハイキングコース「ふれあいロード」が整備され、近隣住民やハイカー達に利用されている。

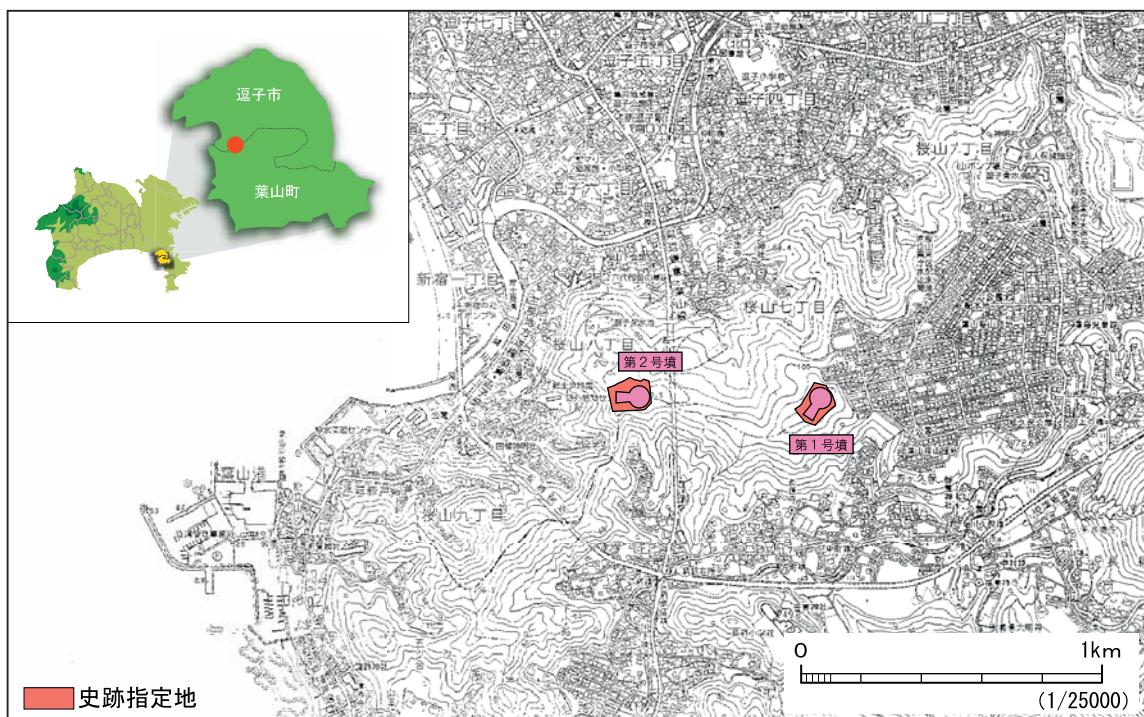


図 1 史跡位置図

2) 史跡とその周辺の地質

長柄桜山古墳群が位置する丘陵は、三浦層群逗子シルト岩層シルト岩砂岩互層（泥岩率 90%以上）で形成されている。丘陵部は主に灰色のシルト岩から形成され、黄褐色で未凝固の細粒～中粒の砂層と互層し、浮石凝灰岩を伴っている。シルト岩（泥岩）は新鮮部では青灰色を、風化部では黄灰色を呈する。また、逗子層のシルト岩は風化しやすいという特性がある。

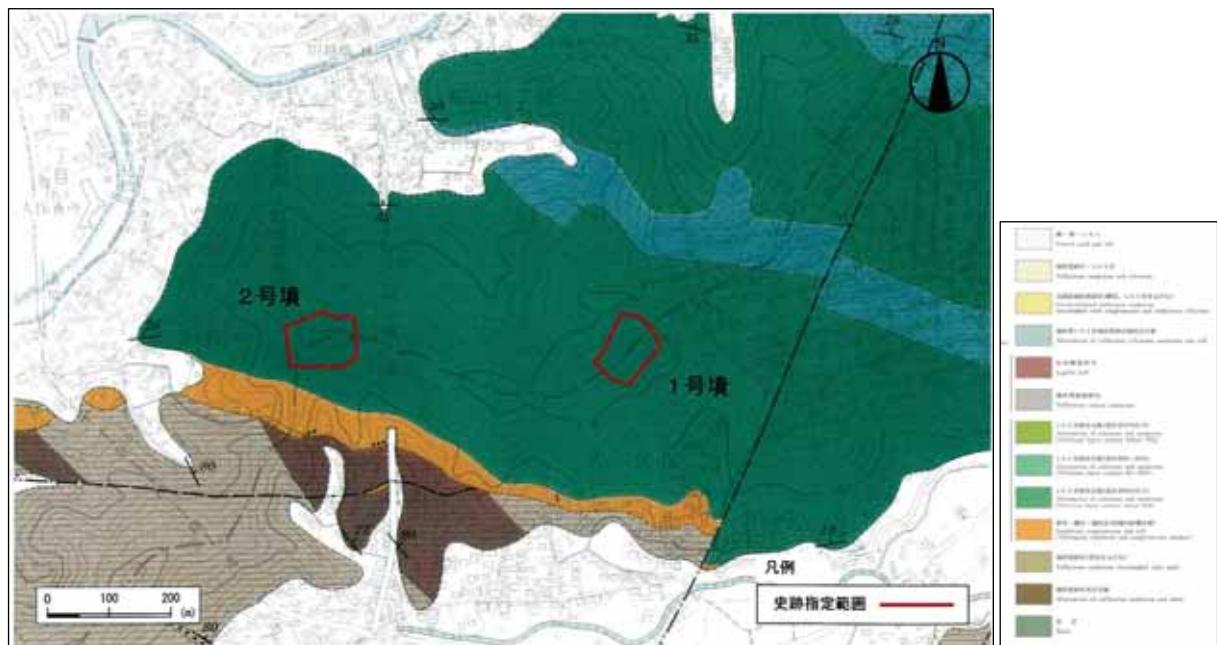


図2 史跡周辺の地質図 (逗子市教育委員会 1981 に加筆)

3) 史跡とその周辺の植生

長柄桜山古墳群が位置する丘陵一帯では、スダジイ群落、コナラ群落、スギ・ヒノキ植林、クスノキ植林、竹林の5つの植物群落が確認されている。このうちスダジイ群落とコナラ群落は『神奈川県レッドデータ生物調査報告書』(神奈川県生命の星・地球博物館 2006) のレッドリストに登載されており、保護上重要とされている。

指定地内の植物相は、スダジイ、タブノキ、イヌビワ、ヒサカキ等、主に暖温帯に分布の中心をおく種で構成されており、コナラやヤマザクラの落葉広葉樹林で確認されたムクノキ、エゴノキ、ハゼノキ等の構成種も暖温帯二次林を代表するものである。生育環境としては、第1号墳、第2号墳とも全て樹林地であり、常緑広葉樹林、落葉広葉樹林、スギ・ヒノキ植林、クスノキ植林、竹林が確認されている。それぞれの環境で林床の種の構成に違いはなくアズマネザサ、リョウメンシダ、ベニシダ、イノデ、ミヅシダ、ドクダミ、ヤブラン、ナガバジャノヒゲ、ナルコユリ、ヤツデ、オオバウマノスズクサ等多くの種が共通してみられる。注目される種としては、エビネ及び腐生ランの一種が確認されている。

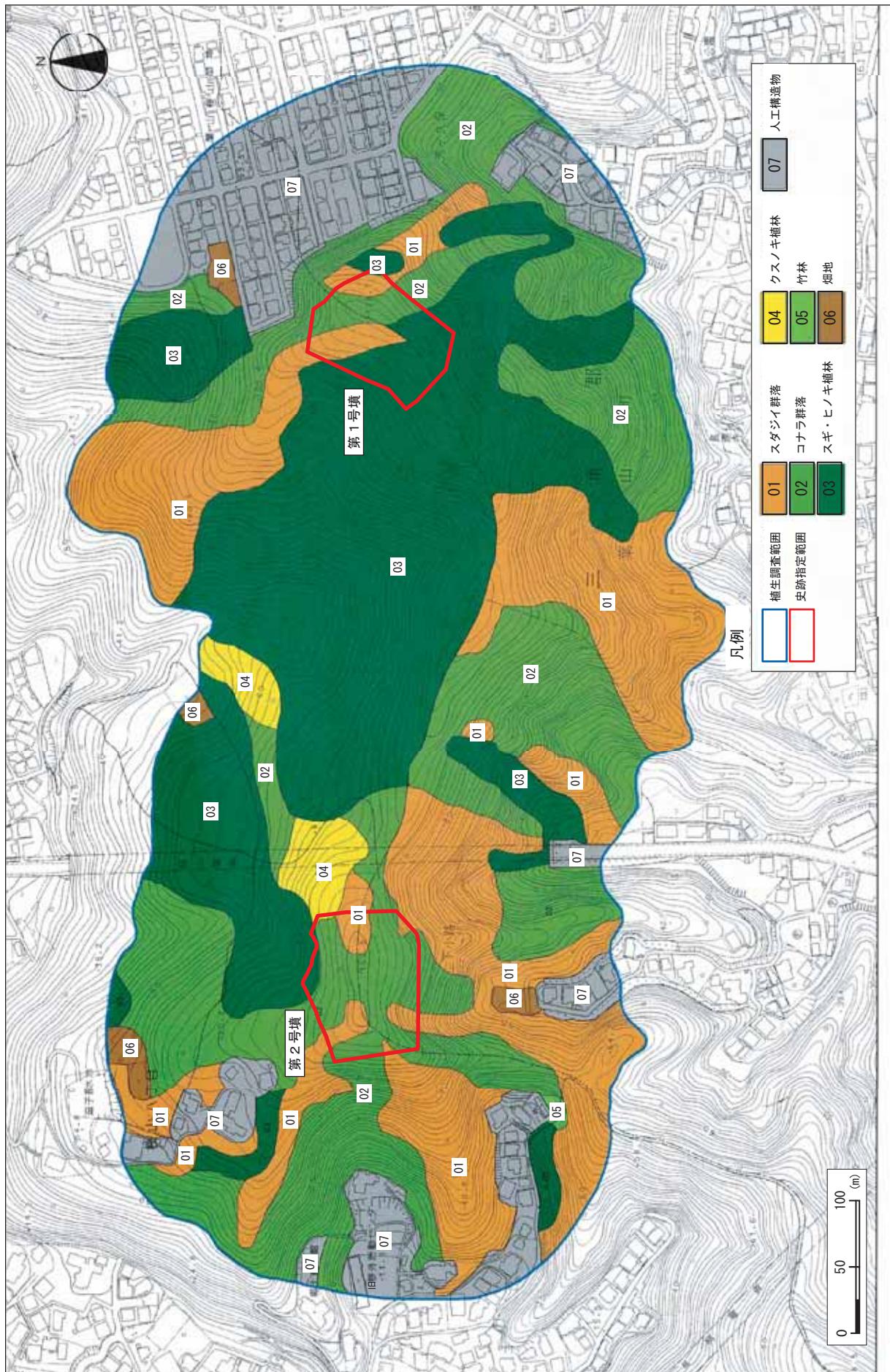


図3 現況植生図（平成21年度植生調査結果より）

(2) 社会的環境

1) 上位計画・関連計画等

逗子市、葉山町とも、総合計画をはじめ、都市の振興、まちづくり、景観、環境など、本計画に関わりある上位計画・関連計画が定められているが、それらの中において、長柄桜山古墳群もしくはその周辺地域は、史跡として適正に保存管理し、他の文化財も含めた歴史的空間として広く活用するだけでなく、豊かな自然環境を保全することが求められている。そのため計画策定にあたっては、それら上位計画等と整合させつつ、自然環境との調和を図りながら、文化遺産として適切に保存・活用を図っていく必要がある。

2) 整備基本構想

逗子市教育委員会・葉山町教育委員会では、整備基本計画に先立ち、史跡を保存・活用することを目的に、基本的な考え方をまとめている(逗子市教育委員会、葉山町教育委員会 2004a)。

ア. 史跡整備の基本理念

史跡整備にあたって、古墳の価値や、整備の必要性・方向性に基づき、整備の基本理念を「歴史環境と自然環境の共存」「地域に根ざした研究・生涯学習活動拠点としての機能」「人々が日常的に集い、安らぎ憩う場」として整理した。

イ. 整備・活用の基本方針

上記の基本理念を踏まえた、整備・活用の基本方針を次のとおりとした。

- (ア) 周辺の自然環境を可能な限り保全した上で、史跡整備との調和を図る。
- (イ) 学術調査の成果を分かりやすい表現で公開し、学習の場を提供する。
- (ウ) 発掘調査は、遺構の状況把握のために必要不可欠な程度にとどめる。
- (エ) 遺構の保護を前提とし、発掘調査の結果を踏まえて整備を行う。
- (オ) 人々が集い、憩う、ゆとり空間として、人々が自由に利用できるよう整備する。
- (カ) 逗子市、葉山町の住民が、地域固有の財産として、その価値を感じられるよう整備する。
- (キ) 逗子、葉山町の住民、行政が一体となって史跡の整備・活用を推進する。

ウ. 長柄桜山古墳群の整備構想

長柄桜山古墳群の整備対象範囲は、史跡整備ゾーンと周辺整備ゾーンの2つに区分し、検討課題を整理した。

3) 蘆花記念公園基本計画

蘆花記念公園基本計画では、①桜山斜面樹林の保全、②景観上重要な建造物の保全・活用、③周辺の資源・施設との連携を目標としており、長柄桜山古墳群の歴史的景観を含めた桜山斜面樹林の保全を図り、公園区域に隣接する休憩所及び長柄桜山古墳群・六代御前の墓などの文化資源とのネットワークを強化し、園路や道標等での一体的な誘導を含めた整備を図っている。

長柄桜山古墳群については、周辺に点在する歴史的資源のひとつとしてだけでなく、公園整備における重要な緑地景観要素として位置づけられている（逗子市 2007）。

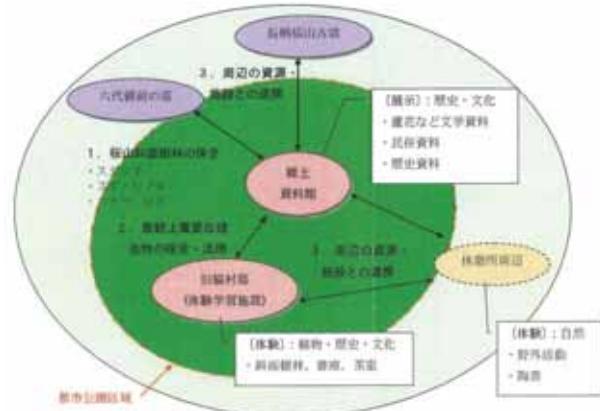


図4 蘆花記念公園基本計画模式図

4) 法規制等

長柄桜山古墳群は、文化財保護法により国史跡に指定されており、現状を変更する行為等については文化庁長官の許可が必要となる。また、史跡指定地周辺の丘陵部は都市計画法による市街化調整区域に指定されている。その他、宅地造成等規制法や建築基準法による各種法規制がある。

緑地保全や防災に関する法規制についても、首都圏近郊緑地保全法により史跡指定地周辺の丘陵部は近郊緑地保全区域に指定されており、区域内で行われる行為は制限されている。また、史跡指定地の位置する丘陵地は森林法による地域森林計画対象民有林（5条森林）に指定されているほか、第1号墳葉山町側の一部が土砂流出防備保安林及び保健保安林に、第2号墳逗子市側の一部が保健保安林に指定されている。さらに急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律により、第2号墳の葉山町側の一部が急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。

その他、逗子市、葉山町の条例等により、各種の規制が存在する。計画策定にあたっては、それらを遵守しつつ、文化遺産として適切に保存・活用を図っていく必要がある。

5) 交通

長柄桜山古墳群は、史跡指定地が接道しておらず、第1号墳、第2号墳ともに上り口には見学者に対応できる規模の駐車場がない。

公共交通機関を利用した場合、第1号墳側のアクセスは、JR 逗子駅から葉桜住宅（「葉桜」停留所）までバスに乗り（約8分）、その後第1号墳側の上り口まで徒歩（約6分）、第2号墳側は同じく JR 逗子駅から「富士見橋」停留所までバスで（約5分）、芦花記念公園を通って第2号墳側の入口へ至る（約6分）のが主となる（図5、6）。

徒歩では、「六代御前の墓伝説地」（逗子市史跡）付近から上る道のほか、いくつかの山道がある。なお、県道311号線の新桜山隧道建設に伴い、葉山側のトンネル出入口から第2号墳付近まで上ることができる階段の設置が計画されている。

長柄桜山古墳群古墳は、市街地に近接しアクセスが良いことから、計画策定にあたっては、基本的に既存の公共交通機関利用もしくは徒歩を前提とする。

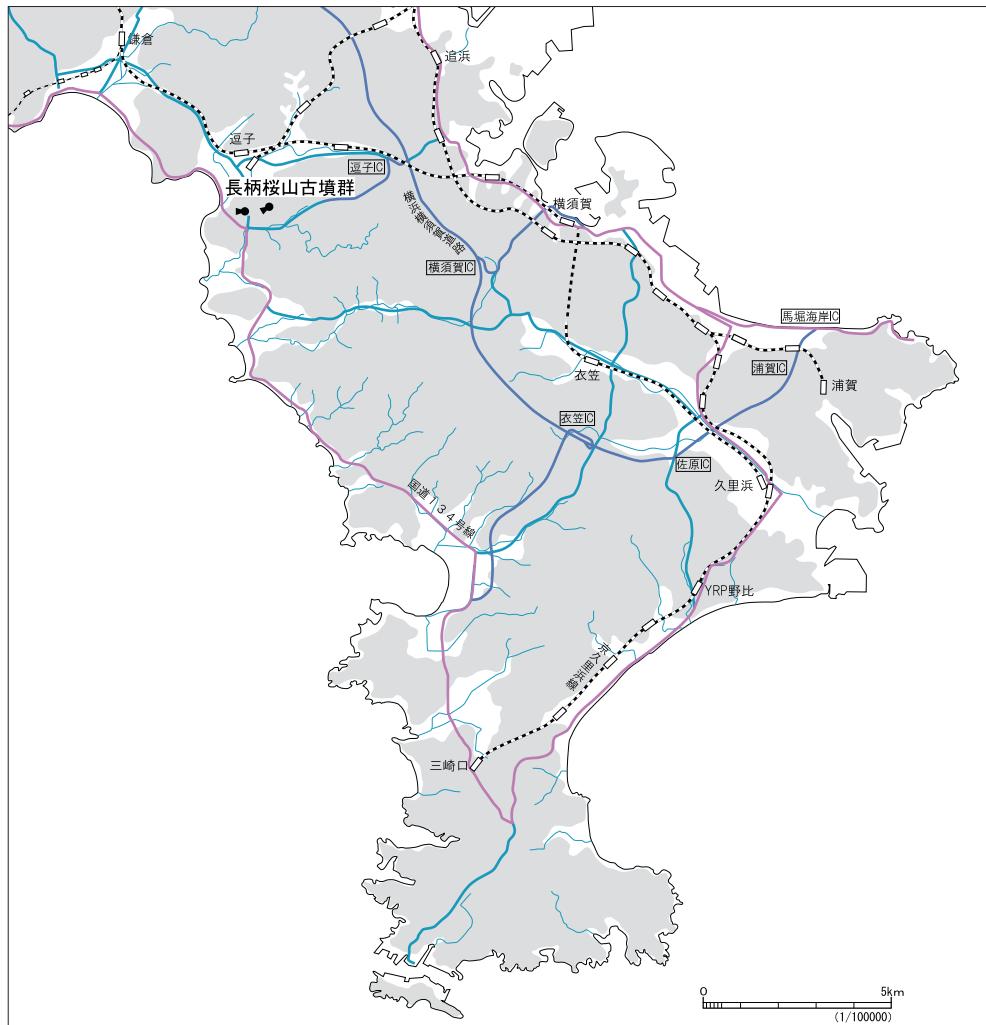


図5 三浦半島主要交通網

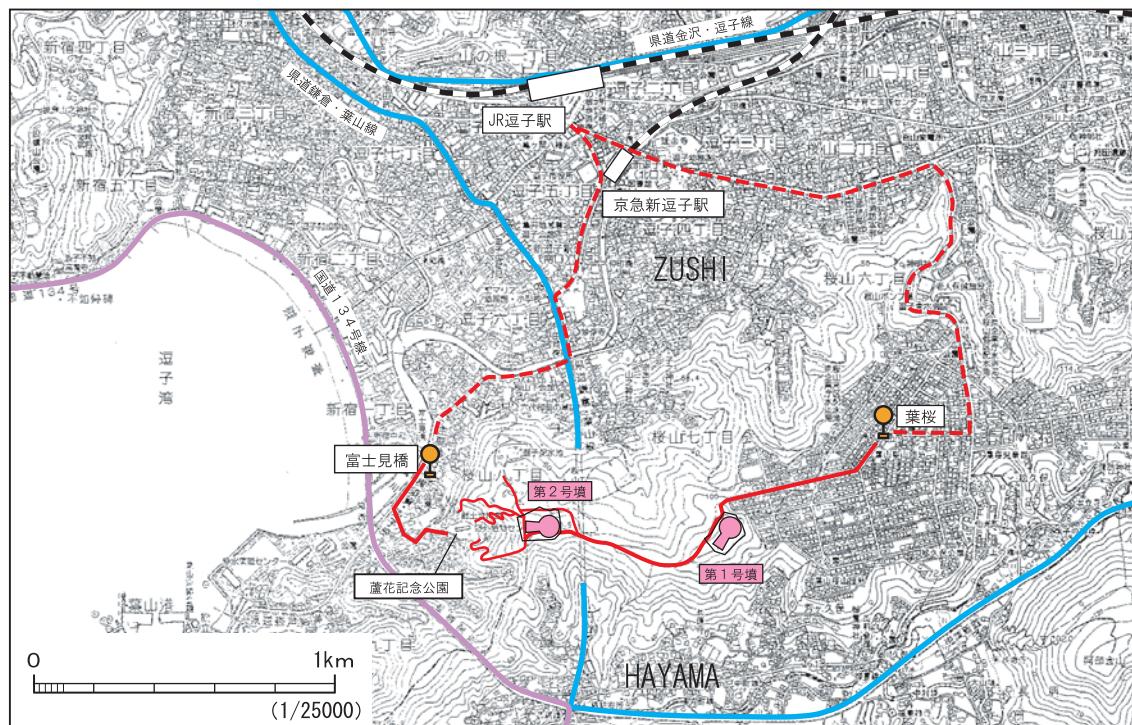


図6 指定地までのアクセス

(3) 歴史的環境

1) 周辺の遺跡

長柄桜山古墳群が発見されるまで、逗子市・葉山町を含む三浦半島地域では、前期古墳の存在は確認されていなかった。

一方、田越川左岸の段丘上の平坦面や、田越川の支流池子川右岸の沖積微高地上、また葉山側では沿岸部の一色・堀内地区の砂丘上などを中心に、弥生時代から古墳時代前期の遺跡が点在している（図7）。とくに逗子湾からやや奥まった田越川中流域左岸の段丘上では、弥生時代中期後半から後期の集落跡のほか、古墳時代前期から後期の集落跡が重なる複合遺跡で、一般集落から出土することはまれな石鉈が出土したことでも知られる持田遺跡（5）や、土器焼成遺構や粘土採掘坑など土器生産を行っていた古墳時代前期の集落跡である沼間ポンプ場南台地遺跡（10）や菅ヶ谷台地遺跡（9）など、長柄桜山古墳群の築造に並行する時期の集落跡が集中する。また、田越川右岸の池子川流域には弥生時代から古墳時代のほか、各時代の遺跡が確認された池子遺跡群（11）が存在する。池子遺跡群からは、古墳時代の鏡片や銅鏡など、やはり一般集落からの出土は珍しい遺物が出土している。

葉山側では沿岸部の砂丘上を中心に、No.2遺跡（13）や三ヶ岡遺跡、御用邸内遺跡などで古墳時代前期の集落遺跡が発見されている。

また、奈良時代以前の古東海道については、『古事記』『日本書紀』に記載されたヤマトタケルの東征説話を根拠にその復元的研究が進められている。説話自体には史実性が薄いが、そのルートが当時の交通路をある程度反映したものであることを前提に、概ね現在の横須賀市走水付近から東京湾を渡海したことが指摘されている。半島内のルートについてはさまざまな想定が可能と思われるが、地形あるいは遺跡分布の点からみて、田越川流域を遡上して東京湾側へ到るルートは相模湾と東京湾を結ぶ重要な交通路であったと考えられている。

なお、中世以降に属するが、逗子市域には名越切通と和賀江嶋の二つの国史跡がある。このうち名越切通については逗子市教育委員会が整備事業に着手している。

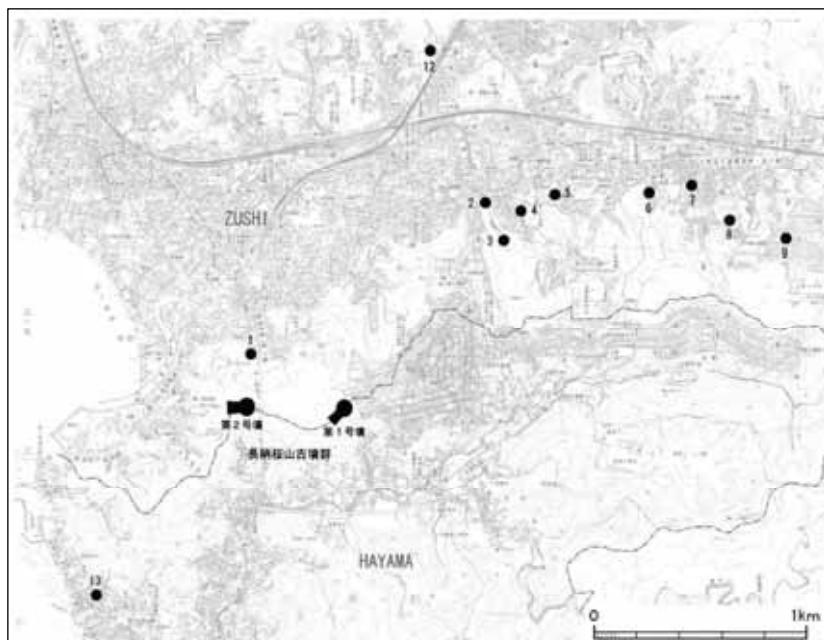


図7 周辺遺跡図

2) 遺構の概要

長柄桜山古墳群では、史跡指定前の平成 11、12 年度に試掘調査、範囲確認調査を、指定後の平成 18 年度から平成 21 年度まで、史跡整備に必要な情報収集の一環として、第 1 号墳の発掘調査を実施している（表 2、図 8・9）。

ア. 第 1 号墳

墳長約 90m を測り、前方部を南南西に向けて構築された前方後円墳である。墳丘の遺存状態は総じて良好だが、葉桜住宅造成の際に後円部北側の一部が失われている。後円部西半は正円形を描くが、東半はいびつな形をなしている。後円部墳頂部は西から東に向って下がっており、東西縁辺で 60 cm の比高差があるが、古墳築造以降に階段状に地すべりが起こった結果である。前方部は現況地形では先端部が撥形に広がっているが、中世後期以降に墳丘の一部が削平を受けており、本来は幅広の台形状になる。

墳丘の高さは後円部で約 7.7m、前方部で約 4.9m を測り、墳裾は後円部から前方部にかけて緩やかに下がっている。そのため後円部と前方部の墳頂部間比高差は約 3.25m となる。墳丘の構築にあたっては、地山の逗子層～黒色土層を削り出して成形した後、上部に約 1.5m の盛土を施して構築している。なお、前方部前面のみ墳裾から断面三角形状に盛土を施している。後円部は三段、前方部は二段の段築が施されており、葺石はもたない。

墳丘斜面部～墳裾の覆土中からは円筒埴輪及び壺形埴輪片が出土している。後円部墳頂部平坦面の縁辺には、築造時の状態を保った埴輪基部が都合 5 個体確認されており、埴輪列が巡っていたことが明らかになっている。隆起斜道部から前方部墳頂部及び段築テラス上には埴輪列は遺存していないかった。

後円部墳頂部中央のやや東よりに、墳丘主軸から東に約 15 度傾いた状態で、幅約 1.6m、長さ約 7 m の陥没坑が確認されている。陥没坑の一部を掘り下げたところ、墳丘面から約 1.5 m 下に粘土槅が 1 基構築されていることが確認された。後世の掘削痕跡は認められなかったため、主体部は未盗掘である。

イ. 第 2 号墳

墳長約 88m を測り、前方部を西に向けて構築された前方後円墳である。墳丘の遺存状態は総じて良好である。後円部墳頂部には塚状の高まりが存在する。

墳丘は、後円部で高さ約 7.3m、前方部で約 8.7m を測り、墳裾は後円部から前方部にかけて緩やかに下がっている。そのため後円部墳頂部平坦面と前方部の比高差は約 0.7m となる。墳裾付近は地山の逗子層を削り出して成形している。墳丘斜面部は未調査のため盛土の構築状況や段築の有無については明らかではないが、第 1 号墳にはみられない葺石が存在する。覆土中からは円筒埴輪及び壺形埴輪片が出土しており、埴輪列の存在が予想される。

墳頂部は未調査であり、埋葬施設の位置や構造、規模は明らかでない。

表2 発掘調査等の履歴

年 度	調 査	調 査 主 体
平成 11 年度	第1次調査 第2号墳の試掘調査 平成11年6月15日～22日	神奈川県教育委員会
平成 12 年度	第2次調査 第1号墳・第2号墳の範囲確認調査 平成12年4月4日～5月11日	かながわ考古学財団 (神奈川県教育委員会が委託)
平成 18 年度	第3次調査 第1号墳の発掘調査 平成18年8月21日～10月27日	逗子市教育委員会 葉山町教育委員会
平成 19 年度	第4次調査 第1号墳の発掘調査 平19年12月3日～平成20年2月22日	逗子市教育委員会 葉山町教育委員会
平成 20 年度	第5次調査 第1号墳の発掘調査 平成20年9月29日～12月19日	逗子市教育委員会 葉山町教育委員会
平成 21 年度	第6次調査 第1号墳の発掘調査 平成21年8月6日～12月17日	逗子市教育委員会 葉山町教育委員会

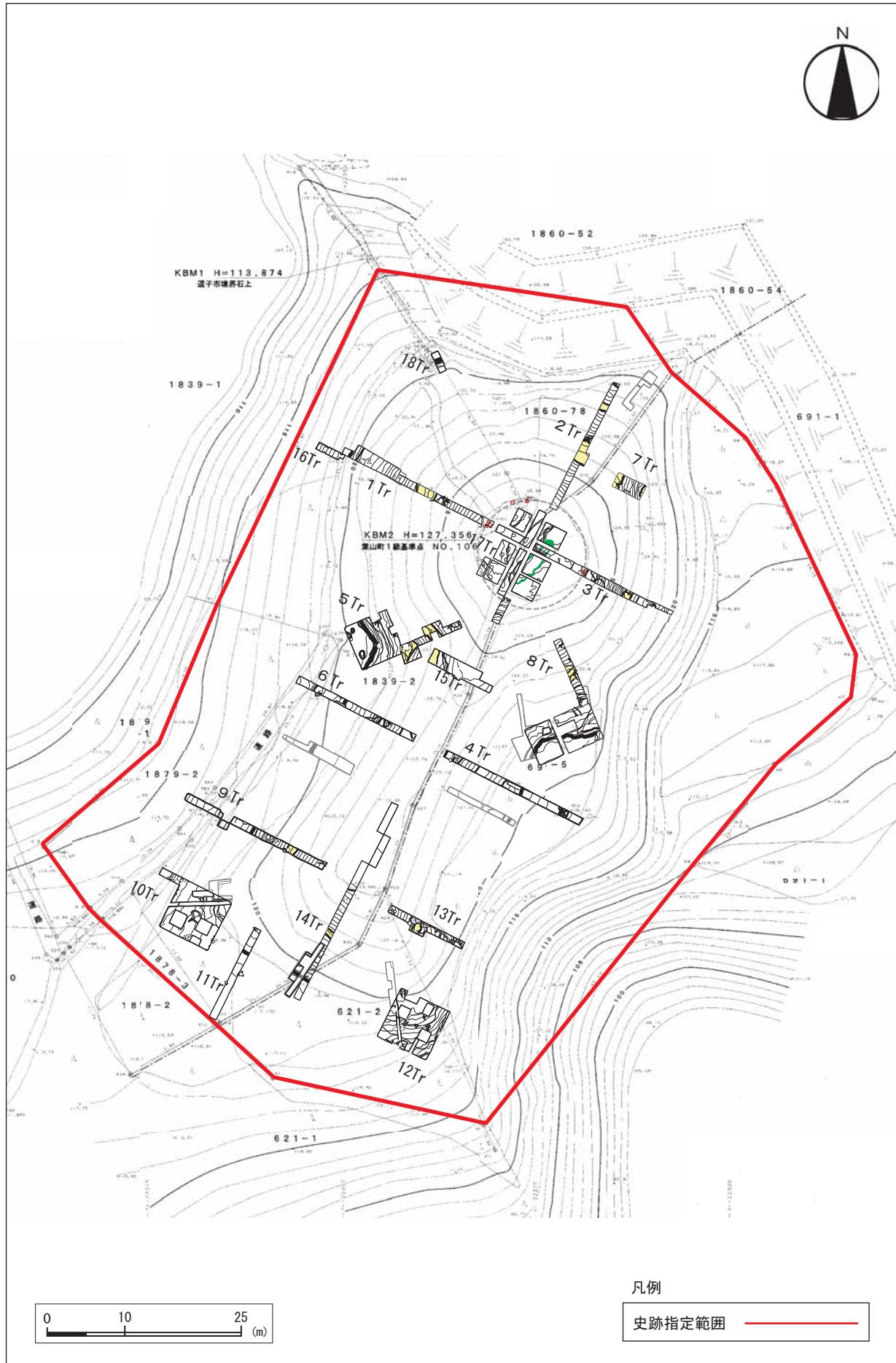


図8 第1号墳発掘調査位置図

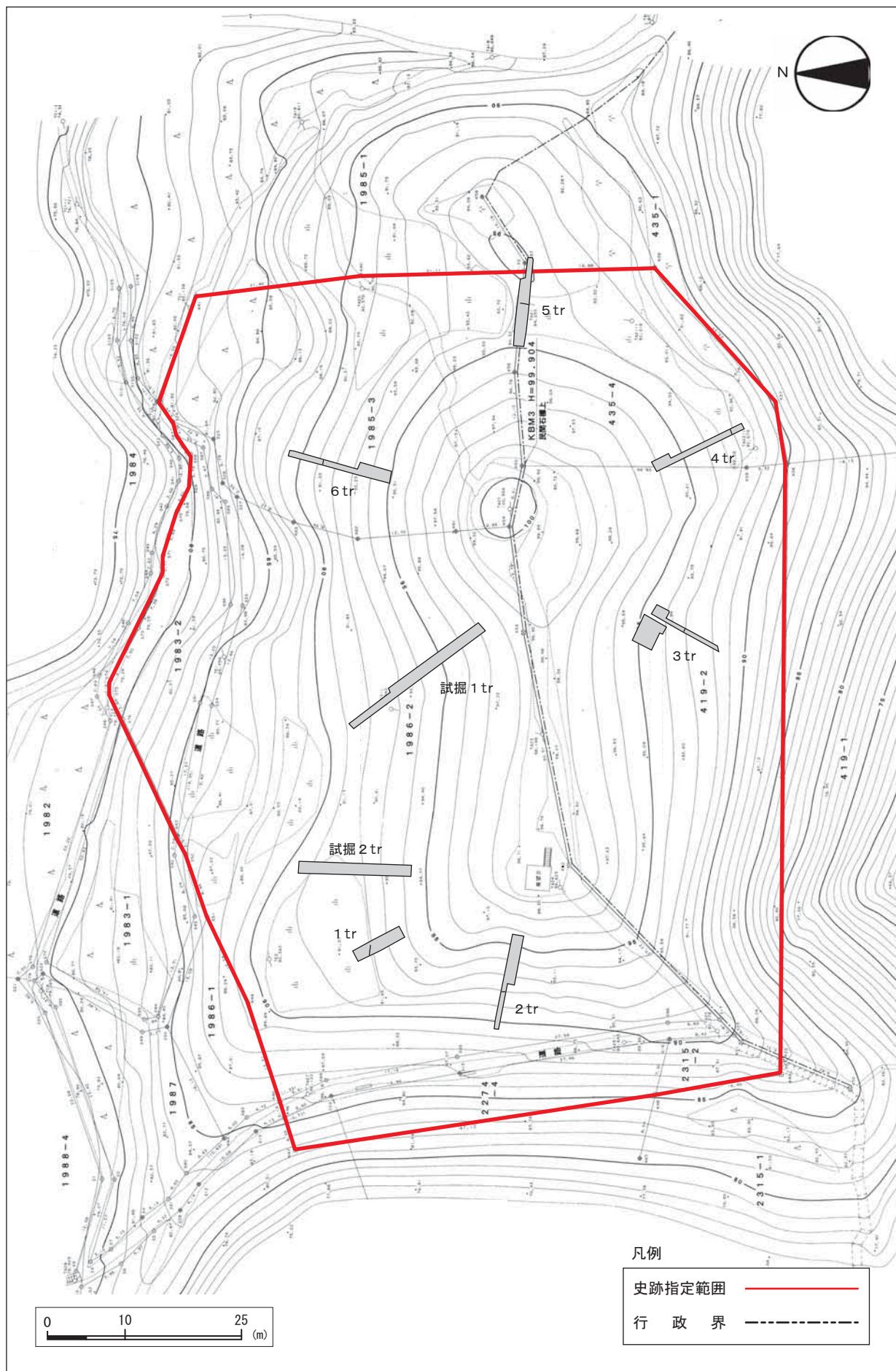


図9 第2号墳 発掘調査位置図

3. 長柄桜山古墳群の本質的価値

(1) 史跡指定状況

長柄桜山古墳群の史跡指定状況は以下の通りである。

名 称：長柄桜山古墳群

所 在 地：第1号墳 神奈川県逗子市桜山7丁目

神奈川県三浦郡葉山町長柄字芳ヶ久保

第2号墳 神奈川県逗子市桜山8丁目

神奈川県三浦郡葉山町長柄字下小路

所 有 者：逗子市、葉山町

指 定：平成14年12月19日 国史跡指定（文部科学省告示第202号）

指定理由：三浦半島西岸の付け根付近に位置する、2基の前期大型前方後円墳からなる古墳群。畿内地域と東日本を結ぶ太平洋側の交通の要衝にあり、古墳時代前期における関東と畿内を結ぶ交通や、南関東の地域の情勢を考える上で重要である。

面 積：第1号墳 6,869.32 m²（内訳 逗子市：3,438.35 m²、葉山町：3,430.97 m²）

第2号墳 8,208.11 m²（内訳 逗子市：5,440.45 m²、葉山町：2,767.66 m²）

(2) 長柄桜山古墳群の本質的価値

長柄桜山古墳群の適切な保存と活用を図るにあたっては、将来にわたって改変することなく確実に次世代に伝達していくべき史跡としての本質的な価値を定義し、それらを保護するための基本方針を定める必要がある。ただし、長柄桜山古墳群は、時間的経過の中で様々な要素が加わり現在の姿をなしているので、その本質的価値を構成する諸要素とそれ以外の諸要素に分類し、これらの諸要素が史跡の本質的価値とどのような関わりをもっているのかを検討した。

1) 長柄桜山古墳群の本質的価値

長柄桜山古墳群は、これまで古墳分布がほとんど空白だった三浦半島の基部の丘陵上に近接して築造された、現存する県下最大級の2基の前方後円墳からなる。いずれも墳丘はほぼ完全な形で残っており、第1号墳では未盗掘の粘土櫛を有する主体部が確認されているほか、第2号墳も未調査ではあるが良好な状態で遺存している可能性が高い。また、古墳時代前期後半（4世紀中頃～後半）の壺形埴輪と円筒埴輪（もしくは朝顔形埴輪）がセットで出土しており、第1号墳には埴輪列や段築が、第2号墳には葺石が認められ、神奈川県内はもとより関東の前期古墳としても稀有な例である。両古墳は、標高100m～120mの丘陵尾根筋に築造されており、東京湾・相模湾を眺望できる絶好の立地にあるという特徴を持っている。

さらに、2基が所在する三浦半島は、太平洋岸を西から東京湾へ入る位置にあり、古墳時代前期の大和の勢力と関東以北を結ぶ交通の要衝の一つであったと推定され、東日本の政治情勢を考える上でも重要である。

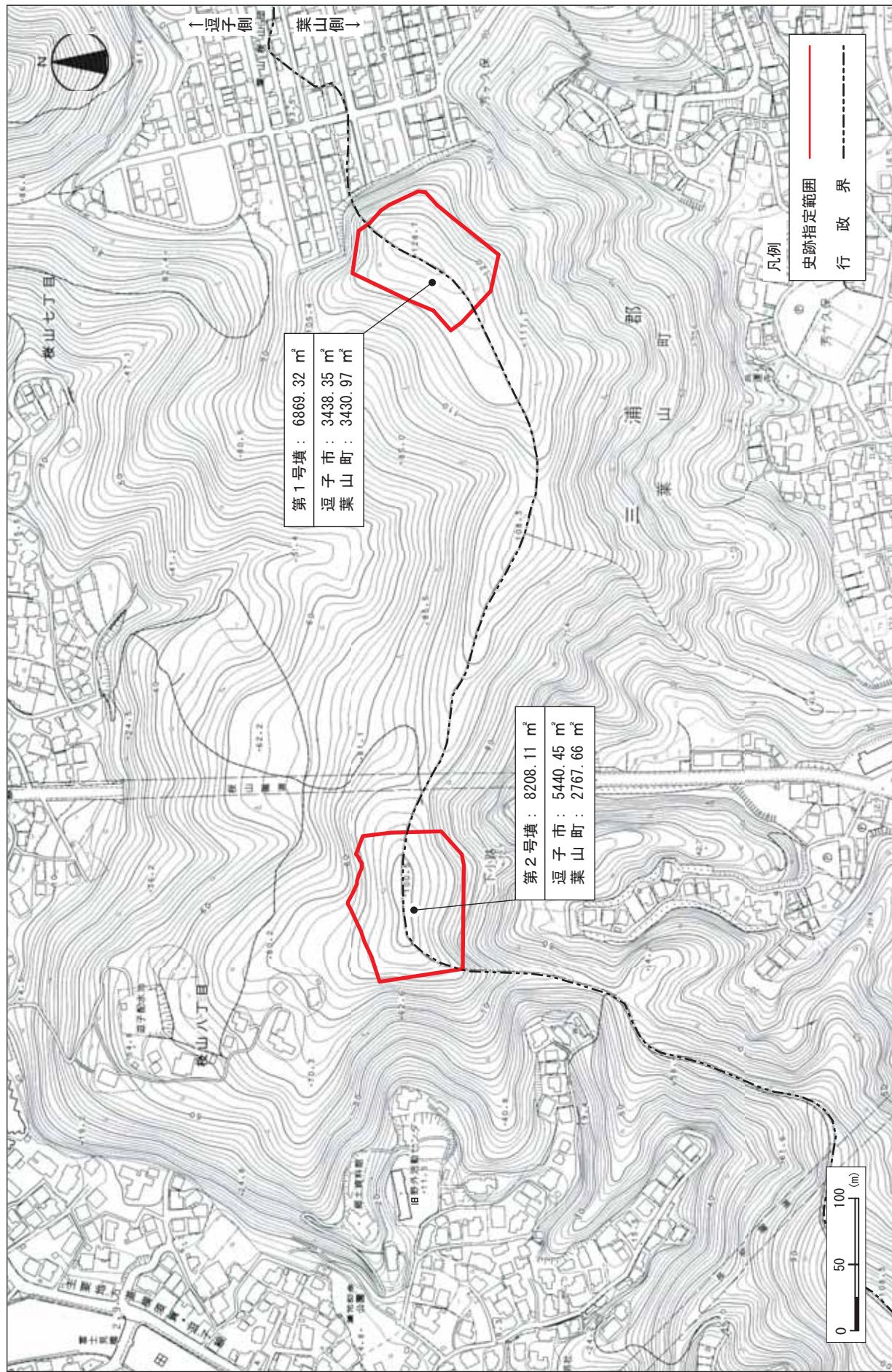


図10 史跡指定範囲図

以上のことと踏まえると、長柄桜山古墳群の本質的価値は、以下の諸要素に分類することができる。

- ・県内最大級の規模を誇り、段築を有する墳丘の築造体
- ・埴輪列・葺石などの墳丘外表施設や古墳の被葬者が納められた主体部など、地下に埋蔵されている遺構と、副葬品や埴輪などの遺物
- ・古墳が立地する尾根筋の自然地形

2) 長柄桜山古墳群を構成する諸要素の分類

以上にあげた長柄桜山古墳群の本質的価値及び現地調査の結果を踏まえ、長柄桜山古墳群を構成する諸要素を以下に分類した（表3）。

表3 長柄桜山古墳群を構成する諸要素分類

		対象	構成要素
史跡指定地内	史跡の本質的価値を構成する諸要素	墳丘の築造体	盛土、切土地形
		地下に埋蔵されている遺構、遺物	葺石（第2号墳）、埴輪、主体部
		自然地形	墳丘周囲の自然地形
本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	本質的価値と密接に関わる諸要素	遺構保護用仮設物	遺構保護ネット、ロープ柵等
		説明・案内施設	遺跡説明板
	その他の諸要素	樹木、樹林、地被植物	
史跡指定地周辺	史跡等の周辺地域の環境を構成する諸要素	展望台	
		埋設杭	基準点等
		自然地形	尾根、丘陵先端の斜面等、樹木・樹林
		石造物	近世石造物
		園路等	丸太階段、手摺、道
		便益施設	ベンチ、テーブル
		説明・案内施設	遺跡説明板、各種説明板・標識
		公園施設	

4. 基本理念及び基本方針

長柄桜山古墳群は、海上交通の要衝に造られた大型の前方後円墳であり、長い歳月を経て受け継がれたかけがえのない文化遺産であると同時に、史跡の位置する丘陵は、都市近郊に残された貴重な緑地として豊かな自然環境を形成している。

以上のような状況をふまえ、長柄桜山古墳群の整備にあたっての基本理念と基本方針を次のように設定した。

(1) 基本理念

史跡長柄桜山古墳群の保存を前提に、周囲の豊かな自然環境との調和を図りながら、人々が学び、集い、安らぎ憩う場として愛着がもてるよう整備する。

(2) 基本方針

1) 史跡の保存と顕在化

古墳の形を現在まで良好な状態で残していることを踏まえて、復元整備は行わず、豊かな自然環境との調和を図りながら史跡を確実に保存する。また、古墳の形や大きさを目で見て体感できるような整備を行う。

2) 古墳の歴史的特色の公開

発掘調査などによって得られた歴史的事実を学ぶことができるよう、現地での解説機能を充実させる。また、ホームページや書籍、パンフレット、シンポジウム等により、古墳の特色を積極的に発信する。

3) 古墳群周辺の環境と眺望

植生調査の結果をふまえ、所管各課や関連法令との調整を図りながら、古墳群が立地する環境を理解できるように枝払いや択伐を行い、眺望を確保する。

4) 施設整備の考え方

第1号墳と第2号墳を結ぶルートは、周辺環境を楽しみながら安全に歩けることを目的とした整備を行う。ガイダンス施設やトイレ等は、史跡指定地とその周辺の環境を考慮して、丘陵上には設けず、既存の施設を活用していく。なお、立地上の制約からバリアフリー化は難しいため、現況について十分な周知を図る。

5) 市民・町民参加の管理運営

市民・町民が整備、管理運営に参画できる仕組みづくりを行い、郷土の歴史文化に対する愛着を育む。

5. 全体計画

(1) ゾーニング

整備基本計画における整備等の対象範囲を、史跡指定地内と周辺の指定地外とにゾーニングし、全体計画を次のとおりとする。

1) 史跡指定地内

史跡指定地内を「遺構保存整備ゾーン」として位置づけ、遺構の保存を前提とした上で第1号墳と第2号墳の特徴を活かした整備を行う。

2) 史跡指定地外（古墳間の尾根道他、古墳群への動線）

古墳間の尾根道を「ふれあいゾーン」、公道から古墳群への動線及び滞留部分を「エントランスゾーン」として位置づけ、古墳群に関わる情報発信の環境を整えると同時に、自然と調和した安全な動線確保に努めた整備を行う。なお、「ふれあいゾーン」の範囲は、尾根道を中心概ね5～10mの幅とする。

(2) 各整備ゾーンの現況と整備方針

各整備ゾーンの現況を踏まえた上で、各ゾーンの整備方針をまとめた（表4～6、図11）。

表4 現況のまとめ（史跡指定地内）

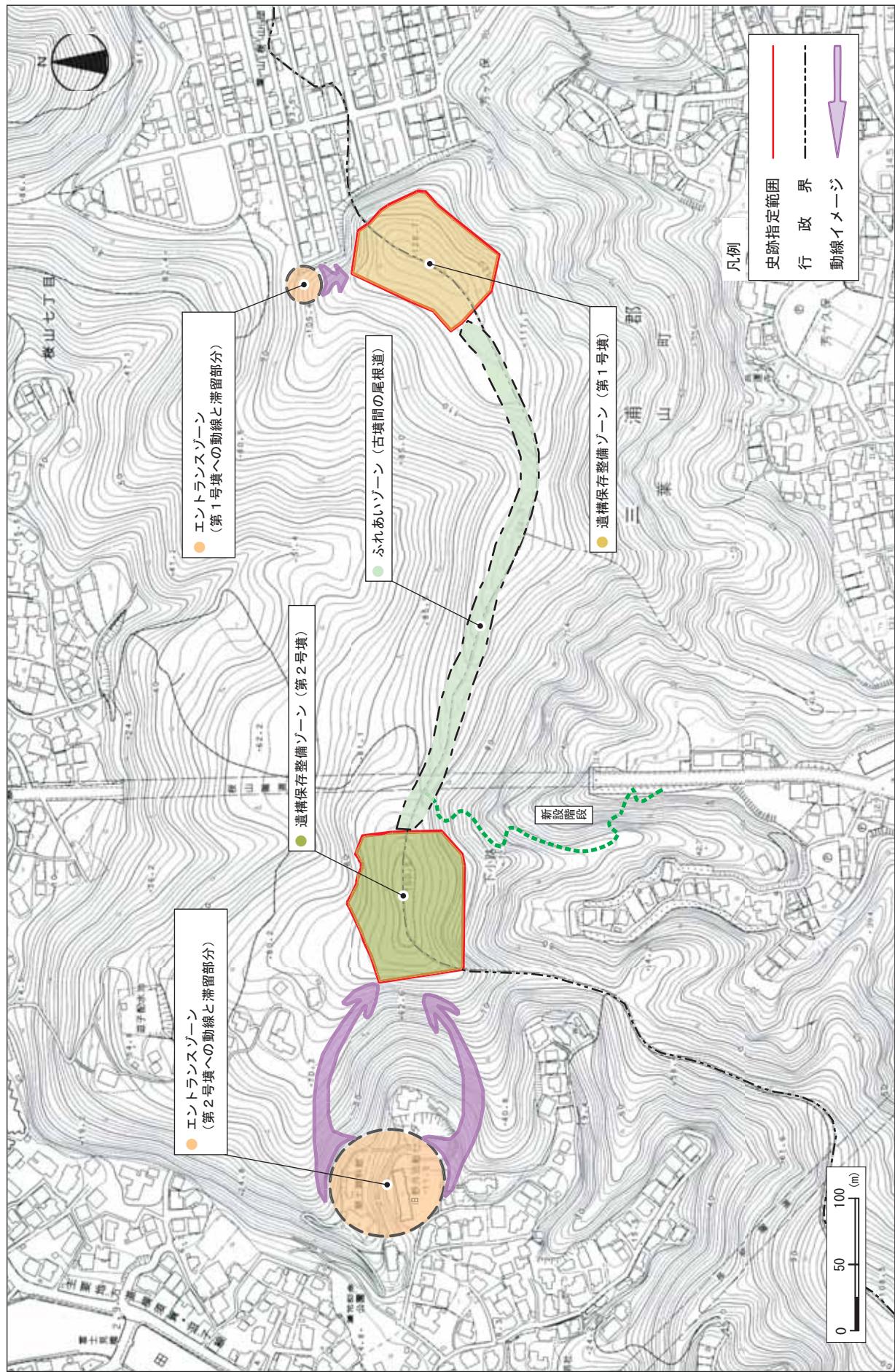
項目	区分	史跡指定地内（遺構保存整備ゾーン）	
	対象地	第1号墳	第2号墳
自然	地質	三浦層群逗子シルト岩層シルト岩砂岩互層（泥岩率90%以上）	
	植生	尾根筋西側（逗子側）： コナラ群落、スギ・ヒノキ植林 スダジイ群落	尾根筋西側（逗子側）： コナラ群落、スダジイ群落
社会	都市計画	市街化調整区域及び近郊緑地保全区域	
	保安林等	東半（葉山側）が土砂流出防備保安林	西側（逗子側）の一部が保健保安林 南側（葉山側）の一部が急傾斜地崩壊危険区域
歴史	地目	保安林、山林、北側（後円部の一部）が宅地、 一部市道	大半が山林、西側（前方部裾）一部が保安林、 一部市道
	墳丘構造	地山岩盤削り出し後、盛土	
現状	規模・形状	全長約90m、 前方部2段・後円部3段の前方後円墳	全長約88m、前方後円墳
	外表施設	葺石なし	葺石あり
歴史	遺物	壺形埴輪・円筒埴輪・土師器	
	主体部	後円部墳頂に粘土櫛一基	未調査
現状	立地、主軸	主軸は北東方向：尾根方向、 丘陵頂部（標高127m）	主軸は東方向：尾根方向、 丘陵頂部（標高100m）
	改変等	前方部両側面を削平	後円部上に塚状の高まりが存在
現状	導入・動線	葉桜団地から急斜面の階段路 (比高差約30m) 団地からの導入部に溜りスペースなし 墳丘の西側に散策路	蘆花記念公園から急斜面の階段路 (比高差約80m) 墳丘を縦断するように散策路
	工作物等	後円部北西散策路沿いに木製ベンチ（老朽化） 後円部北西の墳裾外側に史跡標柱と説明版	前方部西端に木製展望台（老朽化） 後円部東の墳裾外側に史跡名称標柱と説明版
現状	崩落等	後円部東側に地すべりによる可能性のある地形	墳丘斜面の表土流出による葺石の露出が進行 前方部前面と後円部北側（墳裾外側）に地すべりによる可能性のある地形
	古墳保護	墳頂部にき損等抑止のため、一部に保護ネットを設置	墳頂部にき損等抑止のため、一部に保護ネットを設置
現状	視界	逗子湾、東京湾	逗子湾～富士山
	関連部局等	逗子市教育委員会社会教育課・葉山町教育委員会生涯学習課	

表5 現況のまとめ（史跡指定地外）

項目	区分	史跡指定地外	
		エントランスゾーン	ふれあいゾーン
	対象地	葉桜団地から第1号墳 蘆花記念公園から第2号墳 古墳間の尾根道	
自然	地質	三浦層群逗子シルト岩層シルト岩砂岩互層（泥岩率90%以上）	
	植生	スダジイ群落、コナラ群落	スギ・ヒノキ植林（逗子側） スダジイ群落、コナラ群落（葉山側）
社会	都市計画	市街化調整区域及び近郊緑地保全区域	斜面地:市街化調整区域及び近郊緑地保全区域 平場:都市計画公園及び第1種低層住居専用地域
	保安林等	なし	斜面地ほぼ全域が保健保安林
	地目	道路（市）、隣接地は宅地・山林他	道路（市） 隣接地は山林・保健保安林他
歴史	遺構、遺物他		散策路脇に石碑1基（江戸時代）
現状	動線・路面の状況	急斜面の階段道 一部表土が流出し、泥岩層が露出して滑りやすい	急斜面の階段道 一部表土が流出し、泥岩層が露出して滑りやすい
	樹木、地被類	散策路にかかる枯損木、倒木は除去。	日当たりのよい場所は下草、特にツル草が繁殖 散策路にかかる枯損木、倒木は除去。
	説明施設等	葉桜団地上り口に古墳群、ふれあいロード説明板	保安林看板（神奈川県） 火気厳禁（逗子市） 樹名板、古墳案内板
	管理施設	木柵	ロープ柵（眺望点、民地境界） 老朽化したベンチあり
	眺望点		逗子湾を見る眺望点
	関連部局等	逗子市緑政課	逗子市緑政課、都市整備課
			逗子市経済観光課

表6 整備方針

	史跡指定地内		史跡指定地外		
区分	遺構保存整備ゾーン		エントランスゾーン		ふれあいゾーン
対象地	第1号墳	第2号墳	葉桜団地 から 第1号墳	蘆花記念 公園から 第2号墳	古墳間の尾根道
テーマ	遺構の保護を前提に、自然環境との調和を図りながら、墳丘に上り、前方後円墳の形が理解できる整備を行う。		遺構の保護を前提に、自然環境との調和を図りながら、墳丘に上り、相模湾を望む立地が理解できる整備を行う。		最新情報の発信（更新）と起点機能の強化
整備方針	1. 自然環境との調和を図りつつ、遺構のき損を防ぐための方法を検討する。 2. 墳丘保護のために浸食防止の工法を検討する。 3. 墳頂部は埴輪列や主体部の保護を目的に補強盛土を行い、主体部の範囲を表示する。 4. 前方後円墳の形状の顕在化を図り、調査で得られた情報を現地に表示する。		1. 自然環境との調和を図りつつ、遺構のき損を防ぐための方法を検討する。 2. 墳丘保護の方法は、発掘調査の結果を踏まえて検討する。 3. 墳丘上の展望台は、撤去する。		1. 来訪者への安全に配慮した整備を行う。 2. 最新の調査研究成果をもとにした説明板及び史跡の位置や周辺の施設配置を示した案内板を設置する。 3. 腐朽の激しい既存の丸太階段やベンチについては、適宜修理を行う。 4. 眺望の良い場所を選定し、枝打ちや伐採を行う。
備考			所有者・管理者と協議し、了解を得た上で実施を検討する。		



6. 個別計画

(1) 調査計画

第1号墳については、整備基本計画策定に先立つ発掘調査で、墳丘構造や埋葬施設の位置等が判明しているが、第2号墳については、指定前に試掘調査、範囲確認調査が実施されているのみで、詳細は不明である。今後、第2号墳の整備を行うにあたっては、第1号墳同様に発掘調査を実施し、整備に必要な情報を収集する。

第2号墳の発掘調査

ア. 調査の目的

本調査は、以下の諸点を解明するために古墳の発掘調査を実施し、得られた成果を史跡整備に生かすことを目的とする。

- (1) 墳丘の現況（墳丘の変形状況）を把握し、後世の改変が墳丘の保存にどう影響を及ぼしているのかを追求する。
- (2) 築造当初の古墳の規模、形態、構造（周溝の有無、葺石の配列状況）の詳細を明らかにし、整備にあたって必要となる情報を収集する。
- (3) 埋葬施設の位置、種類、数量、損傷の有無を明らかにし、整備にあたって必要となる情報を収集する。

イ. 調査対象地

第2号墳の史跡指定地 8,208.11 m²のうち、約 626 m²を対象に、トレンチ及び面的な発掘調査を併用して実施する（図 12）。なお、調査対象地が前条の目的を果たすのに十分でないことが明らかとなった場合、国指定史跡長柄桜山古墳群整備検討会（平成 23 年度以降設置予定。以下「整備検討会」という。）の指導・助言のもと、隨時見直しを図ることとする。

ウ. 調査期間

都合 6 年次かけて発掘調査を実施し、現地調査終了の翌年度に出土品整理、翌々年度に発掘調査報告書を刊行する。

エ. 調査体制

発掘調査は、逗子市教育委員会と葉山町教育委員会が、文化庁、神奈川県教育委員会及び整備検討会の指導のもとに実施する。

オ. 調査方針

- (1) 調査は、遺構の状況把握のために必要不可欠な程度にとどめることを前提とする。
- (2) 調査は、原則として墳丘面の確認までとする。
- (3) 古代以降の遺構が確認され、それが当初の調査目的を達成する上で明らかに支障となる場合は、整備検討会等の指導助言のもと、その内容・状況に応じて記録保存により墳丘面までの調査を進める。

- (4) 花粉分析、土壤分析、土壤の年代測定、植物遺体の樹種同定及び放射性炭素年代測定などの理化学的分析については、有効と考えられる場合は適切に試料を採取し、実施する。
- (5) 墳丘堆積土中に流れ込んでいると判断される遺物については、原則として出土位置を記録した上で取り上げる。原位置を保つ遺物については取り上げを行わず、必要な記録を取り、埋め戻し保存する。
- (6) 原位置を保つ遺物の中で、保存状態が脆弱で調査後の埋め戻しに耐えられないと判断されるものや、重要遺物などは、整備検討会等の指導・助言を仰ぎ、的確に状況を判断した上で遺物の取り上げの是非を決定する。
- (7) 調査休止時（夜間等）は遺構やセクション面等が損傷しないよう簡易的な保護措置を常時とる。
- (8) 調査期間中は現地説明会の開催など、積極的な普及啓発を図る。
- (9) 調査後は速やかに埋め戻し作業を行い、保存を図る。その際遺構、遺物が損傷しないよう十分留意する。

カ. 発掘作業工程

- (1) 発掘調査着手前の作業と調査準備
- ア 発掘調査対象地の草刈り等、調査環境の整備
 - イ 測量基準点の設置
- (2) 発掘調査
- ア 第7次～第10次 墳丘調査
 - (ア) 調査区の設定
 - (イ) 必要に応じて範囲確認調査区の再掘、土層図の検討
 - (ウ) 表土掘削
 - (エ) 墳丘面、葺石の検出
 - (オ) 損傷部の精査
 - (カ) 整備検討会の開催
 - (キ) 現地説明会の開催と調査成果の公表
 - (ク) 写真撮影と平面・断面実測の作成
 - (ケ) 埋め戻し作業
 - (コ) 調査終了に伴う撤収作業
 - イ 第11次～第12次 墳頂部調査
 - (ア) 調査区の設定
 - 土層観察用ベルトと小地区の設定
 - (イ) 表土掘削
 - (ウ) 墳輪配列状況の確認
 - (エ) 墓壙堀込み面の確認調査
 - 盗掘坑の有無を確認する。排土は篩いにかけて微細な遺物を精査する。
 - (オ) 整備委員会の開催

- (カ) 現地説明会の開催と調査成果の公表
- (キ) 写真撮影と平面実測・測量図の作成
- (ク) 埋め戻し作業
- (ケ) 調査終了に伴う撤収作業

キ. 整理等作業の基本方針

基礎整理作業は、各年度の調査終了後速やかに行い、調査成果の公開・活用に努める。総合的な整理等作業は発掘調査完了後に行い、発掘調査報告書を刊行する。総合的な整理等作業を実施するまでの期間は、逗子市教育委員会及び葉山町教育委員会がそれぞれ実施した箇所の出土品及び記録類を適切な場所に保管する。

ク. 年次計画

本調査は複数年にわたるため、以下に年次計画を示す。

(1) 第7次～第10次（墳丘形状、段築の有無、葺石敷設状況の把握）

第7次（調査第1年次） 1トレンチ、2トレンチ、3トレンチ（約134m²）

第8次（調査第2年次） 4トレンチ、5トレンチ、6トレンチ、7トレンチ
(約54m²)

第9次（調査第3年次） 8トレンチ、9トレンチ（約98m²）

第10次（調査第4年次） 10トレンチ、11トレンチ（約98m²）

(2) 第11次～第12次（埋葬施設・埴輪配列状況の確認）

第11次（調査第5年次） 12トレンチ（約88m²）

第12次（調査第6年次） 13トレンチ（約154m²）

(3) 出土品整理・報告書刊行

出土品整理作業（調査第7年次）

発掘調査報告書の刊行（調査第8年次）

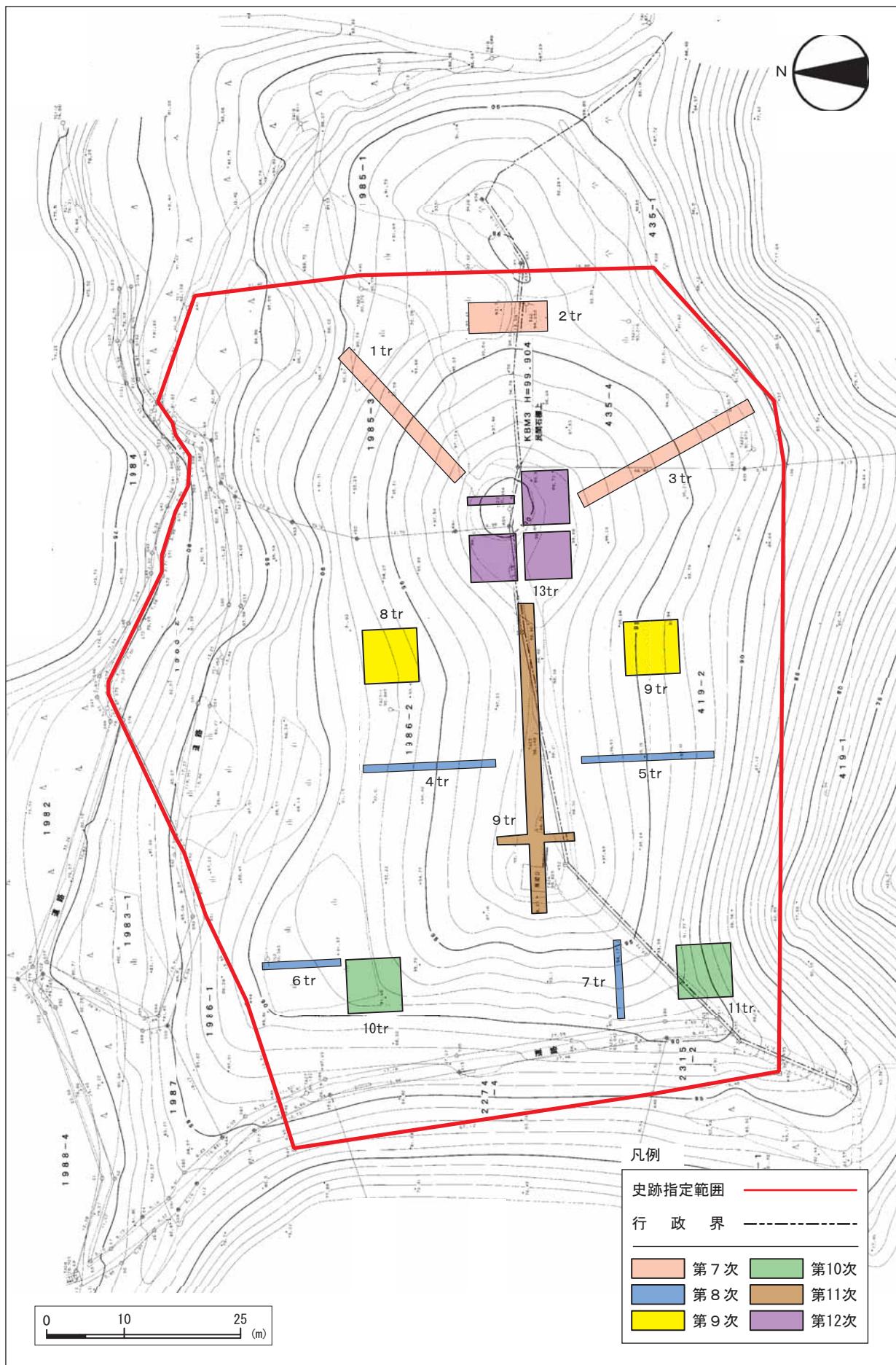


図12 第2号墳 発掘調査計画図

(2) 遺構保存計画

長柄桜山古墳群では、復元整備など現況に大きく手を加えるような整備は行わず、墳丘形状の顕在化を図り、前方後円墳であることが理解できるように墳丘に上ることを整備の方針としている。整備の方針に基づき遺構を確実に保存するためには、墳丘表面を覆う堆積土が薄いため、墳丘に上ることで覆土や墳丘盛土が流出すること、また盗掘や踏圧により主体部や埴輪が損壊することを防止するものでなければならない。しかしながら同時に、史跡が尾根筋に位置し、接道していないため重機による施工は困難であるという条件もふまえて、保存方法を検討した。

1) 第1号墳の保存

ア. 墳頂部の保存（図13）

地被類を除却し軟弱な表土を鋤き取った後、ジオグリッド（ポリエステル繊維を格子状にした耐久性のあるシート）等の盛土補強材を敷設し、その上に保護盛土を施す。

墳丘への過荷重を避けるため、盛土や締め固めは人力で行う。安定した盛土地盤確保のため、盛土には改良土（粘性土に石灰等を混合し、強度と安定性を高めたもの）を使用し、1層当たりの締め固め厚10cm以内で1層以上施す。

墳頂部の表面仕上げは、歩行や降雨による磨耗やき損に配慮しつつ、緑豊かな景観との調和が図れる自然素材を用いることが望ましく、施工性や雨水の浸透等を考慮し、土系舗装とする。

なお、墳頂部を通行するのは人のみであるため、舗装の下地は路盤10cm程度のみとする。

イ. 墳丘斜面、テラスの保存（図14）

墳頂部と同様に保護盛土が必要だが、墳丘表層土がきわめて薄く、段切り等の整地を行って盛土を安定させることは難しいため、土砂と化学繊維を組み合わせた工法（連続繊維複合補強土工等）によって墳丘斜面とテラスの保護を図る。この工法では墳丘に直接アンカー等を打込む場合もあるが、テラス面の埴輪列や墳丘斜面の葺石は確認されていないため、地下に埋蔵されている遺構、遺物を損壊する可能性は低い。施工にあたっては、墳丘に与える影響が少なくなるよう配慮する。

墳丘斜面には、保護盛土の流出を防止し、動線以外への来訪者の立入りを抑制することを目的として地被類を植栽する。植栽の種類は、根が地中深く入り込まないため遺構に負荷を与える可能性が低く、また草丈が長大にならないコグマザサとする。

2) 第2号墳の保存

第2号墳についても、第1号墳と同様の保存方法を想定しているが、整備を行うにあたっては発掘調査の結果を踏まえて検討する。第2号墳では、第1号墳には見られない葺石が墳丘斜面に敷設されている。崩落等により原位置を保っていない葺石も、現状のまま保護盛土を施す方針だが、具体的な方法については発掘調査により葺石の遺存状況を確認し、その結果に基づいて検討する。

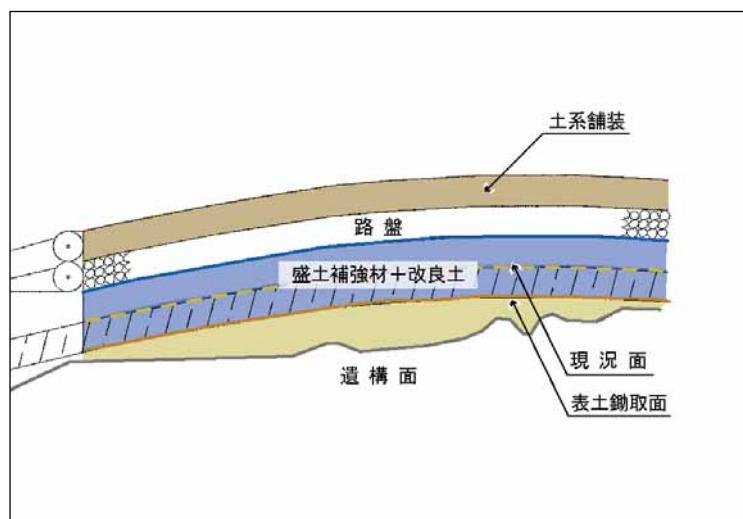


図13 遺構保存計画模式図（墳頂部）

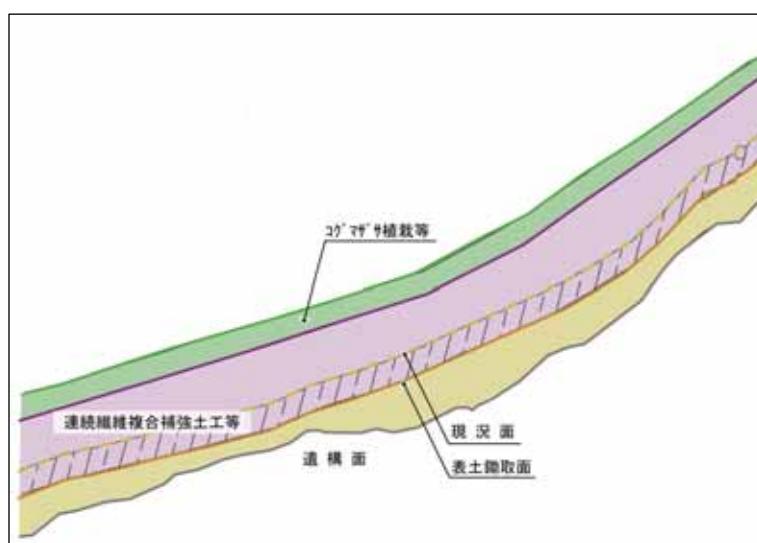


図14 遺構保存計画模式図（墳丘斜面）

(3) 遺構表示計画

発掘調査によって確認された遺構の表示については、検出状況に基づいた具体的でわかりやすい方法とする。

1) 第1号墳の遺構表示（図15）

発掘調査により、後円部墳頂部の陥没坑直下に粘土櫛を有する主体部が1基存在すること、後円部墳頂部の縁辺部に埴輪列が存在すること、また、墳丘斜面上に後円部で三段、前方部二段の段築が施されていたこと等が確認された。そのため、第1号墳で表示対象とする遺構は、主体部、埴輪列、段築テラスとする。

ア. 主体部の表示

後円部墳頂部で確認された主体部は、遺構の保護の観点から内部の調査を行っていないが、確認された陥没坑からおよその位置、規模は推測できる。従って、主体部の遺構表示は、陥没坑を平面表示するに留める。表示方法は擬土等を埋め込むことで周囲と色調を変えることにより表現する。

イ. 壱輪列の表示

後円部墳頂部の縁辺で埴輪列が確認されたが、明らかとなったのはその一部に留まっている上、個々の埴輪の全形が不明である。従って、遺構表示にあたっては、埴輪の基部を模式的に示す輪状の擬土等を埋め込むことにより、発掘調査で検出された5個体分の埴輪の位置を平面表示する。

ウ. 段築テラスの表示

第1号墳では、後円部で三段、前方部で二段の段築が施されていることが確認された。しかし、改変等により、墳丘全体をどのようにテラスが巡っていたのかは詳らかになっていない。そのため、遺構表示にあたっては、盛土により明瞭な平坦面を造成するのではなく、テラスの存在が確認された墳丘斜面に植栽を行わない空白帯を設けるなどして表現する。

2) 第2号墳の遺構表示（図16）

第2号墳については、今後行う発掘調査の結果を踏まえて検討する。葺石についても保存を前提とするが、発掘調査により遺存状態を確認した上で、適切な遺構表示の方法を検討する。



図15 第1号墳 遺構保存・表示計画図



図16 第2号墳 遺構保存・表示計画図

(4) 環境保全計画

1) 地形保全計画

第1号墳、第2号墳とともに丘陵の尾根上に立地し、墳丘両側面が急傾斜となっていることから、地すべり等による崩落が懸念されたが、地質調査の結果、地盤は安定しており、緊急の対策を必要とするような危険性はないことが確認された。従って、遺構保存計画に基づく必要最小限の盛土以外に、地形保全のための大規模な切土、盛土を伴う造成は行わないものとする。

排水については、平成15年度の基本構想策定に伴う崩落対策調査の際に、表流排水の必要性が示されたが、現状では水が溜まる地点は認められず、現在の地形等の環境においても十分な排水機能を有すると思われる。しかし、表流水等による浸食を防ぐため、墳丘においては保水性、水はけを考慮した素材、工法により盛土を施すこととし、墳丘外についても自生の地被植物等で被覆するなど、裸地のまま放置しないよう考慮する。

2) 修景植栽計画

史跡指定地内の樹木は、遺構を攪乱・き損する恐れがあるため、本来除却することが望ましい。一方、指定地とその周辺は、豊かな自然を残して良好な環境を形成しており、史跡と自然環境との調和が求められている。従って、古墳の保護を前提としつつ、二つの価値を共存させるため、指定地内を区分し、それぞれ樹木の取り扱いを検討した。

ア. 第1号墳の修景植栽（図17）

(ア) 整備の方針

自然環境との調和を図りつつ、遺構のき損を防止する。

(イ) 現状

- a 現在、第1号墳の史跡指定地内の樹木は約800本あり、そのうち約350本が墳丘上に存在する。
- b 墳丘覆土が極めて薄いため、樹根が墳丘や埴輪列などの遺構に影響を及ぼす可能性が高い。
- c 指定地の葉山側（長柄字芳ヶ久保691-5）は土砂流出防備保安林及び保健保安林に指定されており、樹木の伐採に制限が加えられている。
- d 指定地の過半が『神奈川県レッドデータ生物調査報告書』（神奈川県生命の星・地球博物館 2006）で植物群落のレッドリストに掲載されているスダジイ群落とコナラ群落であることが確認されている。
- e 指定地内で、同じくレッドリストに掲載されているエビネの他、重要種と考えられる腐生ランの一種が確認されている。

(ウ) 計画

- a 史跡指定地内の枯損木、危険樹木はすべて伐採する。
- b 区域①は、前方部西隅角から墳丘全体を見渡せるビューポイントの確保及び園路としての機能を有することから、樹木は原則すべて伐採する。
- c 区域②は、墳丘外縁の斜面地に当たるため、現在の樹木を残していくが、逗子湾や市街地を眺望できるように、必要な範囲で枝打ちを行う。
- d 区域③は、保安林指定がかかっていることや、重要種でありかつ移植が困難な腐生ランの一種が発見されていることから、現在の樹木を残しながら適切な管理を行う。
- e 区域④は、周辺の自然環境との調和を図りながら、墳丘形状を目視で確認できるように樹木を選択して伐採を行う。樹木の選択に当たっては、原則として近年の植林によるスギ・ヒノキ等を伐採対象とするほか、スダジイ群落、コナラ群落についても、樹根の伸張等により遺構保存上の妨げとなるもの等を伐採し、現存する高木層（概ね10～12m以上）は可能な範囲で残す。また、墳頂部上からの眺望を確保するため、必要な範囲で枝打ちを行う。
- f 区域⑤は、埴輪列の保護及び墳頂部上からの眺望を確保するため、すべて伐採する。

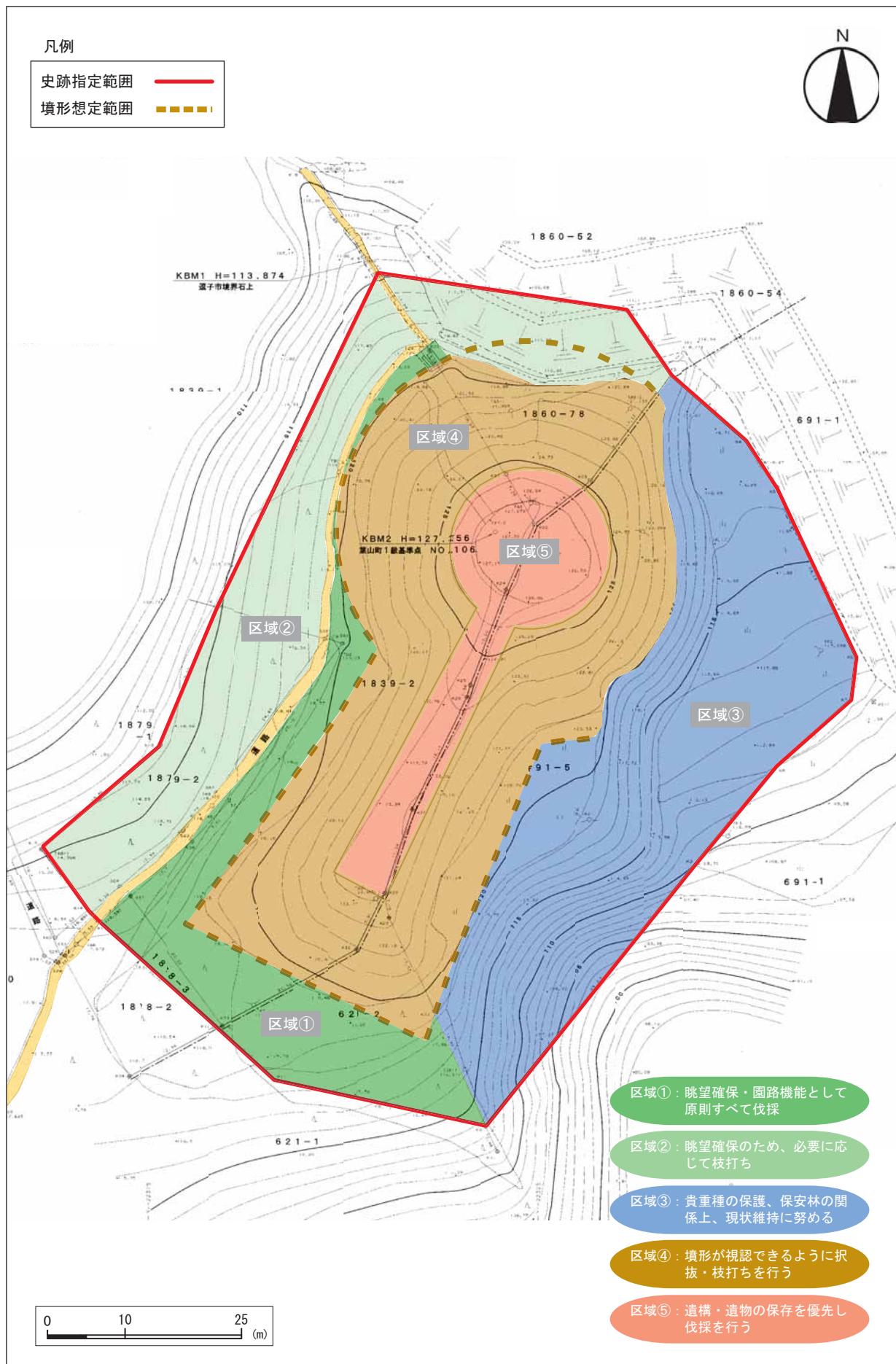


図17 第1号墳 修景計画図

イ. 第2号墳の修景植栽（図18）

(ア) 整備の方針

自然環境との調和を図りつつ、遺構のき損を防止する。

(イ) 現状

- a 現在、第2号墳の史跡指定地内の樹木は約760本存在する。
- b 第1号墳同様、墳丘覆土が薄く、樹根により墳丘や葺石などの遺構に影響を及ぼす可能性が高い。
- c 指定地の葉山側の一部（長柄字下小路419-2）は急傾斜崩壊危険区域に、指定地の逗子側の一部（桜山8丁目2274-4）は保健保安林に指定されている。
- d 指定地内のほぼ全域が植物群落のレッドリストに掲載されているスダジイ群落とコナラ群落であることが確認されている。また、ヤマザクラやオオシマザクラ、ムラサキシキブなど花や果実を楽しめる樹種も認められる。
- e 指定地内でレッドリストに掲載されているエビネが確認されている。
- f 前方部墳頂部には史跡指定前に設置された展望台が存在するが、老朽化している。

(ウ) 計画

- a 史跡指定地内の枯損木、危険樹木はすべて伐採する。
- b 区域①は、保健保安林に指定されていることや花や果実を楽しめる樹種もみられると同時に、墳頂部から逗子湾を見下ろすことができる絶好の場所であることから、現在の樹木を残しつつ、必要な範囲で枝打ちを行う。
- c 区域②は、墳丘外縁の斜面地に当たるため、現在の樹木を残していくが、逗子湾や市街地を眺望できるように、必要な範囲で枝打ちを行う。
- d 区域③は、周辺の自然環境との調和を図りながら、墳丘形状を目視で確認できるよう樹木を選択して伐採を行う。区域③の詳細は、発掘調査の結果をまって改めて検討する。
- e 展望台は、遺構保護及び墳丘を視認する上で支障となるため、解体撤去する。眺望に関しては、樹木の枝打ち等で視野を確保し、展望のために新たな施設は建設しない。

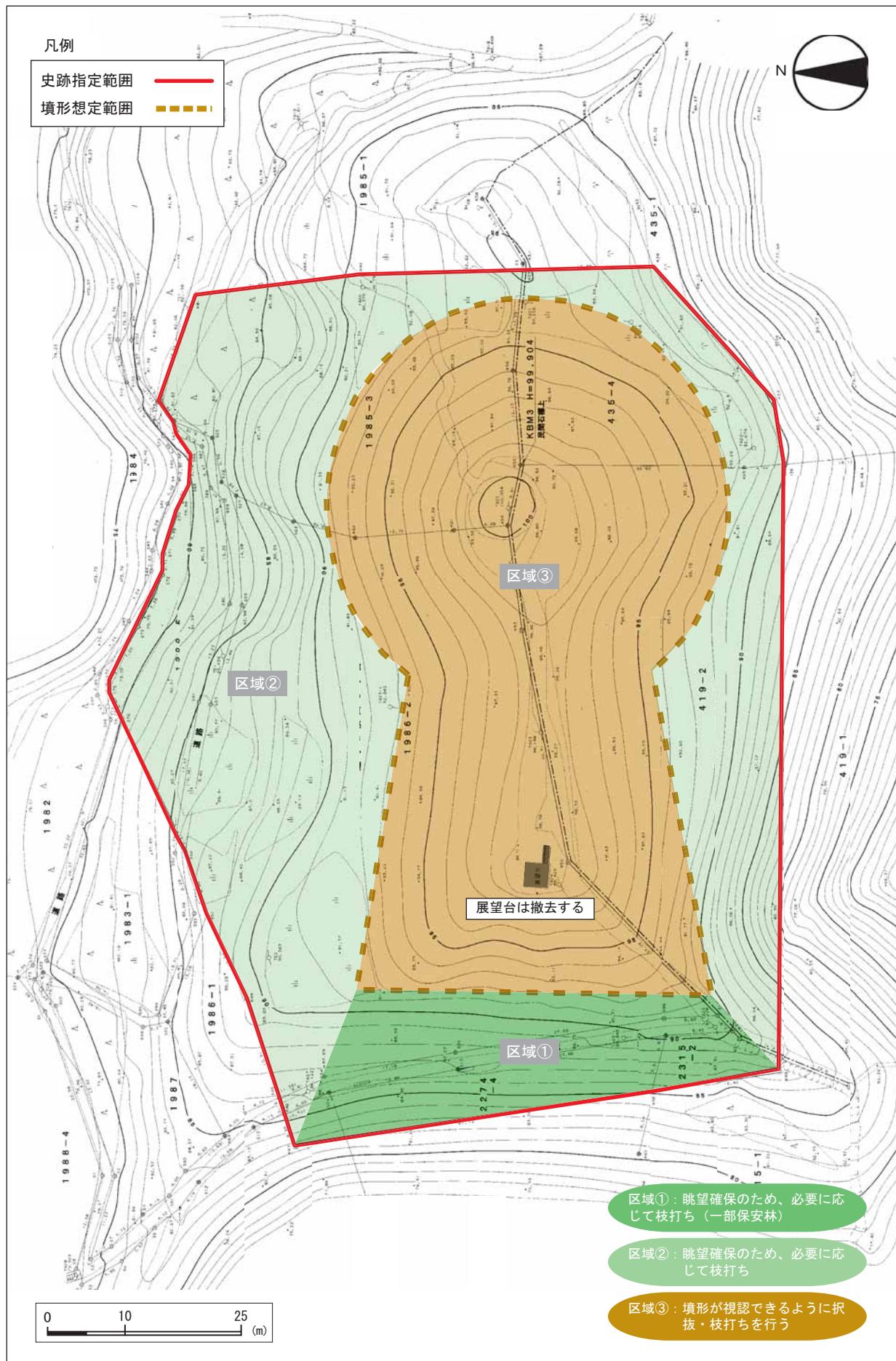


図18 第2号墳 修景計画図

(5) 活用施設計画

長柄桜山古墳群の来訪者については、アクセスが公共交通機関の利用及び徒歩によらざるを得ないことに加え、閑静な住宅地に近接した豊かな緑地帯という周辺環境も考慮すると、大人数の団体等を想定することは難しい。従って、主な来訪者は、市民町民のほか、県内各地から豊かな自然環境の中で歴史を体感しようと訪れる個人もしくは少人数単位と想定し、活用施設計画を検討した。

1) ガイダンス施設計画

史跡や、それが属する時代の歴史や文化を学習するための補完的建築施設であるガイダンス施設については、指定地の隣接地に設置することが望ましいが、長柄桜山古墳群の場合、立地する丘陵上に設置場所を求めるることは困難である。丘陵下の逗子市蘆花記念公園内についても、道路の幅員等を考慮すると現実的には難しい。同公園内には、徳川家第16代家達の別邸を用いた逗子市郷土資料館や、国登録有形文化財「旧脇村家住宅主屋」があり、いずれも海浜部の近代別荘建築遺構として、当地の歴史的景観を形成する重要な要素であるが、立地や構造等の問題から、本史跡の活用施設計画の中に積極的に位置づけることは難しい。

従って、本史跡におけるガイダンス施設の設置については、中長期的な課題とし、動線を考慮した案内・解説施設を充実させるほか、パンフレット（紙）以外にもパソコンや携帯電話等の多様なメディアを利用して、より多くの情報を提供することとする。

2) 便益施設計画（図19）

現在、長柄桜山古墳群の周辺にある便益施設はベンチのみであり、丘陵下の逗子市蘆花記念公園内に便所、休憩所が、六代御前の墓伝説地付近に便所が設置されている。

ア. 便所

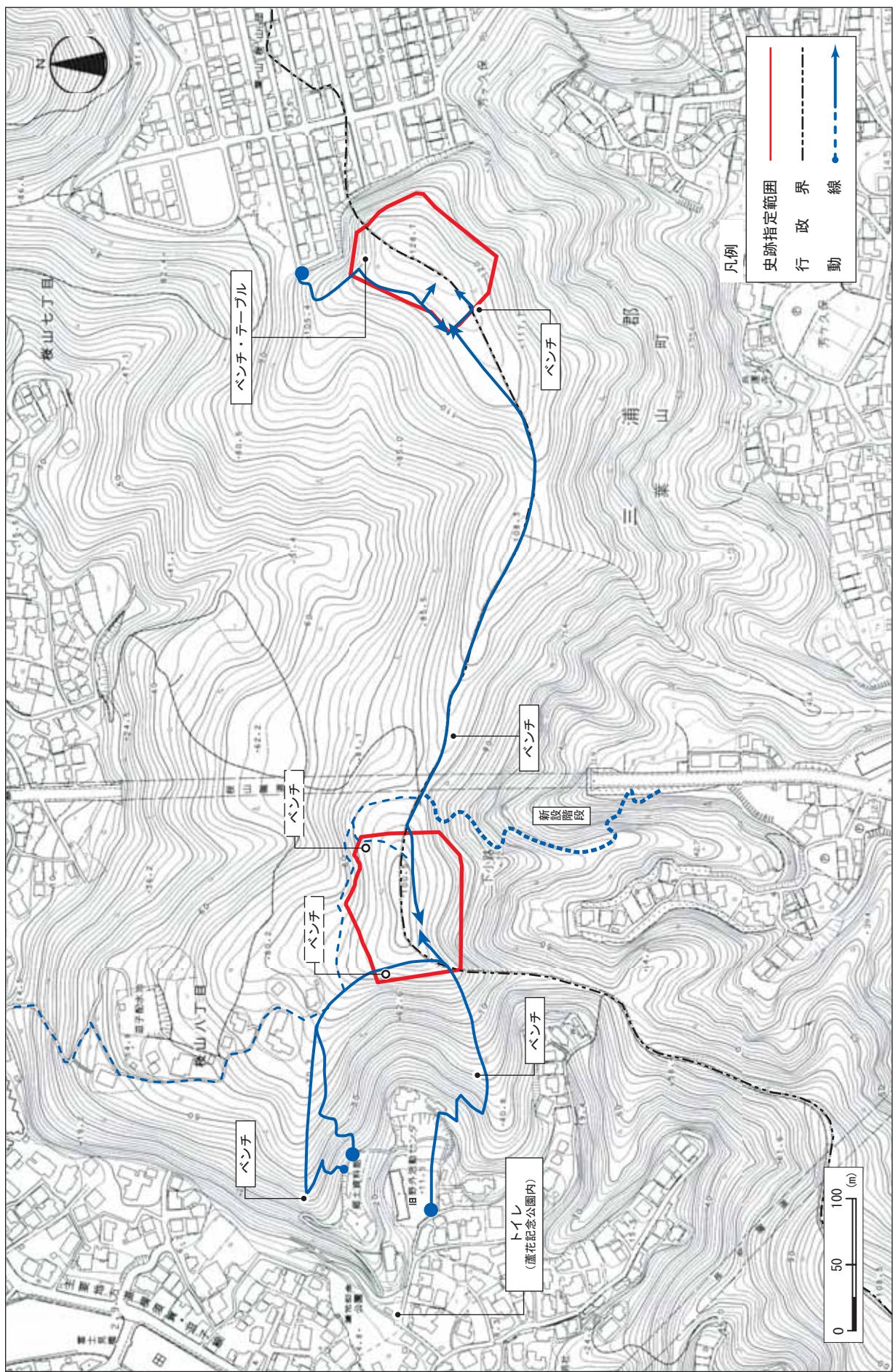
現在、蘆花記念公園側から史跡を訪れる場合は、事前に公園内の便所を利用することが可能であるが、葉桜住宅側から訪れる場合、尾根を通って最終地点に下りるまで、約30～40分の間は便所がない。葉桜住宅側のエントランスゾーンに便所があることが望ましいが、住宅地に隣接しているため、近隣住民の了解が大前提であり、その意向に十分配慮すべきである。また、史跡指定地を含む尾根筋には、上下水道や電気等の基盤整備が現実的に困難であるため、それらを必要とする便所を設置することは難しい。

新たな便所設置は、ガイダンス施設と同様、中長期的な観点で判断することとし、当面はホームページやパンフレット等で最寄りの設置場所を明記するとともに、逗子駅など現地への交通・アクセスの起点となるところにも案内を充実させることで対応を図ることとする。

イ. 休憩施設

休憩施設としては、ベンチ・テーブル等の小規模なものを対象とし、動線の要所のうち、比較的平らな場所で安全が確保され、史跡や周囲の景観を楽しめる場所、また適度に日差しが遮られる場所等に配置する。

図19 便益施設配置計画図



3) 野外解説・展示施設計画

来訪者が目指す地点に適切に誘導する案内板や、史跡の全体もしくは個別の遺構の内容に関する情報を提供する説明板など、野外解説・展示施設が担う役割は大きい。

野外解説・展示施設の設置は図 のとおりとし、これにルート案内（道標等）を適切な場所に設置するものとする。なお、古墳の立地する丘陵を遠望することができる主要なポイントやアクセスの起点等にも、案内・説明板等を設置できるよう、関係機関等と調整する。

ア. 案内板

(ア) 総合案内板（第20図凡例①-a）

尾根筋全体の案内のほか、史跡全体の内容について説明する。

(イ) ルート案内

各ルートの分岐点に設置し、現在地、各施設、眺望点等を位置図に示す。

イ. 説明板

(ア) 第1号墳、第2号墳及び個別の遺構等の内容について説明する（第20図凡例②-a）。

例) 墳丘の規模・構造、主体部、埴輪、葺石

(イ) 自然等の解説（第20図凡例②-b）

例) 樹種、樹名や開花・結実時期等の植生に関する情報

(ウ) 眺望に関する解説（第20図凡例②-c）

例) 古墳から眺望できる景色の方向と解説

ウ. 案内・説明板等の仕様について

(ア) 設置場所の状況や条件に則しつつ、全体としての統一感を図る。

(イ) 誰にでも分かりやすく、利用しやすいものとする。

例) 複数言語や点字を併記

(ウ) 訪れた人が最新の情報を入手できるようにする。

例) パンフレットボックスの設置、QRコードの活用

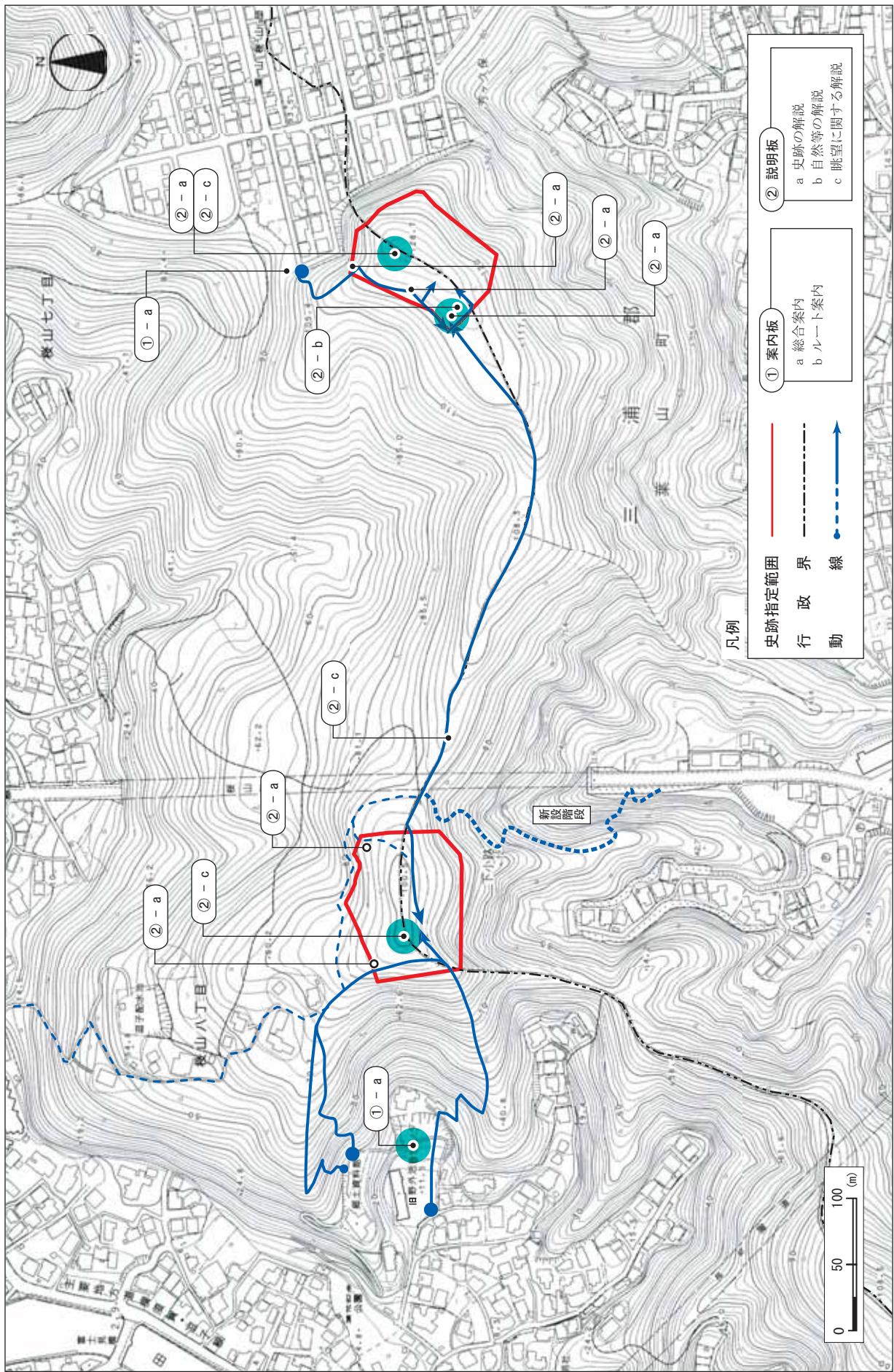


図20 案内施設配置計画図

(6) 園路計画

園路は、できる限り土地の改変を控えることを前提とし、史跡指定地内においては、発掘調査で遺構の状況が確認されている範囲のうち、墳丘展望時に支障とならない場所に配置するよう検討した。

1) 第1号墳の園路計画（図21）

第1号墳周辺の既存の道としては、葉桜住宅から急斜面を登ってきた道が史跡指定地北西部へ続き、ここから後円部に上る道と墳裾に沿って第2号墳側に向かう道に分かれる。

後円部へ上る道は、見学者の通行等により表土が流出して裸地化が著しいため、現在は立入禁止としているが、整備の方針に則り、適切な場所から墳丘に上ることができるようとする。

ア. 墳丘周囲

- ・墳丘外側の園路は、古墳の西側墳裾に沿って南北に走る既存の道が第1号墳と第2号墳を結ぶふれあいロードの一部となっているため、これを引き続き利用する。
- ・墳丘西側墳裾と園路の間の段差地形は、概ね古墳築造当初の地形と考えられることから、切盛土などの改変は加えず、西側墳裾を歩けるよう、新たに園路を設ける。
- ・園路表層の仕上げは、墳丘を際立たせるため、現状をそのまま残すか、もしくは外観が地道と類似した土系舗装等とし、その部分のみが突出せず自然に近い仕上げとする。
- ・くびれ部付近の比較的緩やかな勾配の部分に滞留可能なスペースを設ける。

イ. 墳丘斜面

- ・来訪者が墳丘を安全に上り下りできるよう、階段を設置する。
- ・階段は、墳丘を眺望する際に視覚的な支障となりにくく、かつ墳丘に与える影響が少ない前方部側面西側（6トレンチ付近）と前方部前面（14トレンチ付近）及び隆起斜道部分に設置する。

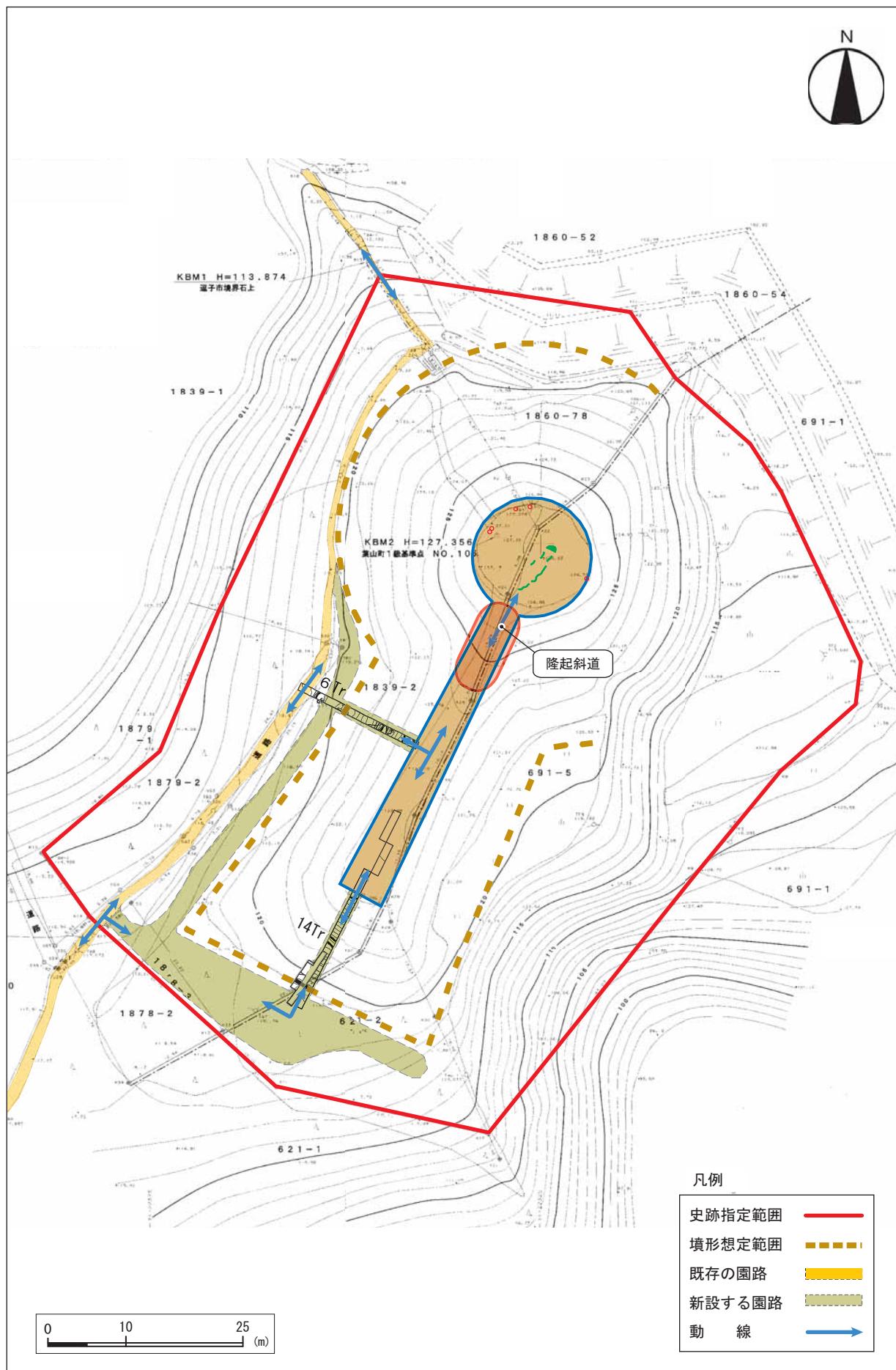


図21 第1号墳 園路計画図

2) 第2号墳の園路計画

第2号墳の園路は、基本的には第1号墳同様、発掘調査で遺構の状況が確認されたところ、景観上、活用上の利便性が高い位置等に配置するが、今後の発掘調査結果を踏まえて再度検討を行う。

3) 階段の構造

墳丘に設置する階段の構造は、墳丘の保護及び景観に配慮しつつ、墳丘表面（整備面）から突出しないものとする。階段の素材は、耐久性・安全性・維持管理のしやすさ等も考慮して決定するものとする。

ア. 墳丘範囲内（図22）

- 両端にコンクリート等の基礎を設置し、そこからアンカーを出し横木（丸太）を止める階段とする。
- 墳丘の眺望を考慮し、手摺は付けない。
- 隆起斜道部での階段形状は、整備後の状況等勘案しながら、墳頂部の整備と合わせた出来るだけ目立たず且つ整備全体の統一に配慮した形状とする。

イ. 墳丘外（史跡指定地内）

- 防腐処理を施した木杭あるいは擬木を打ち込み、横木（丸太）を止める。

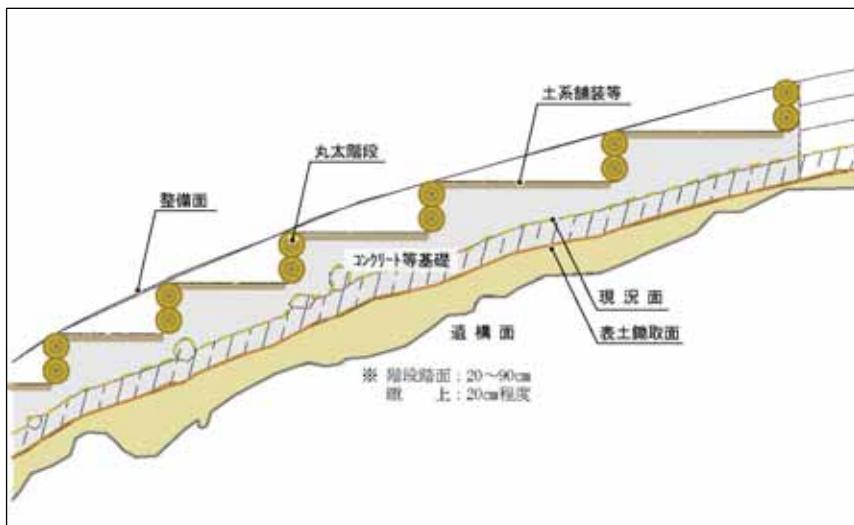


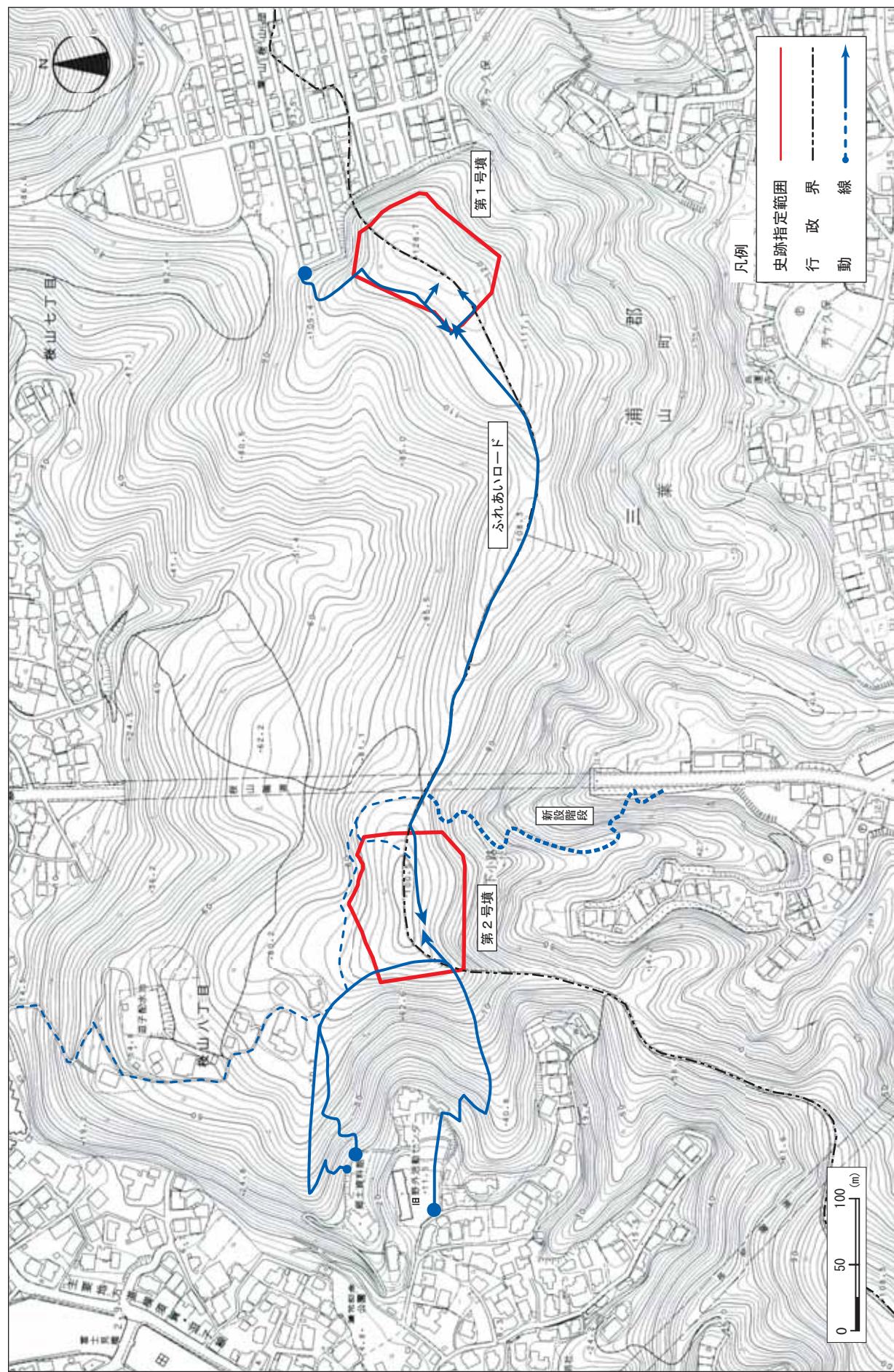
図22 階段構造模式図

4) 史跡指定地外の園路計画（図23）

史跡指定地外は大半が民地であり、新たに園路を整備することが難しいことから、既存の散策路を利用する。ただし、葉桜団地や蘆花記念公園から上の階段で、破損しているものについては、所管課等が維持管理の中で修理を行う。

なお、新桜山隧道の建設に伴い、葉山側出入り口から第2号墳付近まで上の階段を設置する計画がある（平成23～24年度頃予定）。バス停にも近いことから、これにより現状では数少ない葉山町側からのアクセスが確保される見込みである。

図23 地図計画図（史跡指定地外）



5) 眺望点・広場整備計画

築造時の長柄桜山古墳群は、盛土や葺石が施された人工的な構造物として威容を誇っていたと想像される。しかし、現在は樹木に覆われて丘陵と一体化しており、遠方から見て古墳であることを認識できるようにすることは難しい。そのため、墳丘の近景及び墳丘からの眺望確保の観点からある程度の伐採を行い、長柄桜山古墳群の特徴である海に向かって開けた眺望の良さを来訪者が体感できる整備を目指す。

ア. 墳丘を見る

(ア) 墳丘を近くから見る

前方後円墳の墳形がよく分かる前方部隅は、墳丘全体を眺めるのに適した場所で、見学動線の分岐点ともなることから、古墳を見るスポットとして墳形についての解説を設置する。

(イ) 墳丘を遠くから見る

古墳の立地する丘陵を遠望することができる主要なポイントやアクセスの起点等に、案内・説明板等を設置できるよう、関係機関等と調整する。

イ. 整備ゾーンから海・まちを見る（図24）

(ア) 遺構保存整備ゾーンから海・まちを見る

眼下に逗子湾や市街地を望むことが出来る墳頂部を眺望点とし、そこから視界が確保できる程度の抾伐、枝打ちを行う。

(イ) ふれあいゾーンからまちを見る

古墳間の尾根道沿いで現在も樹木の間から長柄の町並みを見下ろすことのできる箇所を眺望点とし、土地所有者等に枝打ちの推進に対する理解と協力を求める。

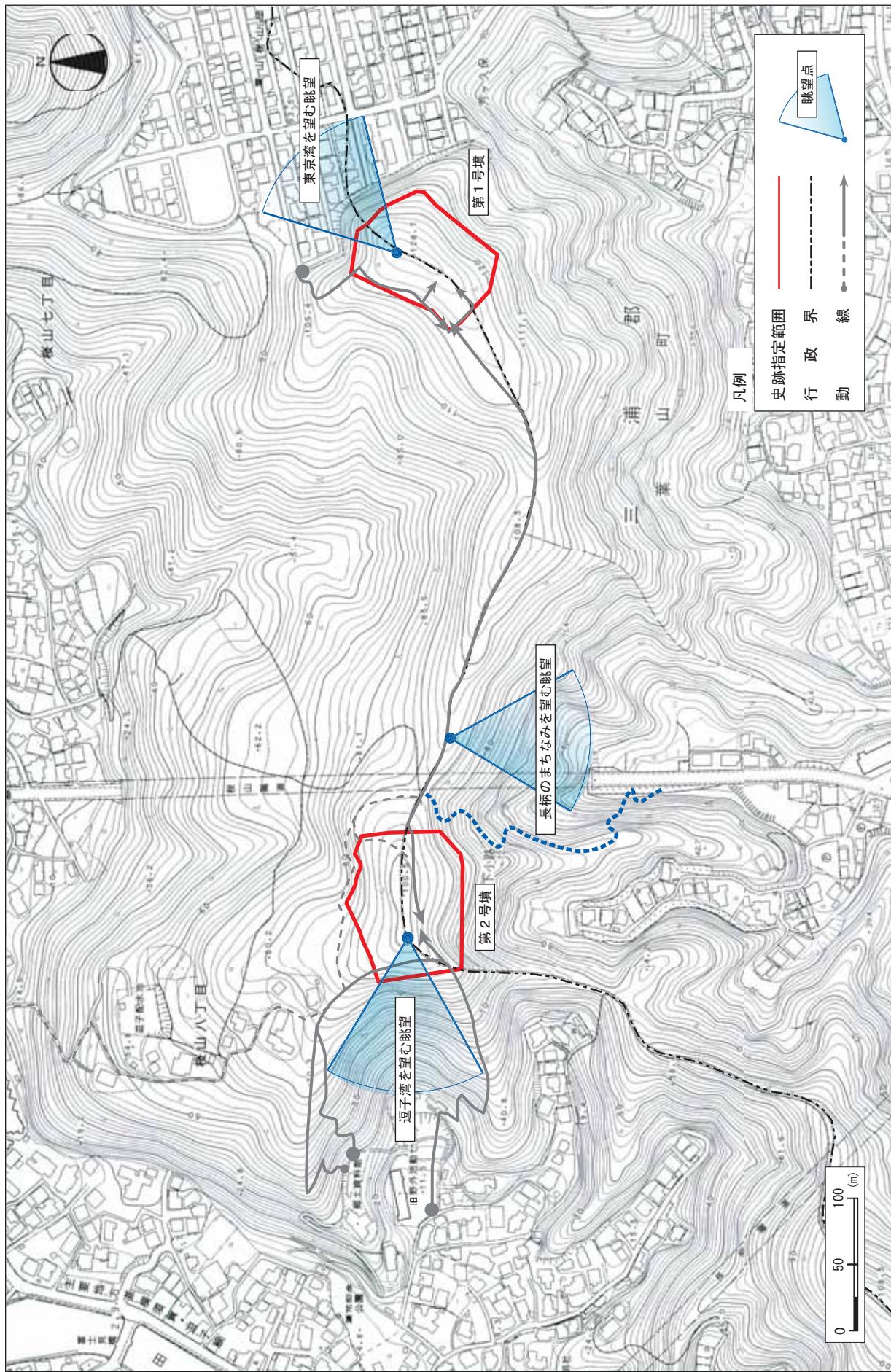


図24 観望点配置計画図

(7) 管理運営計画

1) 管理運営体制

史跡指定地内は公有化されており、文化財保護法に基づく管理を要するため、逗子市教育委員会、葉山町教育委員会が管理運営を行う。

指定地外のふれあいゾーンやエントランスゾーンについては、基本的に所管課等が管理を行うが、両教育委員会は、史跡の活用に支障がないように、関係機関と連携を図る。

整備後の史跡の維持管理にあたっては、現在のボランティアパトロール事業の継承により人的資源を確保するなど、管理運営体制の充実を図る。

2) 維持管理の方針

ア. 植物管理

遺構の保護を前提とし、来訪者が安全で快適に利用できるよう、修景や眺望などに配慮しつつ適切に管理する。同時に指定地内の豊かな緑地の維持管理に努める。

イ. 施設管理

来訪者が安全で快適に利用できるよう、園路、階段、説明板等の設備等を適切に維持管理する。

3) 運営の方針

ア. 普及・広報

史跡の価値はもとより、整備事業の過程を広く伝えるために、多様な媒体を用いて情報を発信する。

- (ア) 発掘調査や保存工事における現地説明会等により、整備の過程を公開し、史跡への関心、理解を高める。
- (イ) ホームページ等を用いて、最新の知見に基づく情報を発信する。
- (ウ) 史跡の概要や図面を掲載したパンフレットや書籍等を発行し、史跡の理解を高める。
- (エ) 施設整備の状況（駐車場がないこと、アプローチが階段の山道であること等）について、十分な周知を図る。

イ. イベントの企画・実施

史跡への理解を深めることができるよう、また来訪のきっかけづくりになるような、多様なイベントを企画・実施していく。

(ア) 講演会・シンポジウム

長柄桜山古墳群の歴史的・文化的評価を深めるテーマはもとより、植生環境や地質環境など関連するテーマで講演会やシンポジウム等を企画、開催し、新たな魅力発見の機会とする。

(イ) 見学会・展示会

文化財めぐりや、植物等の自然観察会などを開催し、現地に来訪するきっかけづくりを行う。市町とも恒常に出土品を展示できる施設がない点を補うため、各種行政施設の展示スペース等を利用して展示会を開催する。

ウ. 市民・町民の参画

史跡の保存管理から活用に至る様々な場面で市民・町民との協働を推進し、地域の貴重な文化遺産をみんなで守っていく意識を育む。

(ア) ボランティアパトロール

発見当初からはじまり、様々な経緯を経ながら現在まで続くボランティアパトロールは、史跡の維持管理において重要な役割を果たしており、今後も継続して実施する。

(イ) 史跡案内ガイド

市内・町内の小・中学生が地域の歴史を学ぶことができ、市民参加の歴史学習の場として活用できるように、ボランティアによる史跡案内ガイドの育成を検討する。

(ウ) 市民・町民主体による企画・運営への協力

市民・町民主体による企画・運営に協力し、史跡の積極的な活用の推進を図る。



第1号墳整備イメージ図

II. 事業計画

1. 事業計画
 - (1) 目標期間
 - (2) 整備順序
2. 年次計画
3. 整備基本設計（第1号墳）
4. 保存整備の推進にあたって
 - (1) 維持管理
 - (2) 事業推進体制

II 事業計画

1. 事業計画

(1) 目標期間

長柄桜山古墳群の保存整備に向けては、平成 18～21 年度に第 1 号墳の発掘調査を行いつつ、平成 20 年度から 3 ヶ年かけて整備基本計画を検討し、現在に至っている。今後は引き続き、第 1 号墳について実施設計、保存整備工事へと移行し、概ね 10 年程度を目途としつつ出来るだけ早い段階での公開活用に努めるものとする。これを第 1 期（短期）整備と位置付ける。

また第 2 号墳については、具体的な整備内容は今後の調査及び検討によるが、葺石の残存する遺構の状況や立地条件等、第 1 号墳よりも整備に向けた制約等が大きいことから、事業期間を概ね 15 年程度と設定し、整備の実現を目指すものとする。これを第 2 期（中期）整備とする。

その他、課題として掲げたガイダンス施設計画、便益施設計画を含めた周辺整備を第 3 期（長期）整備とし、全体的な事業計画を表 7 に示す。

(2) 整備順序

第 1 期整備として発掘調査の完了している第 1 号墳の整備に着手する。基本計画に引き続き実施設計を行い、並行して樹木の伐採等、保存活用に向けた基礎条件の整備を進め、それ以降本格的な墳丘保護・整備工事に入る。後半では解説板やベンチ等の便益施設による仕上げを行なながら、第 2 期整備にむけた第 2 号墳の発掘調査を開始する。

第 2 期整備は、第 2 号墳において順次発掘調査を実施し、その結果等を踏まえて改めて整備内容を検討し、整備へと移行する。

2. 年次計画

第 1 期整備については表 8 の年次計画に基づき、概ね今後 10 年程度を目標に整備の完了を目指すものとする。

なお、各年度の事業費については、基本設計に基づき具体的な整備項目毎の経費等を積算して全体の概算事業費を算出し、それをもとに複数年度に分割した場合の概算金額を示したものである。従って、今後、社会情勢や市町の財政状況等により整備の実施スケジュールを含めて変更する可能性がある。

表7 事業計画表

対象範囲 実施内容	期間 年度	第一期(短期)												第二期(中期)							第三期(長期)		摘要								
		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
第1号墳	発掘調査																														
	計画																														
	設計・監理																														
	整備工事等																														
第2号墳	整備報告書																														
	発掘調査																														
	各種調査																														
	設計・監理																														
その他	整備報告書																														
	活用施設等 周辺整備																														

表8 第1期年次計画表

対象範囲 内容	年度	H23年度		H24年度		H25年度		H26年度		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		H31年度		H32年度		H33年度		計	
		設計監理費 (万円)	実施設計・ 工事技術監理	460	153	197	222	262	300	434	434	437	210	138	3,247										
整備工事等	修景整備		樹木伐採																						
遺構保存																									
遺構表示																									
園路整備																									
解説、展示																									
整備工事費 (万円)	63	2,531	2,572	1,628	1,628	3,003	4,347	4,347	4,378	4,378	2,100	2,100	1,386	1,386	27,983										
全体事業費 (万円)	523	2,684	2,769	1,850	1,850	3,303	4,781	4,781	4,815	4,815	2,310	2,310	1,524	1,524	31,230										

※事業費(本市町合計額)

3. 整備基本設計（第1号墳）

条件の整った第1号墳について、保存整備に係る「遺構保存・表示」「園路・階段」「周辺施設」の3項目を主に基本設計を行い、実現に向けた工法等について具体的な検討を行った。

●遺構保存・表示

- ・遺構保存については、基本計画で示した方針に従い、遺構保護の厚さとその納まりについて検討し、示した（図25～28）。
- ・保護盛土の施工方法の選択にあたっては、墳丘の形状及び現地における施工性等を考慮し、連続繊維複合補強土とセルグリッドの工法の組合せとした。しかしながら、市町の複数年度にまたがる事業計画や施工範囲の設定等に柔軟に対応できるように、短繊維補強土についても実施設計において検討の余地を残した（表9）。

●園路・階段

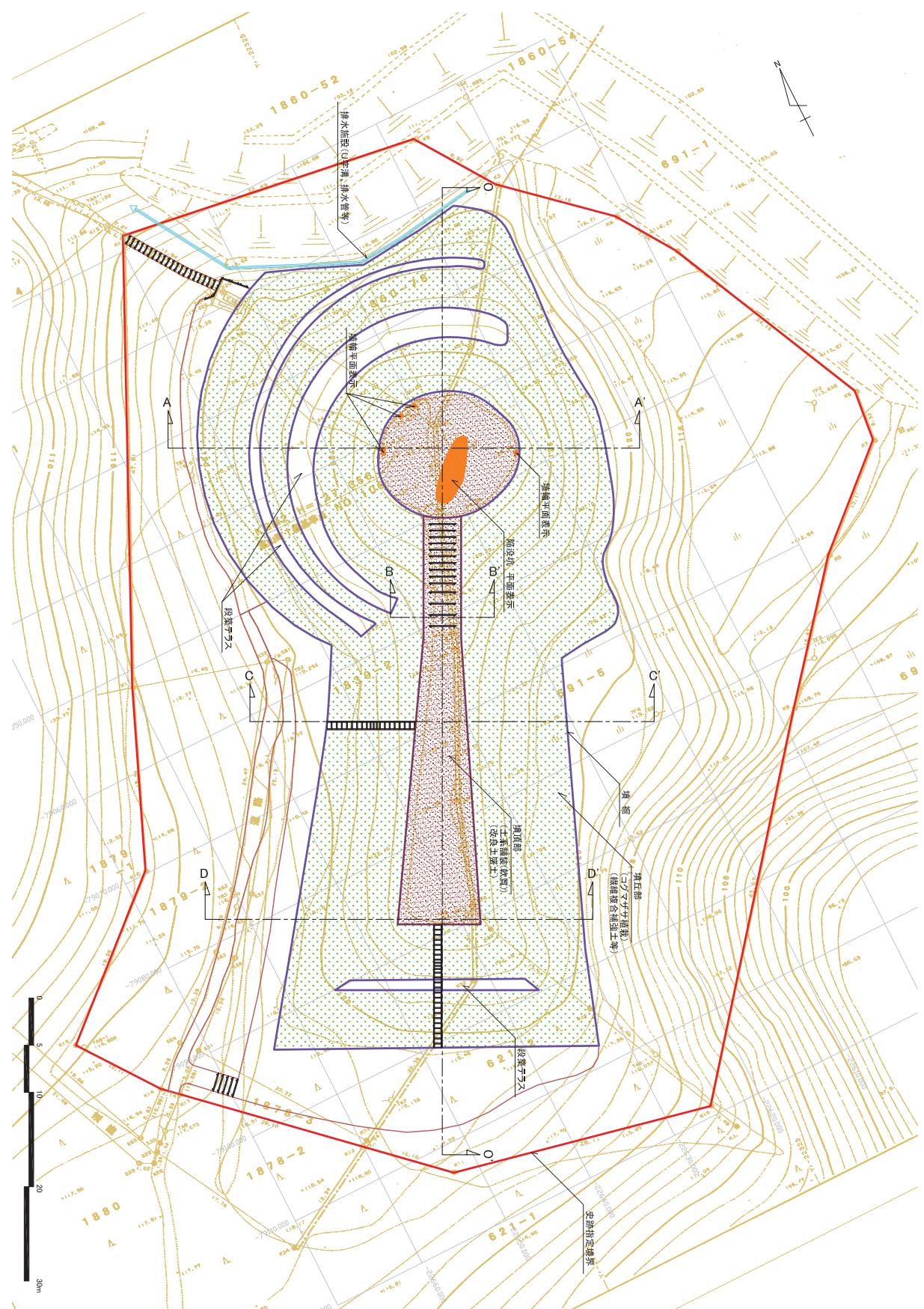
- ・墳丘部の階段構造については、基本計画で示した方針に従い、厚さや設置深さ等の納まりを検討し、示した（図29、30）。
- ・隆起斜道部については、現状で約14°（24%）の傾斜があり、墳頂部の整備と合わせて、出来るだけ目立たず且つ整備全体の統一に配慮した上で丸太階段の設置とし、基本設計詳細図に示した（図31）。

●便益施設（説明板・ベンチ等）

- ・各施設については、基本計画に基づき設計を行った。
- ・説明板は、墳裾に沿って3基、後円部墳頂に1基の設置し、遺構表示箇所には小型の名称板を設置することにした。
- ・新設する施設の材質、形状の検討にあたっては、眺望・景観への配慮を主眼に検討をおこない、詳細図として提示した。
- ・墳裾部説明板は立看型とし、墳丘全体を視野に納めた場合に表示板が目立つことのないよう傾斜をつけた仕様とした（図32）。
- ・墳頂部の説明板、名称板は、遺構面までの保護層を確保するため、床置型とした。この場合、墳頂部、墳裾部での形状と材質は異なるが、色味と表示板の統一を図ることで、全体としての一体感を持たせるものとして提示した（図33）。
- ・ベンチは、一時的な休憩を目的として、3基の設置を予定し、眺望への配慮から背もたれのないタイプとした（図33）。

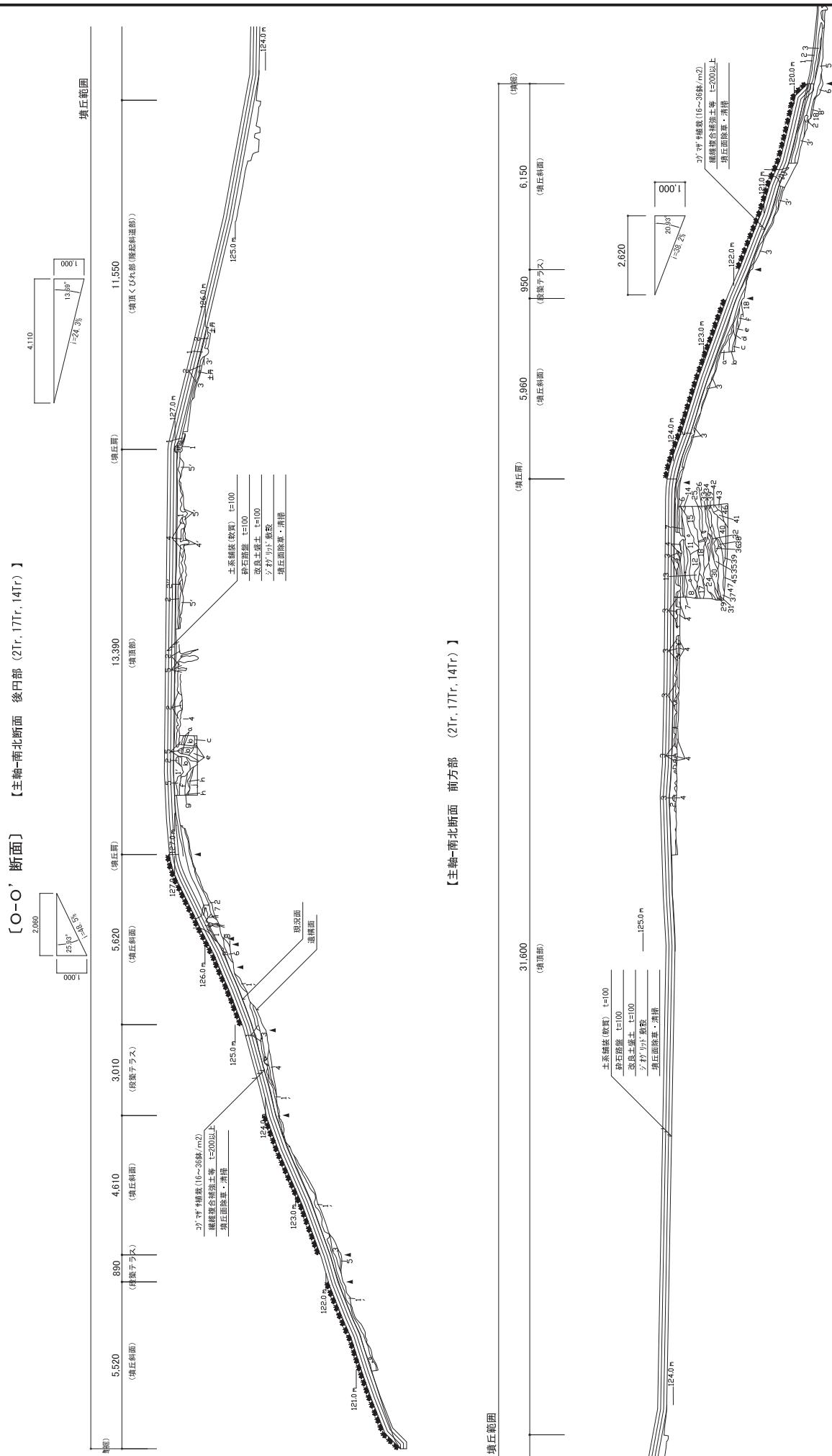
遺構保存・表示計画平面図

図25



26

緯断図

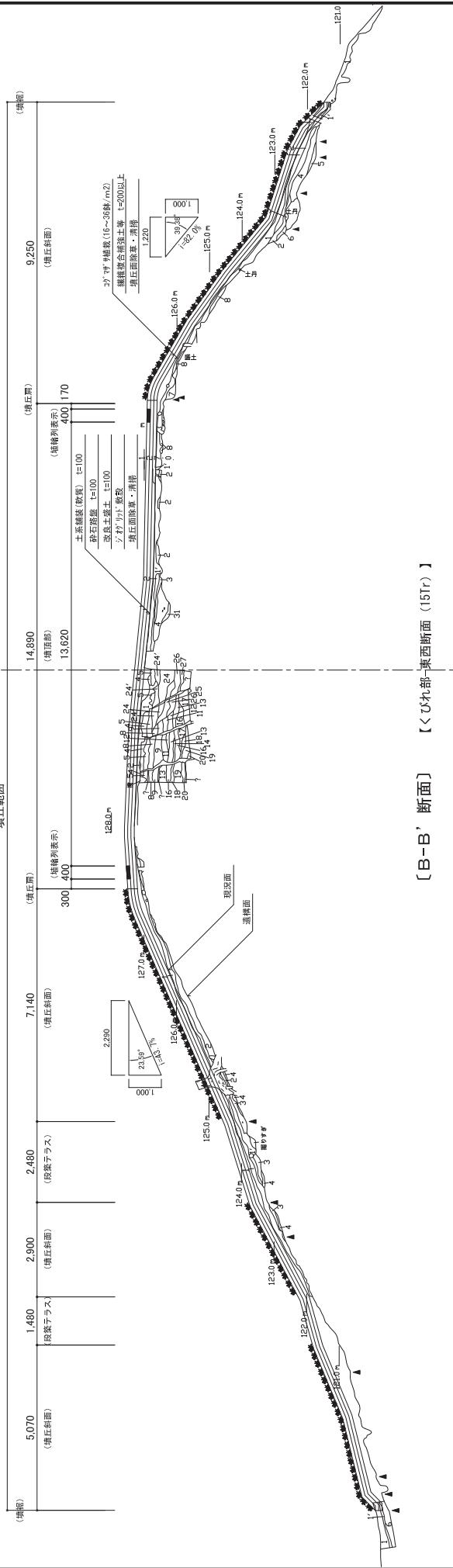
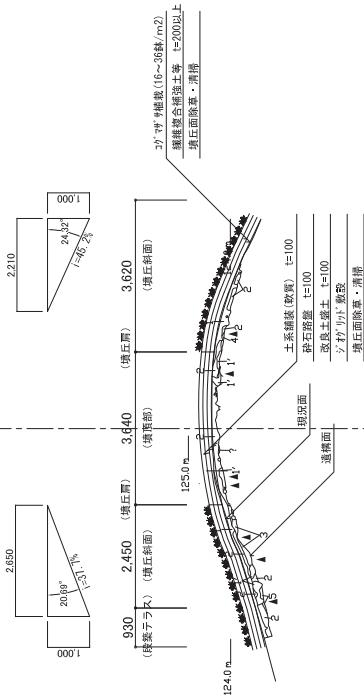


横断図(1)

(主軸)

[A-A' 断面] [後円部-東西断面 (1Tr, 17Tr, 3Tr)]

填丘範囲

[B-B' 断面] [**くびれ部**-東西断面 (15Tr)]

28

横断図(2)

(主軸)

【前方部-東西断面】(6Tr, 4Tr)

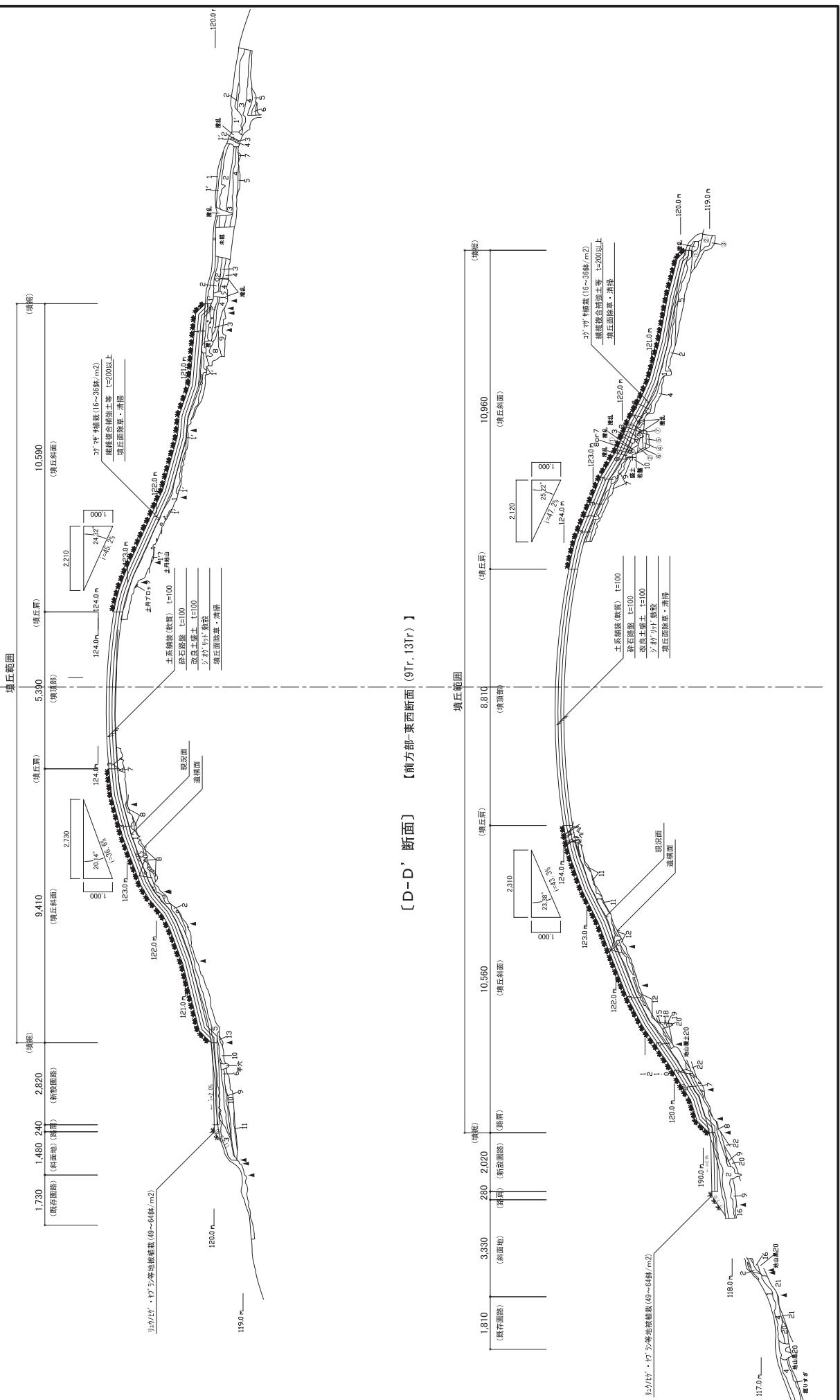
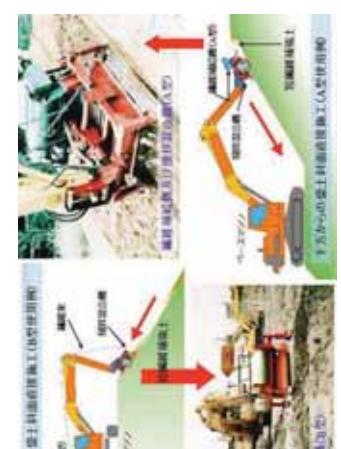
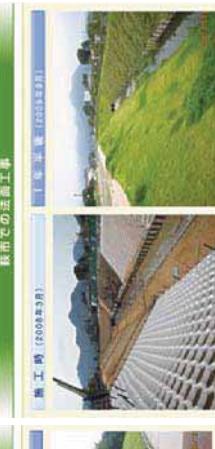
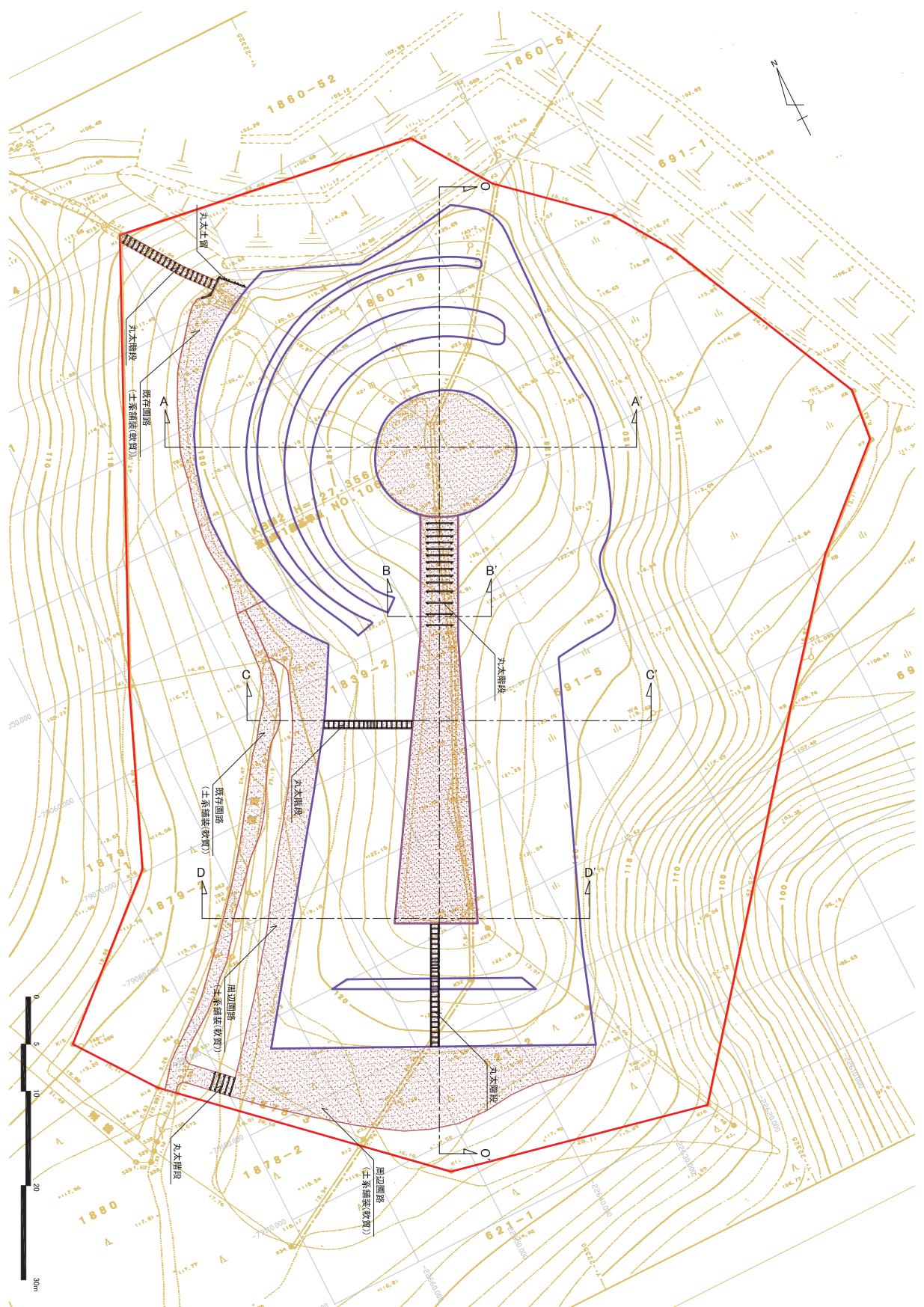


表9 工法比較表（墳丘斜面）

工法	特徴		
連続繊維補強土	<p>○関連団体：ジオファイバー協会 ○国交省、NETIS 登録技術 ○史跡整備実績：多数 ○材質等：ポリエチレン繊維 ▲当該場所での施工性：多少難あり (アント設置場所の確保、重機・資材の搬入等に多少難あり)</p> <p>▲整備コスト：高 （経費込、平均厚：20 cm以上）</p>	  	整備事例写真等
短纖維補強土	<p>○関連団体：現時点では未設立 ○史跡整備実績：不明 ○材質等：ポリエチレン繊維、ポリチルおよびリバビレン繊維 ▲当該場所での施工性：多少難あり (アント設置場所の確保、重機・資材の搬入等に多少難あり) ▲整備コスト：比較的高い (一般的な標準工法としては確立に至っていない。)</p>	    	<p>【排水材設置】</p> <p>【纖維補強土施工後】</p> <p>【低木等植栽状況】</p>
セルグリッド工法	<p>○関連団体：セルグリッド研究会 ○国交省、NETIS 登録技術 ○史跡整備実績：有 ○材質等：樹脂含浸不織布+ポリエチレン ▲当該場所での施工性：保護繊維の施工は比較的容易 (土砂の搬入等に多少難あり)</p> <p>○整備コスト：比較的安い （経費込、平均厚：20 cm）</p>	    	<p>【原位置混合方式】</p> <p>【アント混合方式】</p> <p>【纖維材料】</p>

*上記いずれの工法においても、墳丘近くへの重機の搬入や保護盛土等の資材運搬搬入については、ある程度の仮設工事が必要となる。



本路・階段計画平面図

29

図30

階段詳細図(壇丘部)

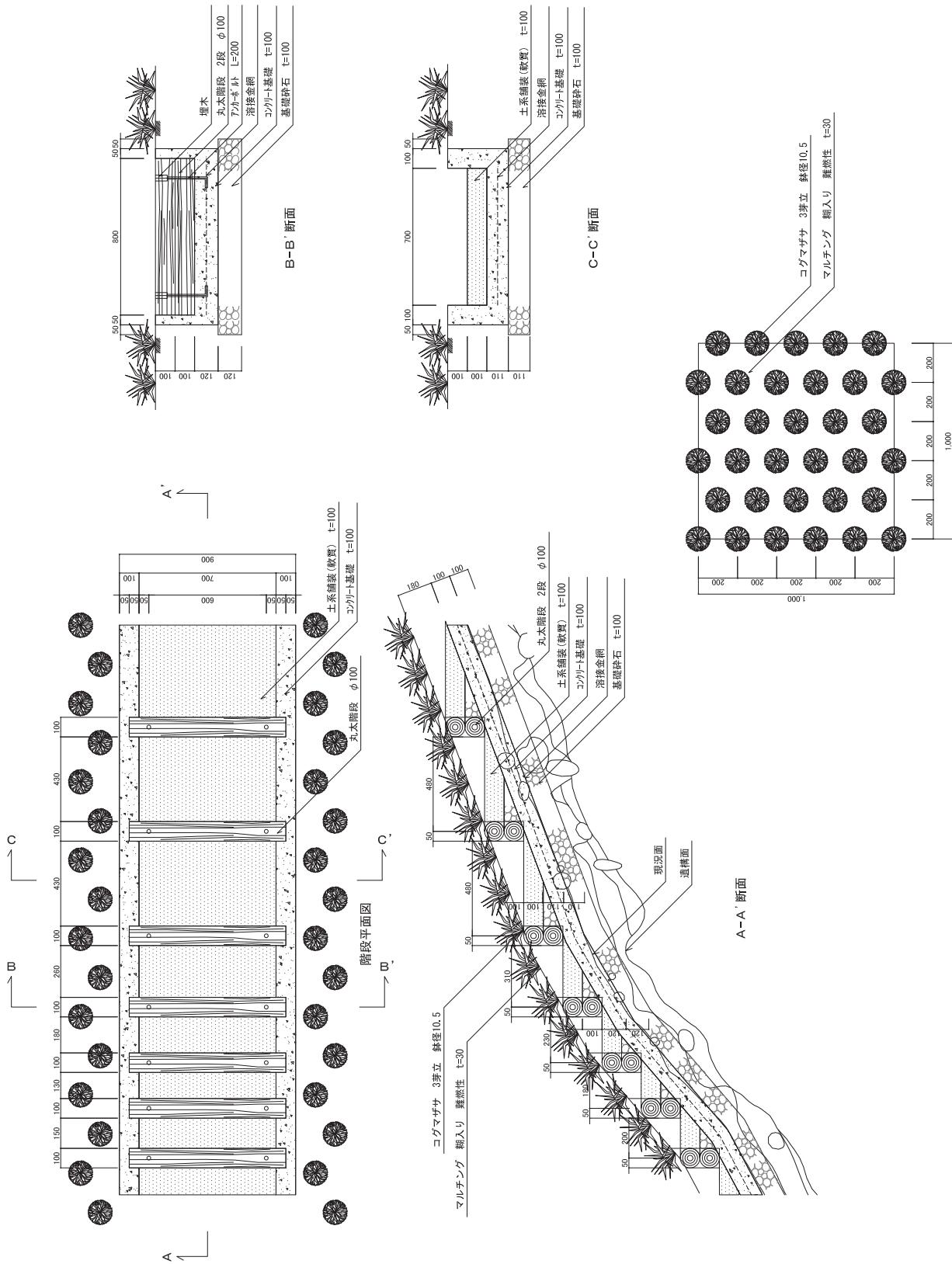
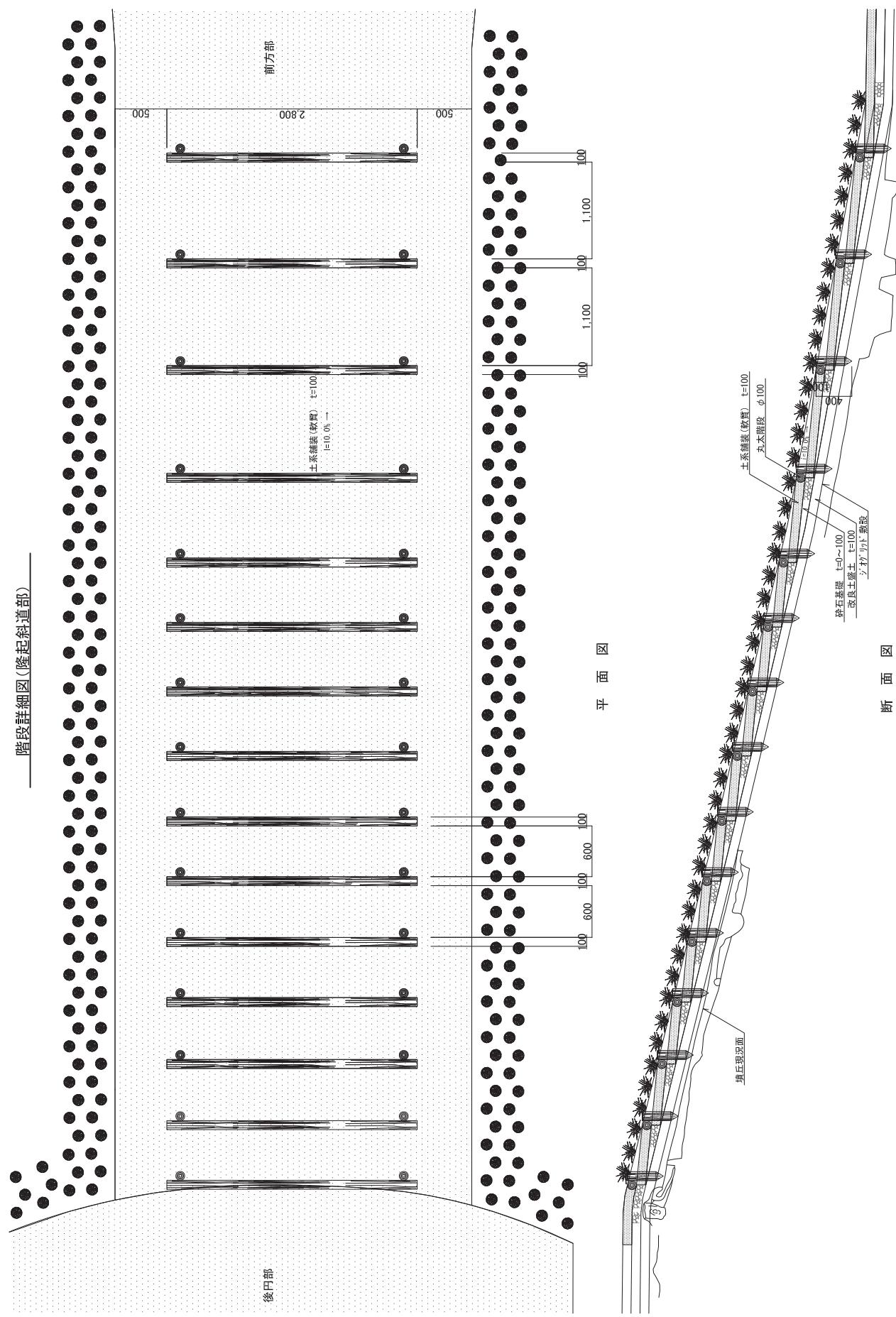


図31

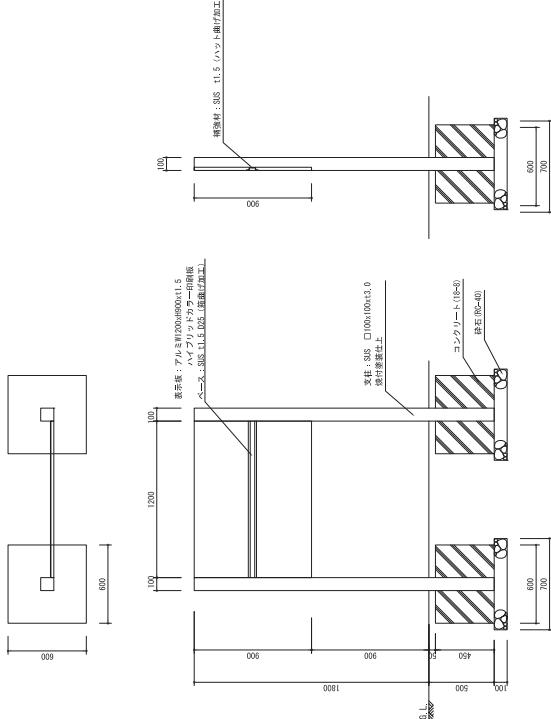
階段詳細図(隆起斜道部)



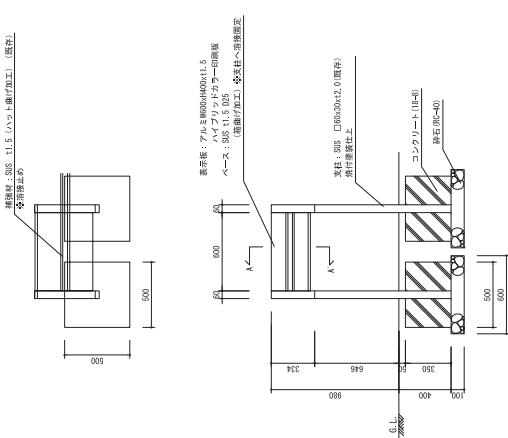
32

施設詳細図(1)

综合案内板

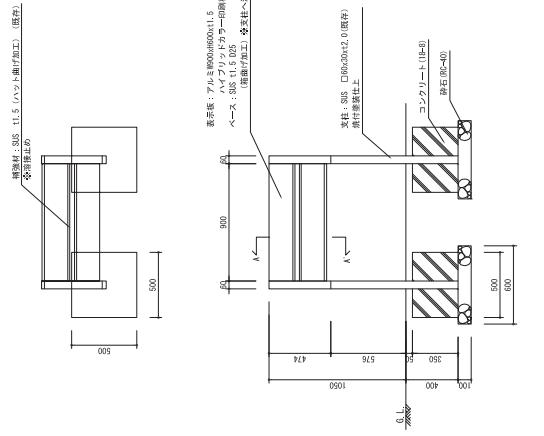


说明版-A-2



[卷之三]

説明版-A-1

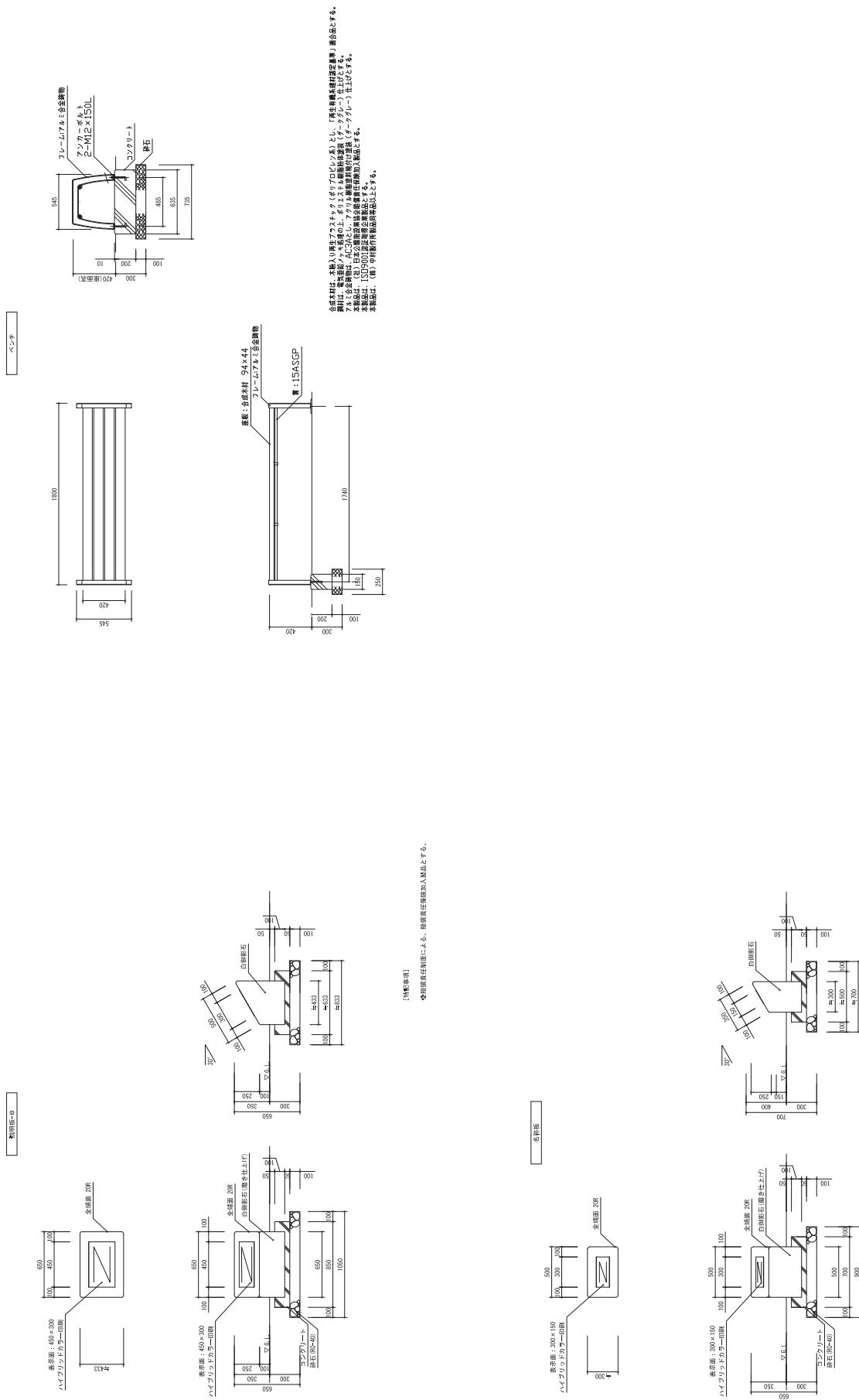


※賠償責任制度による、賠償責任保険加入製品とする。

[卷之三]

333

施設詳細図(2)



4. 保存整備の推進にあたって

(1) 維持管理

史跡の整備後においては、公園の整備や森林・緑地の維持管理等と同様に継続的な維持管理が必要となる。管理の対象やその対象範囲によって費用は異なるが、第1期整備において墳丘の保護と植栽整備がなされた以降、比較的短期間での維持管理が必要な内容は以下のようない点があげられる。

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| ・植栽管理 | 高木の枯損木の伐採、枝枯れの剪定。残存樹木の成長に伴う抜き伐りや剪定等 |
| ・植栽地表面管理 | 流失した範囲へのマチングの補充、地被植栽の剪定、落葉清掃等 |
| ・土系舗装の管理 | 土系舗装の踏圧に伴う削平部等への充填舗装 |
| ・木製品等の管理 | 長期的に美観を保つために表面保護着色塗装を実施 |

(2) 事業推進体制

長柄桜山古墳群は逗子市及び葉山町の行政界に位置している特殊な立地条件から、両市町の教育委員会の協力によって発掘調査や本整備計画の策定等が行われてきた。今後の整備に向けては、引き続き緊密な協力関係を維持しつつ、学識者や市民町民を交えた整備検討会における協議、文化庁や神奈川県教育委員会の指導助言等を踏まえて、共同で進めていく。具体的な整備工事等は市町それぞれの箇所付けを原則とするが、整備の一体性・効率性等には十分配慮し、適宜調整を図ることで着実な整備の実現を目指す。

なお、史跡指定は第1号墳、第2号墳の範囲のみであることから、市民に広く親しまれる古墳とするためには、蘆花記念公園等の周辺施設やふれあいロードをはじめとする連絡動線の確保と整備、適切な案内板や説明板等の充実が不可欠である。これらについては、それぞれの土地所有者及び所管課等と調整を図りつつ、適切な整備及び維持管理を行っていく。

附 屬 資 料

- 1) 国指定史跡長柄桜山古墳群
整備基本計画策定委員会名簿
- 2) 国指定史跡長柄桜山古墳群
整備基本計画策定委員会協議経過
- 3) 上位計画まとめ
- 4) 法規制等内容
- 5) 各種調査結果
- 6) パブリックコメント

1) 国指定史跡長柄桜山古墳群整備基本計画策定委員会名簿

区分	氏 名	所 属 等	分野等	備考
委 員	稻村 繁	横須賀市自然・人文博物館学芸員	考古	
	規矩 大義	関東学院大学工学部教授	地盤工学	
	北條 芳隆	東海大学文学部教授	考古	
	持田 幸良	横浜国立大学教育人間科学部教授	植生	
	望月 幹夫	東京国立博物館学芸研究部特任研究員	考古	委員長
	田中 洋子	逗子市民	公募	
	中村 誠	逗子市民	公募	
	東家洋之助	葉山町民	公募	副委員長
	永津 雄子	葉山町民	公募	
	竹内 敏春	逗子市教育委員会教育部社会教育課長 平成 20, 21 年度	市職員	
	杉山 光世	逗子市教育委員会教育部次長(社会教育課長事務取扱) 平成 22 年度		
助 言 者	鈴木 勉	葉山町教育委員会教育部生涯学習課長 平成 20、21 年度	町職員	
	沼田 茂昭	葉山町教育委員会教育部生涯学習課長 平成 22 年度		
	市原富士夫	文化庁文化財部記念物課文化財調査官	史跡整備	
	清野 孝之	文化庁文化財部記念物課文化財調査官平成 21 年度まで	埋蔵文化財	
	近野 正幸	神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課副主幹	埋蔵文化財	
	井澤 純	神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課主査	史跡整備	
	若菜 克己	逗子市市民協働部次長(経済観光課長事務取扱) 平成 20, 21 年度	観光	
	石井 隆	逗子市市民協働部次長(経済観光課長事務取扱) 平成 22 年度		
	金沢 聖	逗子市都市整備部土木管理課長 平成 20 年度	道路	
	斎藤 末夫	逗子市環境都市部次長(都市整備課長事務取扱) 平成 21, 22 年度		
助 言 者	森川 和義	逗子市環境都市部緑政課長	緑政	
	鈴木 貞夫	葉山町都市経済部産業振興課長	観光	
	行谷 正志	葉山町生活環境部環境課長 平成 20 年度	緑政	
	池田 務	葉山町生活環境部環境課長 平成 21 年度		
	矢嶋 秀明	葉山町生活環境部環境課長 平成 22 年度		
	稻山 孝之	葉山町都市経済部道路河川課長 平成 20、21 年度	道路	
	永津 英彦	葉山町都市経済部道路河川課長 平成 22 年度		

2) 国指定史跡長柄桜山古墳群整備基本計画策定委員会協議経過

第1回 日時 2008年（平成20年）9月19日（金）午後1時30分～午後5時

場所 逗子市庁舎5階 第5会議室

内容 ○委嘱式、委員長・副委員長選出

○これまでの経緯と整備基本計画策定の目的

○長柄桜山古墳群の概要

○史跡地及びその周辺の現状と史跡を構成する諸要素分類

○整備基本計画策定に向けた課題の整理

第2回 日時 2009年（平成21年）3月3日（火）午後1時30分～午後5時

場所 逗子市庁舎5階 第6会議室

内容 ○史跡を構成する諸要素と本質的価値

○整備基本計画策定に向けた課題の整理

○保存整備の基本方針

○計画策定の実施計画策定

○各種調査計画

第3回 日時 2009年（平成21年）8月5日（水）午後1時30分～午後5時

場所 逗子市庁舎4階 議会第2委員会室

内容 ○保存整備の基本方針

○全体計画（ゾーニング）

○各種調査

第4回 日時 2010年（平成22年）2月1日（月）午後1時30分～午後5時

場所 逗子文化プラザ市民交流センター会議室2

内容 ○個別計画

・遺構保存・表示計画

・環境保全計画

・園路計画（史跡指定地内）

第5回 日時 2010年（平成22年）3月30日（火）午後1時30分～午後5時

場所 逗子市庁舎5階 第5会議室

内容 ○個別計画

・環境保全計画

・活用施設計画

・動線計画

・管理運営計画

・普及・広報活動計画

第6回 日時 2010年（平成22年）8月5日（木）午後1時30分～午後5時

場所 逗子市庁舎4階 議会第1委員会室

内容 ○基本計画（案）

3) 上位計画まとめ

逗子市

計画 策定期 年月	逗子市総合計画	逗子市都市計画マスタートーブラン	逗子市緑の基本計画	逗子市環境基本計画 (行動等指針)
■豊かさを実感する調和あるまち ・生涯学習 先入から受け継いだ文化の保存、伝承を 進めることの共生 ・都市整備 自然、都市災害に強い安全なまちづくり ・自立社会 市民によるまちづくり	■【都市像】 ■『緑』『藍』『光』ふれあうまちづくり 逗子にかかわる人々が、自然・文化・歴史にふれあいながら住み、活動できるまちとして誇りをもつて後世に継承できるまちづくり ①個性的で快適なまちづくり ②自然を生かし、育むまちづくり ③ノーマライゼーションのまちづくり ④市民と協議するまちづくり	■【まちづくりの基本理念】 ■みどりが息づく「コンフォート・エコタウン」 →豊かな緑の中へ安心して入ってゆける市民とみどりが共存したまちづくり ①みどりにやさしいまちづくり 生態系の保全と再生 ②自然とのふれあい拠点の創出 自然環境の保全と活用 ③個性ある都市環境の創出 優れた住環境の創出 ④市民と行政の総力の結集 みどりを育てるしくみづくり	2006.3 (H18)	1998.3 (H10) 2006.3 (H18)
■生涯学習 先入から受け継いだ文化の保存、伝承を 進めることの共生 ・都市整備 自然、都市災害に強い安全なまちづくり ・自立社会 市民によるまちづくり	■【土地利用の方針】 ・古墳群付近は「緑地ゾーン」として位置づけ、周辺環境とのバランスがとれた緑地保全を図る ■【土地区画整理事業】 ・古墳群付近は「大規模公園緑地」として位置づけ、次代に継承する資源として保全を図る ■【斜面緑地の保全】 ・古墳群付近には斜面樹林があり、都市の環境負荷軽減に重要である。また、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている場所もあり、人家への被害発生防止のためにも、積極的な保全を図る ■【自然林の積極的保全】 ・桜山には自然林が良く残っているため、優先的に保全されるよう施策展開を図る ■【身近な樹林・樹木を守る】 ・市民協力による樹林の維持管理：特別緑地保全地区に指定された樹林については、維持管理がごく必要なものとする樹林については、市地所有者と市民参加による樹林の維持管理に関する協定を結び、市民協力により維持管理できる制度づくりを進める ■【歴史を守り・伝える】 ・歴史的空間については周辺のみどりと一体的に保全を図っていく ■【歩行者ネットワーク形成方針】 ・歩行者ネットワーク整備方針 ■【歩行者空間の充実】 ・歴史と伝統の道やハイキングコースを保全し、ネットワーク化する ■【景観形成方針】 ・山林：積極的に緑地景観の保全を図る ■【生涯学習】 ・文化財：文化財を適正に保存管理し、後世に引き継ぎ、広く公開活用する ・長柄檍山古墳を国指定史跡とし、適正に保存して公開活用する ■【自立社会】 ・市民自治、市民と行政とが連携して、逗子市の市民自治を実現させる ・身近な公共空間は近隣住民で維持管理するアダプトプログラムは、住民によるまちづくりに有効であり、この制度を活用した市民参加を推進する	■【みどりの将来像】 ■みどりが息づく「コンフォート・エコタウン」 →豊かな緑の中へ安心して入ってゆける市民とみどりが共存したまちづくり ①みどりにやさしいまちづくり 生態系の保全と再生 ②自然とのふれあい拠点の創出 自然環境の保全と活用 ③個性ある都市環境の創出 優れた住環境の創出 ④市民と行政の総力の結集 みどりを育てるしくみづくり	1999.3 (H11) (H19)	1999.3 (H11) (H19)
■生涯学習 先入から受け継いだ文化の保存、伝承を 進めることの共生 ・都市整備 自然、都市災害に強い安全なまちづくり ・自立社会 市民によるまちづくり	■【都市構造】 ・古墳群付近は「緑地ゾーン」として位置づけ、周辺環境とのバランスがとれた緑地保全を図る ■【土地区画整理事業】 ・古墳群付近は「大規模公園緑地」として位置づけ、次代に継承する資源として保全を図る ■【斜面緑地の保全】 ・古墳群付近には斜面樹林があり、都市の環境負荷軽減に重要である。また、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている場所もあり、人家への被害発生防止のためにも、積極的な保全を図る ■【自然林の積極的保全】 ・桜山には自然林が良く残っているため、優先的に保全されるよう施策展開を図る ■【身近な樹林・樹木を守る】 ・市民協力による樹林の維持管理：特別緑地保全地区に指定された樹林については、維持管理がごく必要なものとする樹林については、市地所有者と市民参加による樹林の維持管理に関する協定を結び、市民協力により維持管理できる制度づくりを進める ■【歴史を守り・伝える】 ・歴史的空間については周辺のみどりと一体的に保全を図っていく ■【歩行者ネットワーク形成方針】 ・歩行者ネットワークの形態推進：丘陵地をめぐる散策路であるハイキングコースについては、施設の適切な維持と案内表示等の整備を図る ■【特別緑地保全地区候補地の保全方針】 ・古墳群周辺：史跡と一体となつて良好な自然環境を形成しており、緊急度の高い緑地として保全を県に働きかけていく ・長柄檍山古墳群の保全推進：古墳部分は史跡として保全し、周辺環境に関しては特別緑地保全地区的指定を県に働きかけている。また、当該地区に隣接する住宅地については、景観保全の観点から風致地区の指定も検討している市民や学識専門家等の意見を踏まえつつ、公園化等を含めて保全施策の検討を進める	■【基本的な考え方】 ・地球にやさしい「循環」型のまち ・自然と「共生」するまち ・各自が「主体」で良好な環境づくりを進めるまち	1999.3 (H11) (H19)	1999.3 (H11) (H19)

葉山町

計画 策定期 年月	葉山町総合計画 中期基本計画 実施計画	葉山町都市計画マスタートラン	葉山町緑の基本計画（改訂版）	葉山町環境基本計画
■葉山町の将来像 【施策の大綱】 ・青い海と緑の丘のある美しいまち ・魅力ある景観をつくる ・文化をはぐくねうるおい、ふれあいのまち ・安全で安心して暮らせるまち ・安全で安心して暮らせるまち ・共生のまちをつくる ・住民が参加する自治のまち ・住民主体のまちをつくる	■人と自然が輝く葉山 ・安全快適に、安心して生活できるまち ・活発な交流が出来るまち ・自然をまもり、活かすまち	■基本理念 ■緑と水とのふれあいタウン、葉山～四季の彩りと趣ある緑が感じられるまちづくり～	■基本理念 ■緑の保健と斜面の形成 ■基本方針 ・自然と共生する都市の形成 ・市街地からの眺望景観を構成する斜面の緑の保健と利用 ・緑豊かなまちなみをつくる ・安全で快適な公園の整備 ・みんなで緑をつくり育てる ・市民との連携	■葉山町の望ましい環境像 ■地球上の人々と協調・共生をはかり、豊かな自然に囲まれた中で安全で快適な生活を実現する町 ■基本目標 ・人との自然が豊かにふれあえる健全な生態系の保持 ・健康に暮らせる良好な生活環境の保全と潤いと安らぎのある快適環境の創造 ・資源やエネルギーを有効利用する循環型のまちづくり ・環境パートナーシップの形成
■土地利用の構想 【土地利用の方針】 ・土地利用の基本方向：古墳群は海岸、山手地域にまたがっており、自然と調和した良好な住環境の形成を基本とし、活気とうるおいと風格のある土地利用を図る 【重点施策】 ・自然環境保護ゾーン：古墳群は自然環境保全地として位置づけられ、丘陵地や海岸線の自然環境の保全に努める 【都市計画マスタートランの推進について】 ・市民と行政との協力によるプランの実現：町の「主人公」である町民と、「実行機関」である町行政当局とが一丸となって取り組む 【公園・緑地の整備の方針】 ・葉山町の特性である自然を尊重して、 ①生活環境の保全 ②レクリエーション需要への対応 ③都市防災の強化 ④景観構成の観点から公園、緑地を系統的に配置し、整備保全を進めること 以上4つを基本的な考え方として進める 【総合的な公園・緑地配置方針】 ・骨格的緑地の保全 ・自然とのふれあいの場の整備 ・自然と伝統を結ぶ歩行者ネットワークルートの整備 ・均一化のための公園配置 【都市景観形成の方針】 ・施設を綺麗にするだけでなく、「葉山らしさ」の創出をめざす ・眺望が楽しめる場所の整備：眺望スポットについては、自然環境、景観との調和を重視しながら整備をめざす 【地域づくりの方針】 ・自然環境保全地（山手地域）：古墳群付近は市街地を囲む緑の丘陵地として、自然環境の保全に努める ・斜面樹林の保全（山手地域）：良好な斜面樹林地の保全を図る	■将来都市構造 【将来都市構造】 ・ゾーン設定：古墳群は自然環境保護ゾーンとして位置づけられ、豊かな自然を保全し、活かすことによります 【土地利用の方針】 ・自然環境保護ゾーン：古墳群は自然環境保全地として位置づけられ、丘陵地や海岸線の自然環境の保全に努める 【都市計画マスタートランの推進について】 ・市民と行政との協力によるプランの実現：町の「主人公」である町民と、「実行機関」である町行政当局とが一丸となって取り組む 【公園・緑地の整備の方針】 ・葉山町の特性である自然を尊重して、 ①生活環境の保全 ②レクリエーション需要への対応 ③都市防災の強化 ④景観構成の観点から公園、緑地を系統的に配置し、整備保全を進めること 以上4つを基本的な考え方として進める 【総合的な公園・緑地配置方針】 ・骨格的緑地の保全 ・自然とのふれあいの場の整備 ・自然と伝統を結ぶ歩行者ネットワークルートの整備 ・均一化のための公園配置 【都市景観形成の方針】 ・施設を綺麗にするだけでなく、「葉山らしさ」の創出をめざす ・眺望が楽しめる場所の整備：眺望スポットについては、自然環境、景観との調和を重視しながら整備をめざす 【地域づくりの方針】 ・自然環境保全地（山手地域）：古墳群付近は市街地を囲む緑の丘陵地として、自然環境の保全に努める ・斜面樹林の保全（山手地域）：良好な斜面樹林地の保全を図る	■葉山町の将来像 【施策の大綱】 ・青い海と緑の丘のある美しいまち ・魅力ある景観をつくる ・文化をはぐくねうるおい、ふれあいのまち ・安全で安心して暮らせるまち ・安全で安心して暮らせるまち ・共生のまちをつくる ・住民が参加する自治のまち ・住民主体のまちをつくる	■葉山町の将来像 【施策の大綱】 ・青い海と緑の丘のある美しいまち ・魅力ある景観をつくる ・文化をはぐくねうるおい、ふれあいのまち ・安全で安心して暮らせるまち ・安全で安心して暮らせるまち ・共生のまちをつくる ・住民が参加する自治のまち ・住民主体のまちをつくる	■葉山町の将来像 【施策の大綱】 ・青い海と緑の丘のある美しいまち ・魅力ある景観をつくる ・文化をはぐくねうるおい、ふれあいのまち ・安全で安心して暮らせるまち ・安全で安心して暮らせるまち ・共生のまちをつくる ・住民が参加する自治のまち ・住民主体のまちをつくる
■葉山町の将来像 【施策の大綱】 ・青い海と緑の丘のある美しいまち ・魅力ある景観をつくる ・文化をはぐくねうるおい、ふれあいのまち ・安全で安心して暮らせるまち ・安全で安心して暮らせるまち ・共生のまちをつくる ・住民が参加する自治のまち ・住民主体のまちをつくる	■葉山町の将来像 【施策の大綱】 ・青い海と緑の丘のある美しいまち ・魅力ある景観をつくる ・文化をはぐくねうるおい、ふれあいのまち ・安全で安心して暮らせるまち ・安全で安心して暮らせるまち ・共生のまちをつくる ・住民が参加する自治のまち ・住民主体のまちをつくる	■葉山町の将来像 【施策の大綱】 ・青い海と緑の丘のある美しいまち ・魅力ある景観をつくる ・文化をはぐくねうるおい、ふれあいのまち ・安全で安心して暮らせるまち ・安全で安心して暮らせるまち ・共生のまちをつくる ・住民が参加する自治のまち ・住民主体のまちをつくる	■葉山町の将来像 【施策の大綱】 ・青い海と緑の丘のある美しいまち ・魅力ある景観をつくる ・文化をはぐくねうるおい、ふれあいのまち ・安全で安心して暮らせるまち ・安全で安心して暮らせるまち ・共生のまちをつくる ・住民が参加する自治のまち ・住民主体のまちをつくる	■葉山町の将来像 【施策の大綱】 ・青い海と緑の丘のある美しいまち ・魅力ある景観をつくる ・文化をはぐくねうるおい、ふれあいのまち ・安全で安心して暮らせるまち ・安全で安心して暮らせるまち ・共生のまちをつくる ・住民が参加する自治のまち ・住民主体のまちをつくる

4) 法規制等内容

■ 各種法令等の指定範囲と規制内容

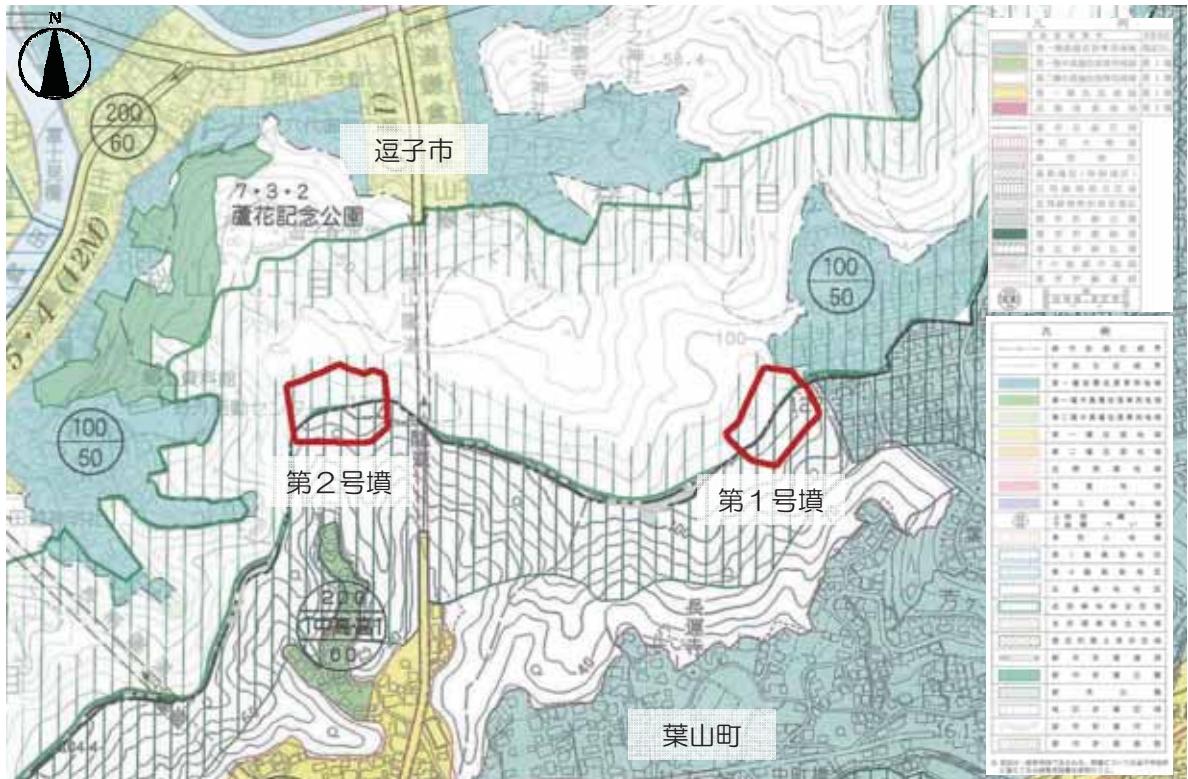
指定状況	根拠法 ・条例等	対象範囲	規制内容等
国指定史跡	文化財保護法	史跡指定範囲	<ul style="list-style-type: none"> 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。
市街化調整区域	都市計画法	史跡指定範囲を含めた周辺	<p>【開発行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で、土地の区画形質の変更を行うことをいう。 「土地の区画形質の変更」とは、次のいずれかに該当する行為。 <ol style="list-style-type: none"> 区画の変更 <ul style="list-style-type: none"> 従来の敷地の境界の変更を行うことをいう。 形の変更 <ul style="list-style-type: none"> 土地に切土、盛土又は一体の切盛土を行うもので、次のいずれかに該当する行為。 <ul style="list-style-type: none"> 高さ 2 m を超える切土又は高さ 1 m を超える盛土を行うもの 一体の切盛土で高さ 2 m を超えるもの ア、イ以外で、30 cm を超える切土、盛土又は一体の切盛土を行うもの。ただし、市街化調整区域以外の区域において、当該行為を行う土地の面積の合計が 500 m² 未満の場合を除く。 質の変更 <ul style="list-style-type: none"> 農地や山林等宅地以外の土地を建築物の敷地又は特定工作物の用地とするもの。ここで、「宅地以外の土地」とは、次のいずれかに該当する土地以外の土地をいう。 ア 現に建築物が存する土地（仮設建築物及び違反建築物の敷地は除く。） イ 土地登記簿の地目（5 年以上前の受付）が「宅地」である土地で、現在、農地や山林として利用されていない土地 ウ 固定資産課税台帳の現況地目が、5 年以上前から「宅地」である土地で、現在、農地や山林として利用されていない土地 エ 従前、建築物の敷地として利用されていた土地で、現在、農地や山林として利用されていない土地（5 年以上前に建築物を除去した土地は除く。） オ 建築物の敷地又は特定工作物の用地として造成された土地（緑地、未利用地等は除く。）
宅地造成等規制区域	宅地造成等規制法	史跡指定範囲を含めた周辺	<ul style="list-style-type: none"> 宅地とは次に掲げる土地以外の土地をいう。 ア 農地、採草放牧地、森林 イ 道路、公園、河川 ウ 次に掲げる施設の用に供せられている土地 <ul style="list-style-type: none"> 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、港湾施設、飛行場、航空保安施設及び鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設並びに国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地、緑地、広場、水道及び下水道 ・宅地造成とは、宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形質の変更であって、次の 1 に該当するものをいう。ただし、宅地を宅地以外の土地にする場合を除く。 <ol style="list-style-type: none"> 高さが 2 m をこえるがけを生じる切土 高さが 1 m をこえるがけを生じる盛土 切土と盛土とを同時にする場合における盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが 1 m 以下のがけを生じ、かつ、当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが 2 m をこえるがけを生ずることとなるもの 前ア～ウの 1 に該当しない切土又は盛土であって、当該切土又は盛土をする土地の面積が 500 m² をこえるもの

指定状況	根拠法・条例等	対象範囲	規制内容等
市街化調整区域	建築基準法	史跡指定範囲を周辺	<ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域のうち、開発許可を受けた開発区域以外の区域内においては、建築物の新築又は第一種特定工作物を新設する際には都道府県知事の許可が必要。但し、都市計画法第29条第1項2号もしくは第3号に規定する建築物については、許可は不要。
近郊緑地保全区域	首都圏近郊緑地保全法	史跡指定範囲を含めた周辺	<ul style="list-style-type: none"> 近郊緑地保全区域内で建築等の行為を行う時には、市町長に届出が必要 ■宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地を設けるよう努めること（行為面積の20%以上） 5m以上の高さののりを生ずる切土又は盛土を生じないよう努めること ■木竹の伐採 周辺の風致を損なうおそれが少なく、かつ、次のいずれかに該当するよう努めること <p>ア建築物等の新築、宅地の造成などを行うための最小限度の伐採 イ森林の抾抜 ウ伐採後の成林が確実な森林の皆伐（1ha以下に限る） エ森林である土地の区域外における木竹の伐採</p>
地域森林計画対象民有林	森林法第5条、10条	史跡指定範囲を含めた周辺樹林地	<ul style="list-style-type: none"> 地域森林計画対象民有林において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は許可が必要。 開発行為の規模は、実施主体、実施時期または実施箇所の相違にかかわらず一体性を有するものの規模をいい、政令で定める規模とは、次の場合をいう。 ア道路をつくる場合には、幅員が3メートルを超える道路で、その面積が1ヘクタールを超えるもの イその他の場合には、その面積が1ヘクタールを超えるもの （ただし、国や地方自治体等（森林法第10条の2第1項1号から3号に規定する行為）が実施する開発行為については、林地開発許可制度と同等の基準で連絡調整を県知事と行うことになる。）
保安林	森林法第25条、34条	その他、古墳・古墳群の周辺部（逗子市大半が土砂流出防備保安林指定）、葉山町側の尾根筋に指定された区域（大半が土砂流出防備保安林指定）	<ul style="list-style-type: none"> 立木の伐採をしようとする場合はあらかじめ県知事の許可が必要。（抾伐・間伐の場合は市町村長への届出） 地形の変更などを行う場合は、あらかじめ県知事の許可が必要。 立木を伐採したあと、植裁の義務が課せられる場合がある。 保安林は目的に応じて17種類で構成され、当該史跡周辺では次の2種類の指定を受けている。 <p>ア土砂流出防備保安林： 樹木の根と地面を覆う落ち葉や下草が雨などによる表土の浸食、土砂の流出、崩壊による土石流などを防ぐ。</p> <p>イ保健保安林： ・レクリエーションの活動の場として、生活にゆとりを提供する。 ・空気の浄化や騒音の緩和に役立ち、生活環境を守る。</p>

指定状況	根拠法 ・条例等	対象範囲	規制内容等
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律	第2号墳の葉山町側の一部が指定	<ul style="list-style-type: none"> 指定された急傾斜地崩壊危険区域内では、(1)水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為(2)ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造(3)のり切り、切土、掘削又は盛土(4)立木竹の伐採(5)木竹の滑下又は地引による搬出(6)土石の採取又は集積などの行為は県知事の許可が必要。
逗子市及び葉山町の各種条例等	逗子市の良好な都市環境をつくる条例	史跡指定範囲を含めた周辺	<ul style="list-style-type: none"> 500 m²以上の範囲で土地の区画形質を変更したり、木竹の伐採、移植を行う場合は条例の適用を受け、自然環境への影響を評価する。 市内に10mメッシュ毎の自然環境ランク(A~D)とそれに対応した環境保全目標(80~20%)があり、それに従って対象事業の環境目標量を決定。

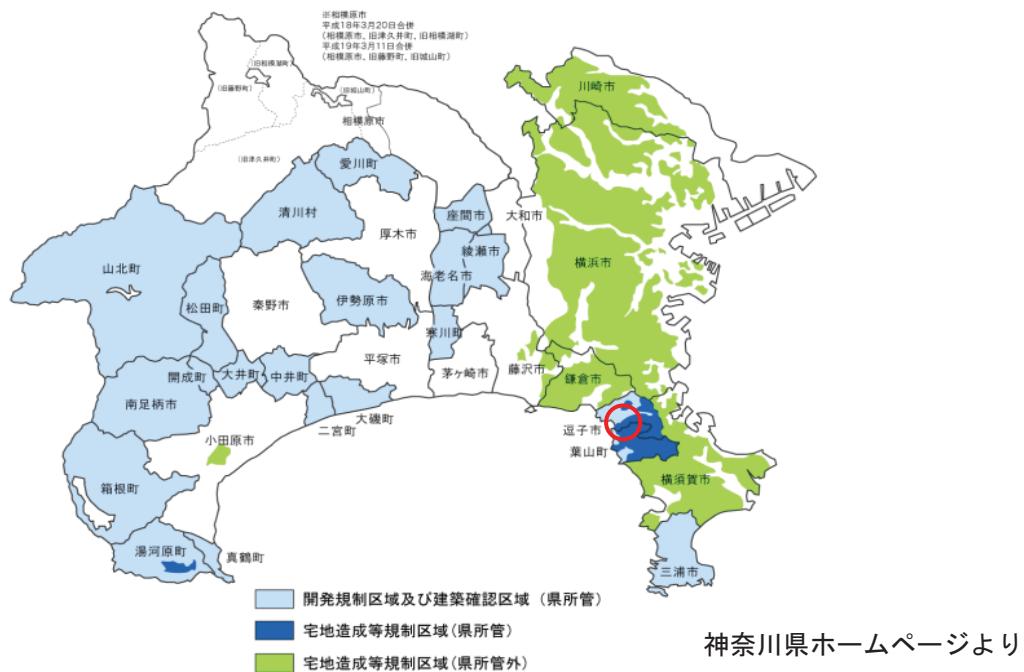
■ 都市計画図

長柄桜山古墳群は逗子市及び葉山町の行政区域にまたがって位置しており、第1号墳、第2号墳ともに市街化調整区域及び近郊緑地保全区域に含まれている。



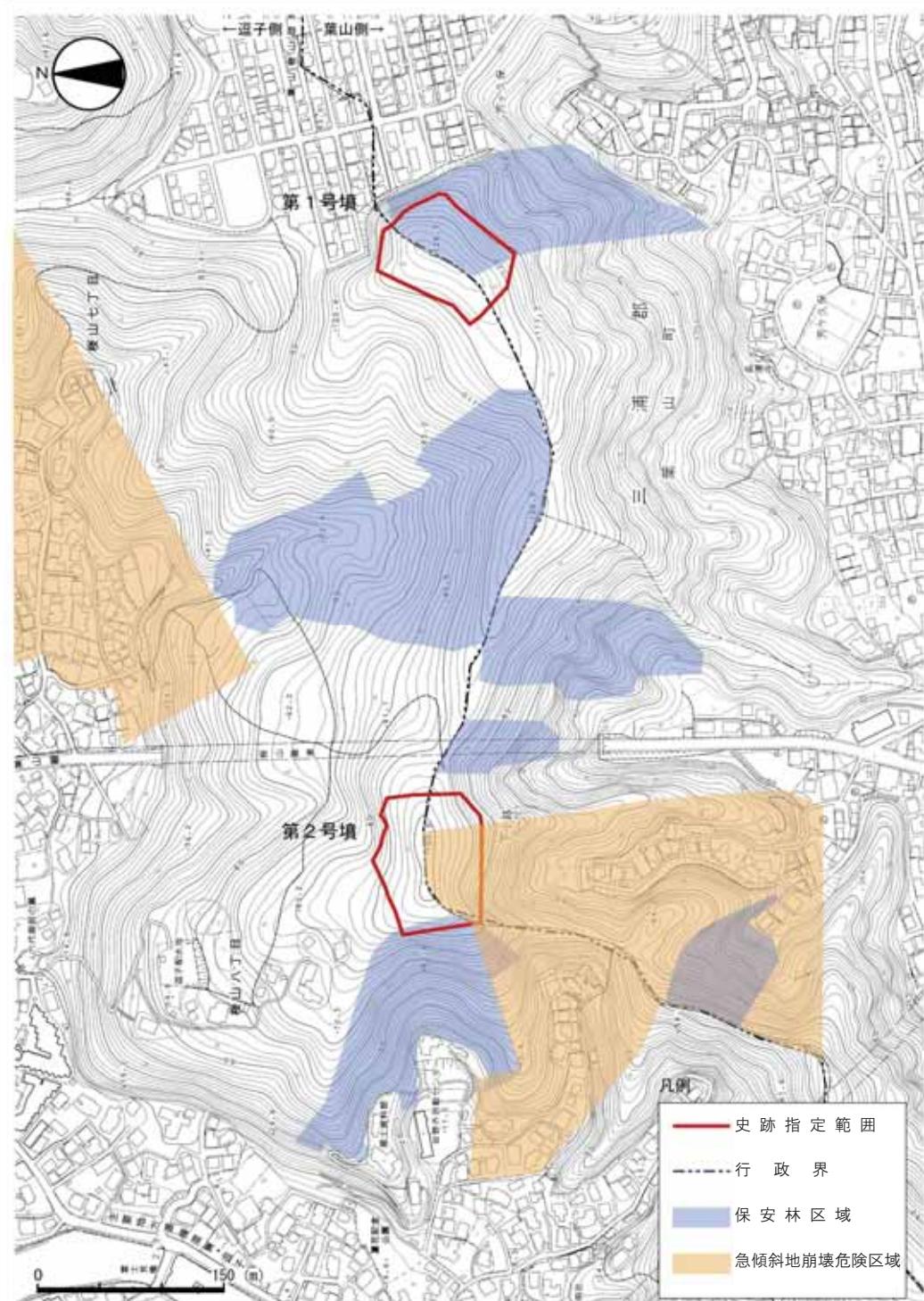
■ 宅地造成等規制区域

長柄桜山古墳群の位置する丘陵地一体は、開発規制区域及び建築確認区域と宅地造成等規制区域に指定され、規定されている行為を行う場合には県知事の許可が必要となる。



■ 地域森林計画対象民有林区域、保安林区域、急傾斜地崩壊危険区域

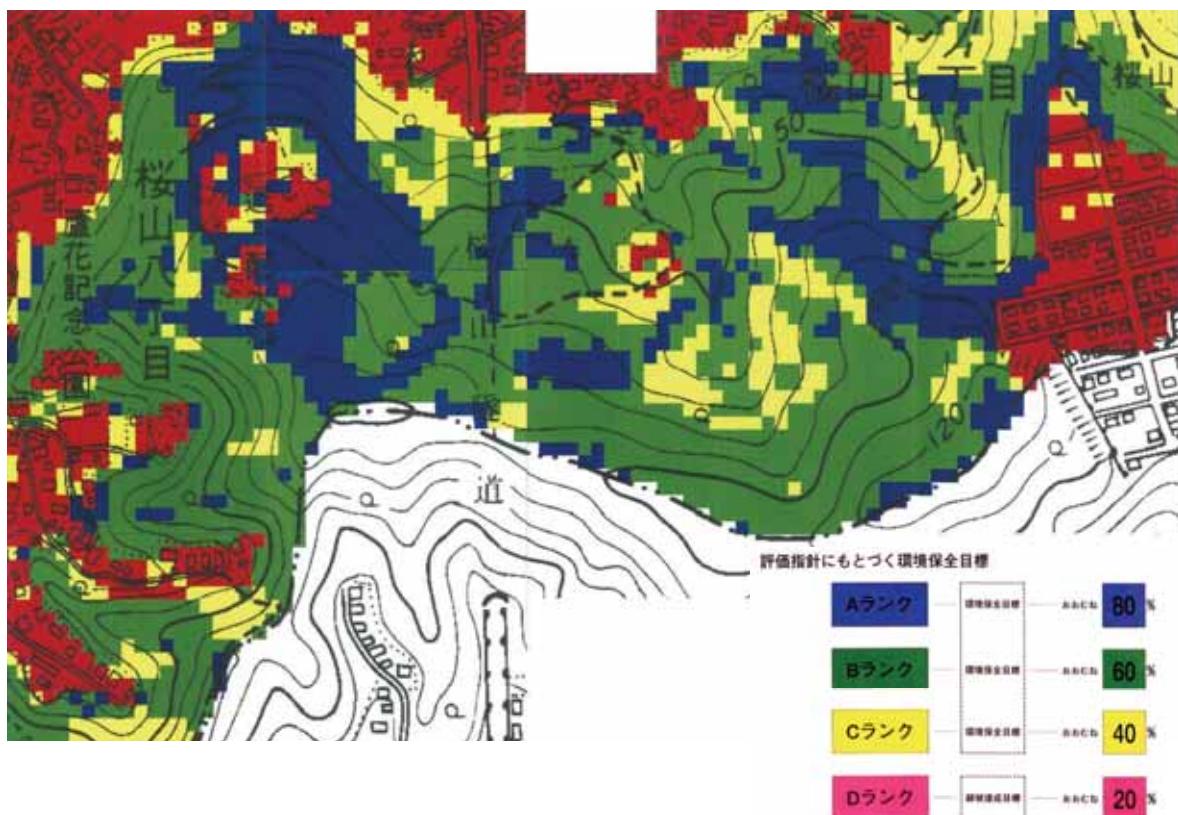
長柄桜山古墳群周辺の丘陵地全体は地域森林計画の対象民有林（5条森林）に指定されており、さらに周辺では保安林の指定も受け、第1号墳の南側では土砂流出防備保安林、第2号墳西側では保健保安林の指定を受けている。さらに、第2号墳南側の一部が急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。



国指定史跡長柄桜山古墳群整備基本構想（逗子市・葉山町教育委員会 2004）より

■ 逗子市の良好な都市環境をつくる条例

長柄桜山古墳群の位置する丘陵地は自然環境ランク A～C に指定されており、史跡指定範囲は、ともに A、B ランクの環境保全が求められている。



自然環境ランク	評価価	環境保全目標
A	自然林、樹種の豊富な二次林が分布しており、土地機能が共に高い。自然環境の改変がされた場合、その影響が最も大きくなると予想される。したがって、開発計画等による改変の際には、保存緑地に含む等、現状を損なわない配慮が必要である。	おおむね 80 %
B	樹種の豊富な二次林及び低木二次林が多く分布している。主に斜面地が中心となっており、市街地の多くの地点から見ることができるため、緑地としての景観が良好である。各機能の評価は、全市的に平均以上に保たれているので、自然環境の改変に際しては、機能の維持及び景観が損なわれないよう極力自然地形を保全するよう努める。また、改変により生じた空間には、自然林構成種を用いて植林を行う等良好な樹林地を保全することにより、快適住環境の創造が必要である。	おおむね 60 %
C	低木二次林及び造林地が分布している。土地の総合的な評価では、A・Bランクに比較して生態系維持機能が低い。Bランクと同様に、市街地の多くの地点から見ることができるため、緑地の景観が良好である。したがって、自然環境の改変に当たっては、機能の維持に努めるほか、景観に重点をおいた植林、移植等を行い、良好な環境の維持が望まれる。	おおむね 40 %
D	造林地の一部及び市街地が分布している。大部分が市街地に含まれるため、緑地が占める割合は低い。したがって、市街地の快適性を高めるため、家屋等の構造物の建築時に生ずる空間については、その緑化に努める。	おおむね 20 %

■ 地目別状況等

史跡指定地内は平成 16、17 年度にすべて公有地化され、逗子市及び葉山町の所有である。地目は山林、保安林が大半を占めるが、第 1 号墳の北東端の一部は宅地となっている。



5) 各種調査結果

(1) 地質調査

ア 調査概要

(ア) 件 名 国指定史跡長柄桜山古墳群地質調査業務委託

(イ) 調査場所 神奈川県逗子市桜山7丁目地内、同8丁目地内

神奈川県三浦郡葉山町長柄字芳ヶ久保地内、同下小路地内

(ウ) 調査の目的 国指定史跡長柄桜山古墳群の保存整備、活用を図るため、史跡地内の地質構成や力学強度などの土質工学的特性を把握して、斜面安定などを検討する上での基礎資料を得ることを目的とした。

(エ) 調査期間 自 平成21年6月19日～ 至 平成21年11月30日

(オ) 受 託 株式会社 東京ソイルリサーチ 横浜支店

(カ) 調査内容 図1、2「調査位置図」に示す2地点でボーリング調査を実施し、12地点で簡易動的コーン貫入試験を実施した。

	項目	数 量
①	ボーリング調査	2地点（延べ22m）
②	簡易動的コーン貫入試験	12地点（延べ49.96m）
③	室内土質試験	1式

イ 地形・地質概要

(ア) 地形概要

調査地を含む逗子・葉山地域は三浦半島の北部にあたり、調査地周辺は葉山隆起帯に区分され、丘陵地が広がっている。この山地・丘陵は多摩丘陵へ続く三浦丘陵にあたり、主に半島中・北部地域に発達し、西北西-東南東へ伸長する。半島中央部やや西部に位置する大楠山（標高241.3m）を最高点として全般に開析の進んだ低平な丘陵性地形を示している。

(イ) 地質概要

逗子・葉山地域の地質は、主に新第三紀中新世に堆積した「葉山層群」と中新世から鮮新世に堆積した「三浦層群」、および鮮新世から第四紀更新世に堆積した「上総層群」からなり、これらを侵食した沖積低地には「沖積層」が分布する。調査地周辺には「三浦層群」が分布している。三浦層群は主として逗子層と池子層からなり、逗子層は泥岩と砂岩薄層との互層を主体とし、凝灰岩の薄層を挟む。池子層は凝灰岩質泥岩火碎岩互層を主体としている。調査地では逗子層の泥岩が分布しており、地層の走向は東西方向であり、北方向に傾斜する傾向がある。

ウ 調査結果

今回調査では、2ヶ所のボーリング調査と8ヶ所の簡易動的コーン貫入試験を実施した。またこれらの結果をもとに土層断面想定図を作成した。今回確認された地質の層序表を表1に示す。

以上よりここでは各層の概要について述べる。

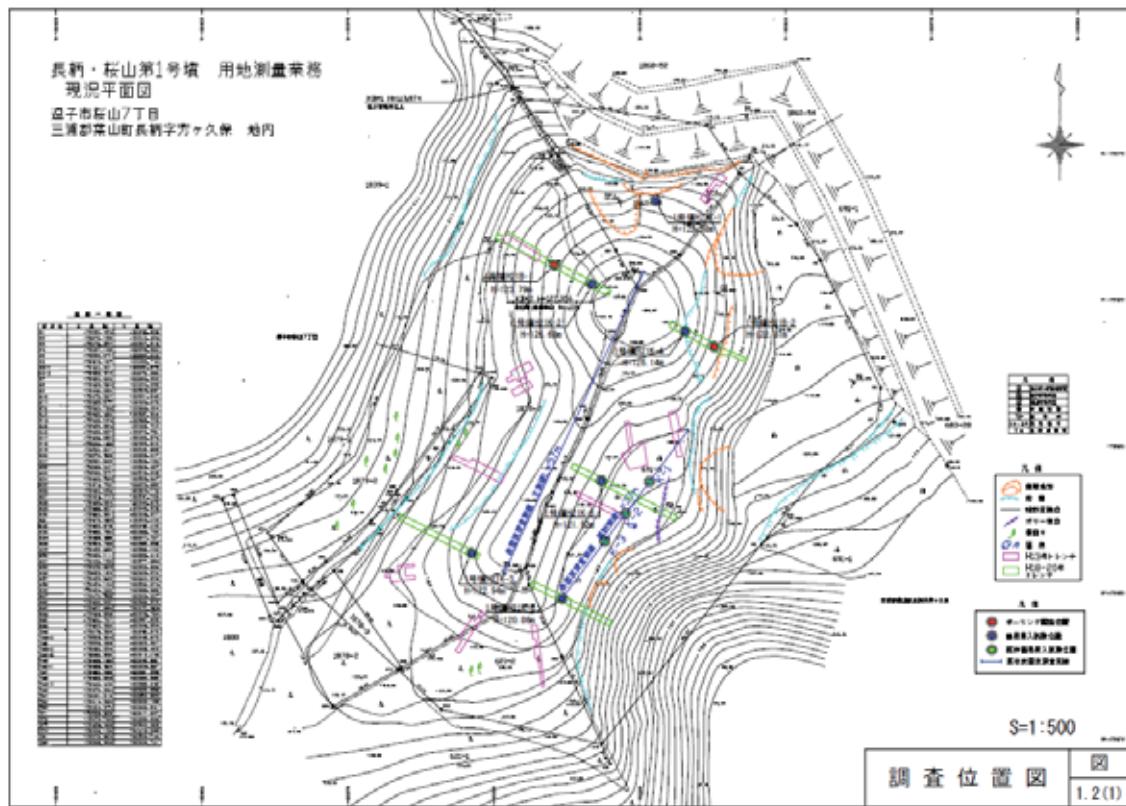


図 1 調査位置図（第 1 号墳）

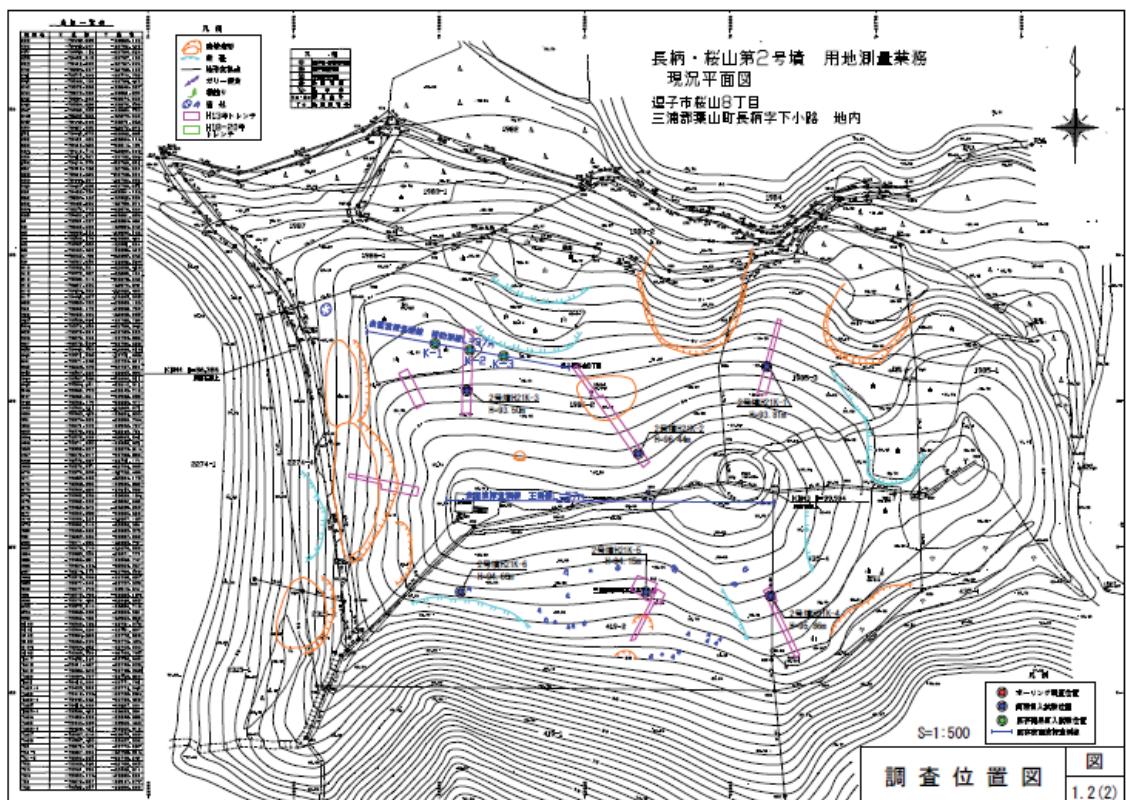


図 2 調査位置図（第 2 号墳）

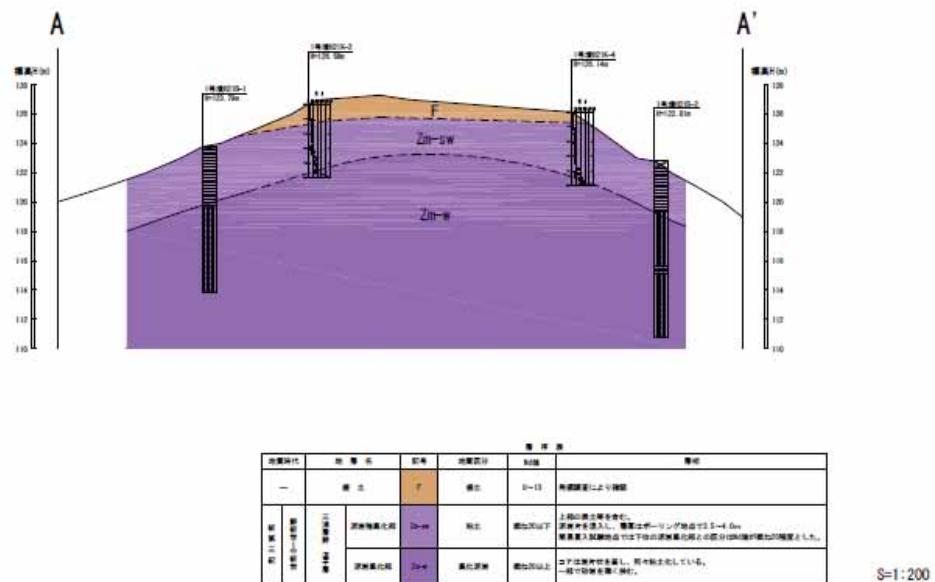


図3 土層断面想定図（第1号墳後円部横断面）

表1 層序表

地質時代		地層名	記号	地質区分	Nd 値	層相
—		盛 土	F	盛土	0~13	発掘調査により確認
新第三紀 鮮新世～中新世	三浦層群 逗子層	泥岩強風化部	Zm-sw	粘土	概ね 20 以下	上部の表土等を含む。 泥岩片を混入し、層厚はボーリング地点で 3.5~4.0m 簡易貫入試験地点では下位の泥岩風化部との区分けは Nd 値が概ね 20 程度とした。
		泥岩風化部	Zm-w	風化泥岩	概ね 20 以上	コアは岩片状を呈し、所々粘土化している。 一部で砂岩を薄く挟む。一部で砂岩を薄く挟む。

(ア) 盛土 F

発掘調査によって確認された地層。第1号墳の後円部および前方部で確認されている。

(イ) 逗子層 泥岩強風化部 Zm-sw

第1号墳ではボーリング調査により黄灰色を呈する粘土が確認されている。簡易動的コーン貫入試験地点ではNd値が概ね20以下で区分している。また表土等を含めて区分している。層厚は概ね4m程度以下であり、斜面の傾斜なりに分布し、斜面の傾斜が比較的急な箇所では層厚を減少させる傾向にある。第1号墳のボーリング調査によって確認された粘土は、粘着性が強く下部にいくと泥岩片を混入している。

(ウ) 逗子層 泥岩風化部 Zm-w

第1号墳のボーリング調査では黄灰褐色を呈する風化泥岩が確認され、簡易動的コーン貫入試験地点ではNd値が概ね20以上で区分している。第1号墳のボーリング調査では、採取

したコアは岩片状を主体として所々で粘土状または短棒状を呈しており、風化の度合いは全体的に不均質である。出現深度は概ね 4m程度であるが、斜面の傾斜が比較的急な箇所では比較的浅所より分布しているものと推測される。

(エ) 地下水位について

地下水位については、第 1 号墳のボーリング調査で調査終了深度（10～12m）まで清水掘りを実施したもの、確認されなかった。また調査地は尾根状の地形であるため、調査深度内に地下水位が分布している可能性はないものと推測される。

(オ) 室内土質試験結果

室内土質試験は、コアパックで採取した試料および表層から手掘りで採取した試料を対象に実施した。結果一覧表を表 2 に、土性図を図 4 に示す。試験結果は、一般的な洪積粘性土と比較すると、湿潤密度が若干低め、含水比は若干高めであるものの、粘性土とすると概ね一般的な値を示していると考えられる。

表 2 室内土質試験結果一覧表

ボーリング No.		第 1 号墳 H21B-2		
試 料 番 号		H21B-2-1	H21B-2-2	H21B-2-3
孔口標高	H(m)	122.81	122.81	122.81
上端深度	GL-(m)	0.00	1.50	2.50
下端深度	GL-(m)	0.20	2.00	3.00
試料中心深度	GL-(m)	0.10	1.75	2.75
試料中心標高	H(m)	122.71	121.06	120.06
地 層 区 分		表層	Zm-sw	Zm-sw
物理特性	湿潤密 ρ_t g/cm ³			1.584
	土粒子密 ρ_s g/cm ³	2.615	2.646	2.662
	自然含水 Wn %	51.1	56.8	56.3
	間 隙 E			1.626
	礫 分 %	0.0	0.0	0.0
	砂 分 %	7.8	1.7	8.0
	シルト分 %	40.6	57.1	52.1
	粘土分 %	51.6	41.2	39.9
	液性限界 WL %	91.4	86.7	84.6
	塑性限界 WP %	41.4	29.5	32.0
力学特性	塑性指数 IP %	50.0	57.2	52.6
	粘着力 CU kN/m ²			25.2
	内部摩擦 ϕ_U 度			18.0

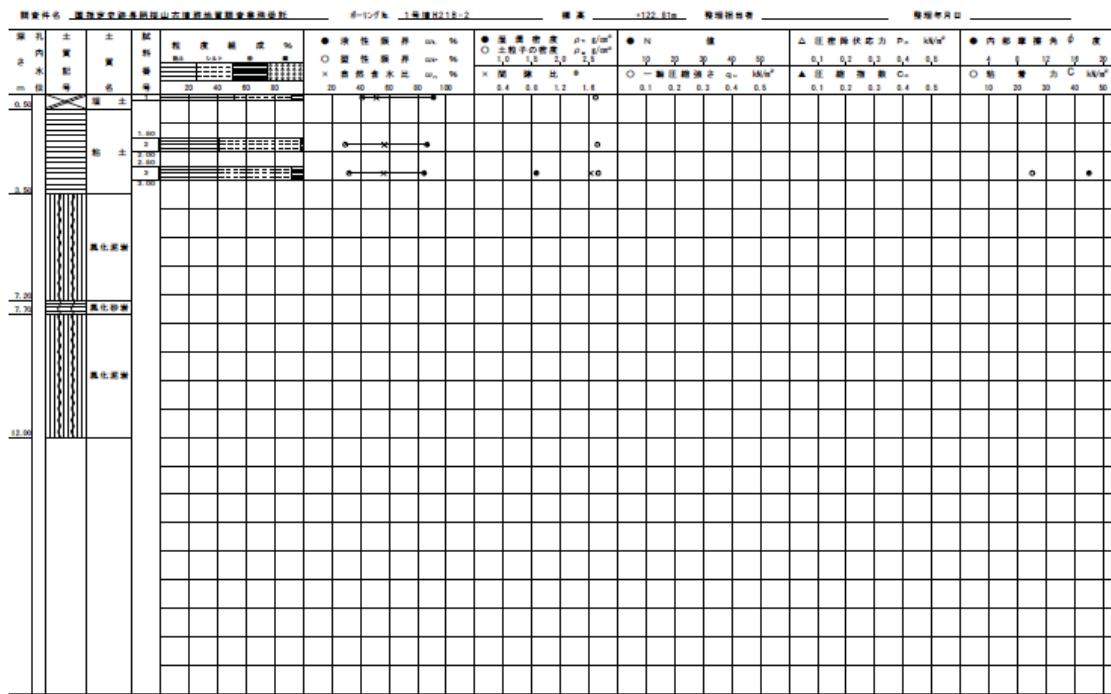


図4 土性図

(カ) 斜面の安定性について

斜面の安定性については、今回調査結果等から斜面崩壊を考慮した円弧すべりの有無を確認する目的で安定計算をおこなった。

a 計算条件

① 安定計算は「建設省河川砂防技術基準（案）同解説・計画編：平成9年10月 日本河川協会」に準拠しおこなう。計算式を図5に示す。

$$F_s = \frac{\sum(N - T) \cdot \tan \phi + C \sum L}{\sum T}$$

ここに、
 N : 分割片の重力による法線力 (kN/m^2) (tf/m^2) = $W \cos \theta$
 T : 分割片の重力による切線力 (kN/m^2) (tf/m^2) = $W \sin \theta$
 U : 分割片に働く間隙水圧 (kN/m) (tf/m)
 L : 分割片のすべり面長 (m)
 ϕ : すべり面の内部摩擦角 (度)
 C : すべり面の粘着力 (kN/m^2) (tf/m^2)
 W : 分割片の重量 (kN/m) (tf/m)
 θ : すべり面の分割片部における傾斜角 (度)

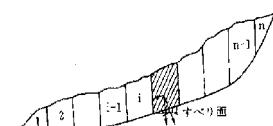


図5 円弧すべり計算式

② 計算断面位置は、第1号墳では図6に示すように土層断面想定図A-A' 断面位置の北西側斜面と南東側斜面、第2号墳では図7に示すように土層断面想定図E-E' 断面位置の北側斜面と南側斜面でおこなう。

③ 計算断面の各層の土質定数は調査結果や参考資料から表5.2.1に示す値とする。

④ 地下水位はないものとし、地震時の設計水平震度は0.15（中規模地震程度）とする。

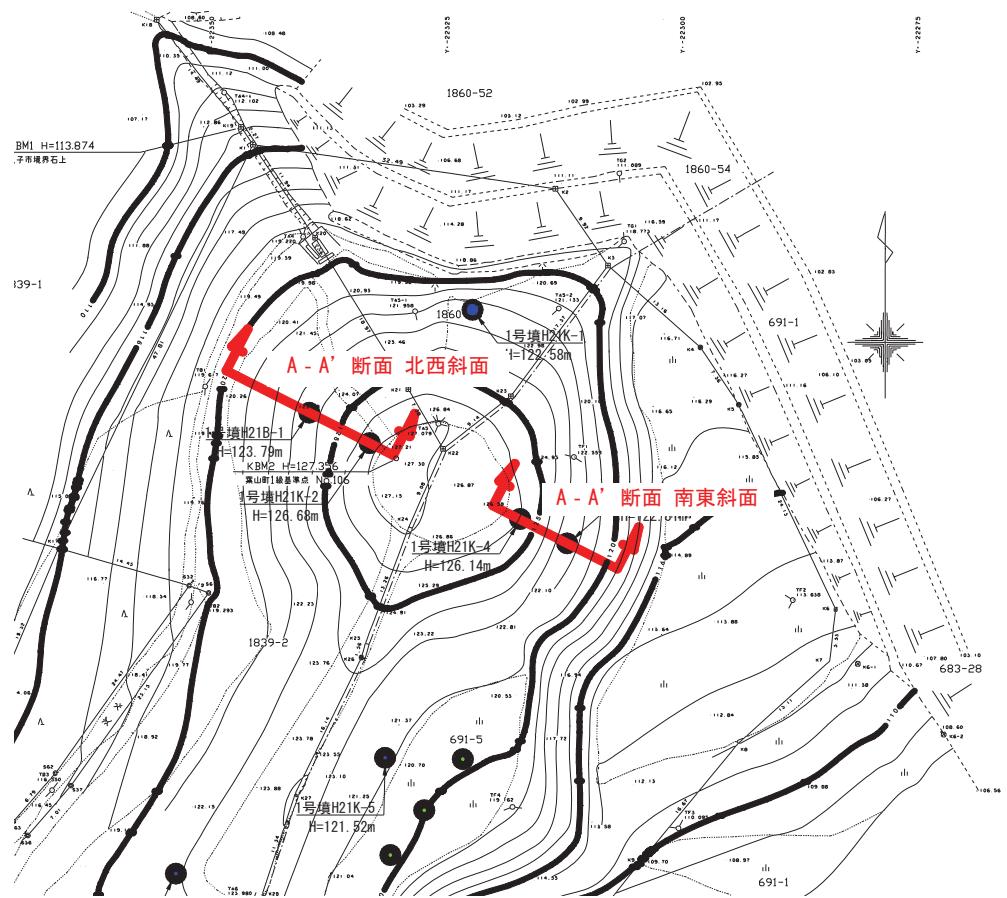


図6 安定計算検討断面（第1号墳）

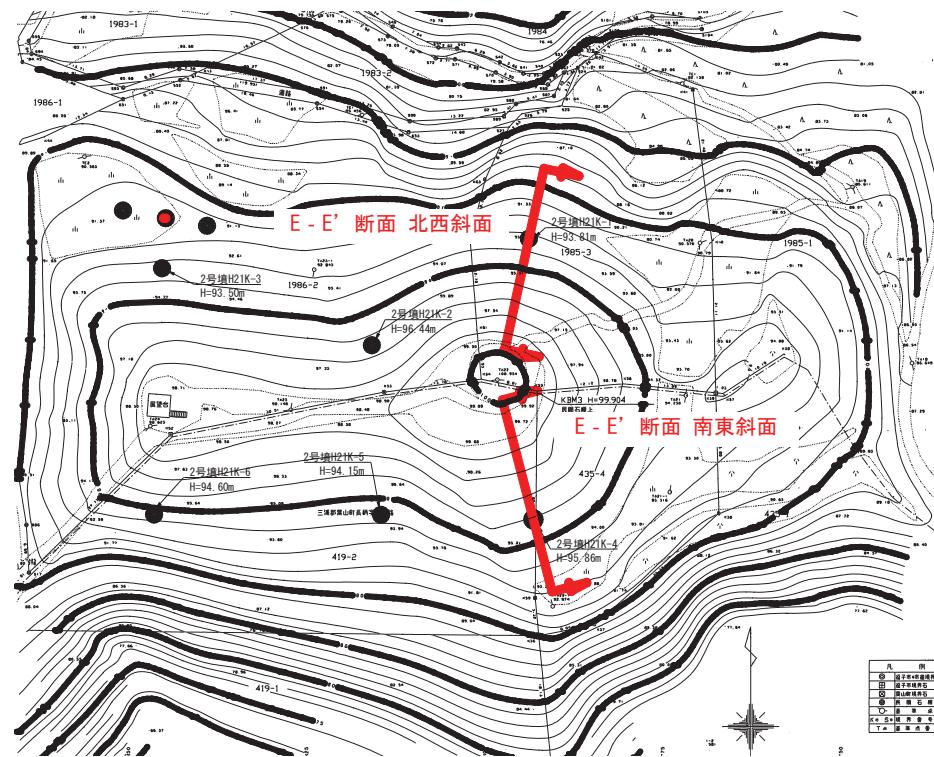


図7 安定計算検討断面（第2号墳）

表3 安定計算土質定数

地層名	地層区分	層番号	土質定数		
			単位体積重量 γ (kN/m ³)	粘着力 c (kN/m ²)	内部摩擦角 ϕ (°)
盛土	F	1	16	10	5
逗子層群 三浦層群	泥岩強風化部	Zm-sw	2	16	25
	泥岩風化部	Zm-w	3	17	70

※1 F層は一般値（土質定数参考表〔設計要領第一集土工編、2006:東日本・中日本・西日本高速道路株式会社〕）を参考に低減した

※2 Zm-sw層は室内土質試験値をまるめた

※3 Zm-w層の γ は一般値

※4 Zm-w層のc、 ϕ はNdからN値に換算し表4を参考に算出

$$N = 1.7 + 0.34 N_d \quad (N_d > 4)$$

$$N = 0.75 N_d \quad (N_d \leq 4)$$

b 計算結果

安定計算結果は一覧表を示す。結果は常時・地震時ともに安全率Fs=1.0を大きく上回り、斜面崩壊等の比較的大規模な円弧滑りが発生する危険性は極めて低いものと判断される。

表4 安定計算結果一覧表

対象		第1号墳		第2号墳	
		A-A'断面 北西斜面	A-A'断面 南東斜面	E-E'断面 北斜面	E-E'断面 南斜面
安全率 Fs	常時	2.76	2.82	2.91	4.24
	地震時	1.93	2.13	2.11	2.80

(2) 植生調査

ア 調査概要

- (ア) 件 名 国指定史跡長柄桜山古墳群植生調査業務委託
- (イ) 調査場所 神奈川県逗子市桜山7丁目地内、同8丁目地内
神奈川県三浦郡葉山町長柄芳ヶ久保地内、同下小路地内
- (ウ) 調査の目的 国指定史跡長柄桜山古墳群を適切な状態で保存整備、活用を図るため、
史跡地および周辺の植生環境についての把握を行い、史跡整備において配慮すべき事項の検討材料とすることを目的とした。
- (エ) 調査期間 自 平成21年7月6日～ 至 平成22年3月31日
- (オ) 受 託 株式会社 地域環境計画
- (カ) 調査内容 調査項目は、表1のとおりである。

表1 調査項目

項目	備考
1. 植物相調査	現地調査3回（夏季、秋季、春季）
2. 植物群落調査	現地調査1回（秋季、春季に補足調査を実施）
3. 毎木調査	現地調査を1回

イ 調査結果

(ア) 植物相調査

a 植物相の概要

調査の結果、第1号墳、第2号墳、植物群落調査を合わせて83科223種が確認された。
確認種の分類群別内訳を表2に示す。

表2 確認種の分類群別内訳

分類	第1号墳		第2号墳		植物群落調査		合計	
	科	種類	科	種類	科	種類	科	種類
高等植物	76	173	77	183	42	71	83	223
シダ植物	10	26	11	30	5	11	11	36
種子植物	66	147	66	153	37	60	72	187
裸子植物	4	4	5	5	2	2	5	5
被子植物	62	143	61	148	30	45	57	148
双子葉植物	52	115	53	119	30	45	57	148
離弁花類	39	82	39	85	23	36	43	103
合弁花類	13	33	14	34	7	9	14	45
單子葉植物	10	28	8	29	5	13	10	34

三浦半島に位置する調査地区はヤブツバキクラス域に属しており、植物相はこれを反映して、スダジイ、タブノキ、イヌビワ、ヒサカキ等、主に暖温帯に分布の中心をおく種で構成されていた。コナラやヤマザクラの落葉広葉樹林で確認されたムクノキ、エゴノキ、ハゼノキ等の構成種も暖温帯二次林を代表するものである。

生育環境としては、第1号墳、第2号墳ともに全て樹林地であり、常緑広葉樹林、落葉広葉樹林、スギ・ヒノキ植林、クスノキ植林、竹林が確認された。それぞれの環境で林床の種の構成に違いはなくアズマネザサ、リョウメンシダ、ベニシダ、イノデ、ミゾシダ、ドクダミ、ヤブラン、ナガバジャノヒゲ、ナルコユリ、ヤツデ、オオバウマノスズクサ等多くの種が共通して見られた。樹林の密度が比較的低い場所では、林床部に光が入り、カニクサ、ワラビ、オオバコ、スイカズラ、ツユクサ等、路傍や林縁部でよくみられる種も確認された。

特筆される植物としては、フォッサマグナ要素（糸魚川—静岡構造線東側における造山活動に連動して分化した植物群）の種としてオオシマザクラ、ハコネウツギが確認された。また、「逗子市文化財調査報告書 第十一集 植物」（逗子市教育委員会 1982）に記載されている、特筆される植物として、前述した桜山隧道上のクスノキの植林も第2号墳の逗子市側で確認された。

調査地区を地形でみると第1号墳、第2号墳ともに尾根部にあり、ヤマツツジ、コウマボウキ、コクラン、シュンラン等尾根でよく見られる種が確認された。尾根線上から南北へ下る斜面や谷頭部ではイワガネゼンマイ、イワガネソウ、リョウメンシダ、ドクダミ、ヤブミョウガ等がよく見られた。

季節別にみると、夏季に開花する種として、ナガバジャノヒゲ、アキノタムラソウ等、秋季に開花する種として、サラシナショウマ、ツワブキ、シロヨメナ等、春季に開花する種として、ヒメウズ、クサイチゴ、タチツボスミレ、オニシバリ、ヤブツバキ等がそれぞれ確認された。

b 注目される種（重要種）の確認状況

生育が確認された植物種のうち、注目される植物種としては、エビネ及び腐生ランの一種が挙げられる。なお、腐生ランの一種に関しては、確認された時点で地上茎が枯れかかっており、種を確定できなかった。「神奈川県植物誌」（神奈川県生命の星・地球博物館 2001）によると、神奈川県内で確認されている腐生ランは、ムヨウラン属、オニノヤガラ属、トラキチラン属の3種が確認されている。仮に本種がトラキチラン属のタシロランであれば環境省レッドリストに、ムヨウラン属のクロムヨウランであれば神奈川県レッドデータブックの記載種となる為、注目される植物（重要種）として取り上げた。

注目される植物の概要を以下に示す。

●種名 エビネ（環境省 RL:NT（準絶滅危惧） 神奈川県 RDB：絶滅危惧II類）

生態 北海道（西南部以南）、本州四国、九州、沖縄に分布。台地や丘陵から山地にかけての樹林地に成育する常緑性の多年草。地中の偽球茎から葉を2~3枚根生する。花期は4~5月。高さ20~40cmの花茎をのばし、暗褐色の花をつける。花被片や唇弁の色には変異が多い。

確認状況 第1号墳および第2号墳の常緑広葉樹林、落葉広葉樹林、スギ・ヒノキ植林の林内で計5地点6個体が確認された。また、その内、1個体は結実していた。



●種名 腐生ランの一種（ムヨウラン属の一種、トラキチラン属の一種）

生態 果実の形態、全ての個体において葉もしくは葉がついていた痕跡がなかった点で、腐生ランの一種と判断した。7月の夏季調査時には果実が熟していたことを考慮すると、5~6月に開花するものと思われる。

確認状況 第1号墳の常緑広葉樹林の林内で1地点8個体が確認された。全ての個体が結実していたが、ほぼ種子を散布させた後で花茎が枯れかかっている状態であった。



(ア) 植物群落調査

a 概況

現地調査の結果、7の植生単位および土地利用が確認され、群落組成調査を計14地点でおこなった（現況植生図は、基本計画5ページに掲載）。

表3 植生単位及び土地利用状況

区分	No.	植生単位及び土地利用
大本群落	01	スダジイ群落
	02	コナラ群落
	03	スギ・ヒノキ群落
	04	クスノキ植林
	05	竹林
土地利用	06	畠地
	07	人工構造物

01. スダジイ群落



・高木層にスダジイが優占する常緑広葉樹林である。高木層は高さ10~14m程度、植被率は60~80%程度でスダジイが優占していた。亜高木層は欠く。低木層は高さ2~6m程度、植被率は10~60%程度でスダジイ、イヌビワ、アオキ、ヒサカキ、シロダモ等が生育していた。高さ0.5~1.5m程度の草本層は、植被率50~80%でアズマネザサ、アオキ、ナガバジャノヒゲ、ティカカズラ、キヅタ等が生育していた。

02. コナラ群落



・高木層にコナラ、ヤマザクラ、オオシマザクラが優占する落葉広葉樹林である。高木層は高さ12~13m程度、植被率は60~80%程度でコナラ、ヤマザクラ、オオシマザクラが優占していた。亜高木層は高さ9m程度、植被率は10%程度でスダジイ、シロダモ等が生育していた。低木層は高さ4~5m程度、植被率は50%~60%でイヌビワ、アオキ、ヒサカキ、スダジイ、シロダモ、タブノキ等が生育していた。高さ0.5~1m程度の草本層は、植被率60%~90%程度、アズマネザサ、ティカカズラ、リョウメンシダ、キヅタ等が生育していた。

03. スギ・ヒノキ植林



・スギ、ヒノキが植林された常緑針葉樹林である。高木層の高さは12～15m程度、植被率は70%～80%程度でスギもしくはヒノキが優占していた。亜高木層は欠く。低木層は高さ3.5～5m程度、植被率は40～60%でイヌビワ、アオキ、シロダモ、ヒサカキ、タブノキ等が生育していた。高さ0.8～1.5m程度の草本層は、植被率60%～80%程度でアズマネザサ、ベニシダ、リョウメンシダ、キヅタ等が生育していた。

04. クスノキ植林



・クスノキが植林された常緑広葉樹林である。高木層の高さは17m程度、植被率は70%程度でクスノキが優占していた。亜高木層は欠く。低木層は高さ5m程度、植被率は60%程度でアオキ、イヌビワ、シロダモ、ヒサカキ等が生育していた。高さ1.5m程度の草本層は、植被率80%程度で、アズマネザサ、ベニシダ、アオキ等が生育していた。

05. 竹林



・モウソウチクが優占する群落である。高木層の高さは11m程度、植被率は90%程度でモウソウチクが優占していた。亜高木層は欠く。低木層は高さ2m程度、植被率は20%程度でアオキ、シロダモ、ヒサカキ等が生育していた。高さ0.3m程度の草本層は、植被率20%程度で、アズマネザサ、ベニシダ、アオキ、ドクダミ、ティカカズラ等が生育していた。

b 重要な群落の確認状況

確認された群落の内、重要な群落としてスダジイ群落とコナラ群落が挙げられる。

今回確認された重要な群落は、「神奈川県レッドデータ生物調査報告書」(神奈川県生命の星・地球博物館 2006)によると、神奈川県内の既存の植生資料から抽出されたものであり、保護上重要であると判断されたものである。

(ウ) 每木調査

現地調査の結果、第1号墳では33種828本、第2号墳では41種759本の樹木がそれぞれ確認された。表4に確認された樹種及び本数を示す。

表4 確認樹種及び本数

No.	種名	本数(本)			
		第1号墳		第2号墳	
		生木	枯死木	生木	枯死木
1	スギ	293		62	6
2	ヒノキ	37		16	1
3	イヌガヤ			1	
4	イヌシデ	1			
5	クリ	1		1	
6	スダジイ	37		71	1
7	マテバシイ			2	
8	アカガシ	7			
9	アラカシ			1	
10	シラカシ			7	
11	コナラ	8		9	
12	ムクノキ	2		17	
13	エノキ	8		14	
14	ケヤキ	2		1	
15	イヌビワ	24		53	
16	ヤマグワ	4		3	
17	クスノキ			19	
18	ヤブニッケイ			4	
19	タブノキ	54		71	1
20	シロダモ	93		105	1
21	ヤブツバキ	1			
22	サカキ			3	
23	ヒサカキ	29		27	
24	ヤマザクラ	41		39	
25	オオシマザクラ	18		27	1
26	ネムノキ	1		2	
27	アカメガシワ	5		2	
28	カラスザンショウ	10		3	
29	センダン			1	
30	ハゼノキ	13		23	
31	イロハモミジ			2	
32	イヌツゲ				1
33	モチノキ	3		3	
34	アオハダ	1			
35	マユミ			6	
36	マルバナツグミ	1			
37	キブシ	8		8	
38	アオキ	2		3	
39	ミズキ	15		33	
40	ハリギリ	2		15	
41	エゴノキ	67		47	2
42	ネズミモチ	1		1	
43	イボタノキ			1	
44	ムラサキシキブ			12	
45	ハコネウツギ	11		2	
46	シユロ			3	
47	不明		28		25
計	—	800	28	720	39

(表中にある「不明」は、樹木が枯死しており種名が不明であったものを示す。)

6) パブリックコメント

意見募集期間	平成 22 年 10 月 15 日（金）～平成 22 年 11 月 15 日（月）
案の閲覧方法	市町ホームページ 逗子市：社会教育課、情報公開課、図書館、小坪公民館、沼間公民館、青少年会館、逗子アリーナ、文化プラザホール、市民交流センター 葉山町：生涯学習課、役場 1 階ロビー、図書館、福祉文化会館
意見提出人数	3 人（逗子市教育委員会社会教育課窓口持参 2 、葉山町教育委員会生涯学習課窓口持参 1 ）
意見項目数	延べ 20 件

No.	関連項目	意見の概要	市町の考え方
1	全体	<p>長期計画について理念と方針が具体的に示されず、この整備基本計画は欠陥報告書と言わざるを得ない。</p> <p>計画立案に際して冒頭で折角、短期計画・中期計画・長期計画と区分しておきながら、中期・長期に対しては理念も方針も示されず、短期計画でも上位計画という表現で「蘆花記念公園基本計画」を示しながら、これとの接觸の仕方について考えていない等、紙面を費やした割に内容が希薄である。</p>	今回提示した基本計画(案)は、発掘調査が終了した第 1 号墳についての具体的な整備内容にかかるものが主です。概算事業費（予算）については、本年度内に基本設計を行う過程で積算し、その上で、実現に向けた年次計画を取りまとめる予定です。その他、指定地外を含めた中長期計画については、全体を見通した事業計画の中で項目の頭出しをします。これらについては、年度末に刊行する計画書に合わせて掲載します。
2	全体	<p>文化遺産を継続的に管理する最も大切なことは、長柄桜山古墳群を整備する時期(短期・中期・長期)・方針・形態・規模等を示し、整備完成後の所管・メンテナンス部門の人材・予算・継続研究等を具体的に示すことであり、単に形式的に美文を綴ったに過ぎない。</p> <p>今後とも責任を有する管理体制を確立させるためには特に予算編成まで言及すべきである。</p>	
3	全体	逗子市の現状予算では、「絵に描いた餅」の報告書であり無用の長物である。	
4	全体	新桜山トンネルの供用が開始されているので、地形図に記載したほうが良い。	新桜山隧道については、本基本計画が対象とする整備範囲ではなく、また新たな地形図（都市計画図）もないため、隧道建設に伴い計画されている新設階段の概略の位置（予定）のみ図示しております。
5	2. 長柄桜山古墳群の概要 (1) 立地及び周辺環境	1) 位置と地形に、「第 2 号墳前方部から西には相模湾を眺めることができ、」とあるが、「第 2 号墳前方部から西には相模湾をそして富士山を遠望することができ、」と記載した方が良い。	第 2 号墳前方部から富士山が眺望できることがわかる文言を加えます。
6	2. 長柄桜山古墳群の概要 (1) 立地及び周辺環境	図 3 の配色が強すぎて、地形図が分かりづらい。	基本計画書印刷にあたって配色を調整します。

7	4. 基本理念及び基本方針 (1) 基本理念	17 ページ 4(1)の基本理念は、概ね賛成できる。さらに言えば「郷土愛」のような要素や文言を盛り込めばベストだと思う。 基本計画は全体的に見て、良くできていると評価できる。	基本方針の 5)で触っていますが、基本理念にも、人々が愛着を持てるような整備という趣旨の文言を加えます。
8	5. 全体計画	表 5、及び表 6 の区分、対象地の順番について、左から「ふれあいゾーン、エントランスゾーン蘆花公園から第 2 号墳、エントランスゾーン第 1 号墳から葉桜団地」とあるが、左から「エントランスゾーン葉桜団地から第 1 号墳、エントランスゾーン蘆花公園から第 2 号墳、ふれあいゾーン」の順に記載した方が良い。	ご指摘のとおり、表記の順序を変更します。
9	6. 個別計画 (1) 発掘調査計画	第 2 号墳の発掘作業工程について、「ふれあいロード」が第 2 号墳墳丘上を通っており、調査に支障が生ずるため、先行して南側斜面に「ふれあいロード」を変更して設置するようにしたほうが良い。	第 2 号墳の発掘調査は、11 箇所の調査区を 6 カ年かけて行っていく計画であり、調査期間中の「ふれあいロード」は、調査区に応じて随時変更して設置することになると考えています。
10	6. 個別計画 (2) 遺構保存計画	墳丘斜面保護のためにコグマザサを植栽するとあるが、コグマザサは根が浅く、斜面の表土を漉き取って補強土工を全面に施行するとすべり面ができ、浸透水による崩落が考えられる。現地で植生されている笹類で斜面の保護は可能である。	コグマザサは、動線以外への来訪者の入りを抑制することを目的として植栽するものであり、この点において現生の笹類では十分な役目を果たせないものと考えております。また、保護盛土工については、斜面の崩壊等が発生しないよう設計段階で検討します。
11	6. 個別計画 (4) 環境保全計画	樹木の過度な伐採は風道をつくり、倒木の危険が高まるため、最小限に留めることが必要である。	樹木の具体的な伐採については、ご指摘の点も考慮しながら、本基本計画及び基本設計に基づき、整備実施設計段階で検討します。
12	6. 個別計画 (5) 活用施設計画	便所について、葉桜側の「エントランスゾーン」に接している市道には上下水道管及び電灯線が整備されているので、古墳の写真等の展示施設と便所を併設するよう努めてほしい。	葉桜側「エントランスゾーン」における便所をはじめとした活用施設の設置については、住宅地に隣接しているため、近隣住民の意向に十分配慮すべきであり、中長期的な課題としております。
13	6. 個別計画 (5) 活用施設計画	基本理念を具現化する場として、やはり何らかの施設が望まれる。 単なる箱物ではなく、高齢者も若者もさらに小中学生も一緒に「学び、集い、安らぎ憩う場」である。この施設のコンセプトは「協育」だと思う。 新設が難しいご時世であるならば、旧野外活動センター建物の再活用など、既存施設を検討する余地があるであろう。	既存の施設を、史跡を訪れる不特定多数の方が日常的に利用する施設として位置づけることは、法規制やアクセスの問題等があるため、現時点では困難です。そのため、ガイダンス施設等の設置については中長期的課題としています。
14	6. 個別計画 (5) 活用施設計画	出土品の散逸や倉庫に埋もれる状況は避けたい。持田遺跡のようにプレハブ小屋に押込まれているのを見るのは忍びがたい。いっそ、周辺の遺跡との関連性からも、持田、地蔵山、沼間南台、菅ヶ谷、さらに池子などの遺物を一堂に集め解説する資料館にしたらいかがであろう。	出土品等については、各種行政施設等を利用することで、展示施設がない点を補うこととしています（(7) 管理運営計画－3) 運営の方針－イ. イベントの企画・実施－(イ) 見学会・展示会）。

15	6. 個別計画 (5) 活用施設計画	<p>「トイレは丘陵上には設けない」と宣言しているが、既に1号墳の葉桜側入口周辺の「わき道」には白いティッシュペーパーが散乱している。難しいと言う理由であろうが、人間の生理現象は理屈では止めることができない。</p> <p>トイレ問題では評判の悪かった富士山が一昨年、バイオトイレなど環境配慮型トイレを約50ある金山小屋に設置が完了し、汚名返上したのを見習うべきである。</p>	<p>バイオトイレ等の環境配慮型トイレも、現行の製品は電気が必要な上、丘陵上への運搬方法や維持管理上の問題があるため、現時点では設置は難しいと思われます。そのため、本史跡の立地においても適用可能な製品が今後開発される可能性や、運搬方法の検討の余地等を考慮して、中長期的課題としました。</p>
16	6. 個別計画 (6) 園路計画	<p>階段の構造について、山地部（とくに第2号墳の南側は急傾斜地崩壊危険区域）でもあり、連続性のコンクリート基礎等は不適である。階段は両側に擬木コンクリート杭を打ち、蹴上げは擬木コンクリート丸太等のフレキシブルな構造とすべきである。</p>	<p>墳丘に設置する階段は、墳丘に与える影響が少ない構造を前提としつつ、耐久性・安全性・維持管理のしやすさも考慮しております。詳細な構造は、平成23年度に予定している整備の実施設計段階で検討します。なお、第2号墳の個別計画については、発掘調査の結果を踏まえて改めて検討します。</p>
17	6. 個別計画 (7) 管理運営計画	<p>本整備基本計画書の管理運営部門で、基本理念と基本方針について『史跡長柄桜山古墳群の保存を前提に、周囲の豊かな自然環境との調和を図りながら人々が学び、集い、安らぎ憩う場として整備する』と将来への展望を示していくながら、具体的な管理運営については市民参画で郷土歴史文化への愛着を市民に要求しているのみで市民へのインセンティブはない。</p>	<p>ボランティアによる史跡案内ガイドの育成を検討する（3）運営の方針一覧、市民・町民の参画（イ）史跡案内ガイドとしており、具体的には今後設置予定の整備検討会等での協議等を経て実施内容を検討します。</p>
18	6. 個別計画 (7) 管理運営計画	<p>「市民、町民参加の管理運営」は非常に大切なことである。しかし、ともすれば「お題目」に終わってしまうこともある。現在の古墳パトロールも発足当時と比較しパワーは半減しているのが実態である。</p> <p>市民・町民の手弁当ボランティア精神に完全に頼り切るのではなく、そろそろある程度の予算化を検討する時期かもしれない。</p>	<p>ボランティアによる史跡案内ガイドの育成を検討する（3）運営の方針一覧、市民・町民の参画（イ）史跡案内ガイドとしており、具体的には今後設置予定の整備検討会等での協議等を経て実施内容を検討します。</p>
19	その他	<p>発掘調査の核心である、Tr17での確認レベルが他所の発掘調査で手掛けているレベルに至らず、推測で結論することになり市民の期待に添えなかつた。</p>	<p>史跡整備における発掘調査は、遺構の保存を大前提としつつ、具体的な整備に活かすことを目的としたものでなければなりません。本史跡の発掘調査は、文化庁や整備基本計画策定委員会の指導助言の下、地下遺構の状況を把握しそれを後世に末永く守り伝えるために、本古墳の特性を考慮して必要不可欠な範囲で実施したものです。</p>
20	その他	<p>1号墳の整備工事については入札仕様書の内容と保証への対応で評価したい。従って、業者の見積り及び見積り仕様書を公開してもらいたい。</p> <p>しかし、工事の責任は新しく組織されるであろう「整備委員会」と行政にあると考える。</p>	<p>第1号墳の整備実施設計は、本基本計画及び基本設計に基づいて平成23年度に行う予定であり、その内容は公開します。</p>

国指定史跡長柄桜山古墳群整備基本計画書

発行日 2011年（平成23年）3月31日

発行 逗子市教育委員会

〒249-8686 神奈川県逗子市逗子5-2-16

TEL 046-873-1111

葉山町教育委員会

〒240-0112 神奈川県三浦郡葉山町堀内2050-9

TEL 046-876-1111

印 刷 有限会社ユニオン印刷
